

『祠部職掌類聚 作州波多大法寺一件』(続)

藩法研究会 丹波篠山班

橋本 久  
牧田 勲  
山田 勉

凡例

- 一 本稿は、前稿の篠山市教育委員会所蔵青山文庫『祠部職掌類聚 作州波多大法寺一件』に収めるべき本注と解題である。あわせて関連史料を収載した。ただし、関連史料の多くは、いずれも先学によりすでに発表されているが、可能な史料はあらためて原典からの翻刻を試みた。
- 一 関連史料の表記は、これまで通りである。
- 一 転載史料については、表記上、一部改変している。
- 一 関連資料三・四・七・八・一一の中の文書番号は、今回新たに便宜上付したものである。
- 一 各丁の表裏を行末に「二〇」「二ウ」「二オ」…のごとく表記した。

- 一 白紙の面は、この記号のみ付す。
- 一 「」内は、編者の注記である。( )内は、原注である。
- 一 原文を忠実に再現することを意図したので、今日では不適切な用語がふくまれていることをあえて断っておく。
- 一 関連史料の複写・翻刻を許可いただいた岡山県総務部総務学事課、津山郷土博物館および岡山大学付属図書館の関係者各位に、謝意を表す。
- 一 本注・解題、関連史料の翻刻は、ひきつづき橋本が担当した。小椋孝士氏の教示を受けるところ大であった。

本文訂正

四ウ	九行目	(誤)道之趣	(正)有之趣
六才	五行目	(誤)寅五十五歳	(正)寅五拾五歳
一才	五行目	(誤)被呼出	(正)江呼出
一ウ	二行目	(誤)由にて	(正)由にて
一ウ	五行目	(誤)江呼出	(正)被呼出
一ウ	一行目	(誤)皮田	(正)皮多
一四ウ	六行目	(誤)申口者	(正)申口与
一六才	四行目	(誤)逸之	(正)逸之
二〇ウ	四行目	(誤)狩野	(正)狩野
三八ウ	一行目	(誤)無年貢二て	(正)無年貢二て
三九才	二行目	(誤)行定	(正)行宣
三九ウ	二行目	(誤)以來之	(正)以來之
四一才	六行目	(誤)申越候二付	(正)申越候二付
四一ウ	四行目	(誤)逸之	(正)逸之
五一ウ	四行目	(誤)役所江開候	(正)役所被開候
五一ウ	六行目	(誤)書加へ	(正)書かへ
七三ウ	六行目	(誤)同寺旦那	(正)同寺旦那
九〇才	四行目	(誤)無御座候共	(正)無御座候付
九三才	〇行目	(誤)宥司	(正)看司
九六ウ	四行目	(誤)仙右衛門	(正)作右衛門
九九才	五行目	(誤)宥司	(正)看司
九九才	一行目	(誤)宥司	(正)看司
九九才	二行目	(誤)宥司	(正)看司
一〇〇才	六行目	(誤)宥司	(正)看司
一〇〇才	七行目	(誤)宥司	(正)看司
一〇三才	六行目	(誤)宥司	(正)看司
一〇七才	三行目	(誤)同村	(正)門村
一一一ウ	六行目	(誤)松井越後守	(正)松平越後守

本注

支配にかかわる、人名については「寛政重修諸家譜」(「寛」とする)に基いて記した。

一才 桑原伊豫守

盛員〔寛元文三(一七三三)年相続、十八歳、五百石月俸五口、將軍吉宗に初見。寛保元年(一七四二)西城御書院番。宝曆十(一七六〇)年小十人頭、布衣。宝曆十三年御目付。安永二(一七七三)年長崎奉行、從五位下能登守叙任。安永四年御作事奉行。安永五年御勘定奉行。天明八(一七八八)年大目付。寛政十(一七四八)年西城留守居。

一才 曲淵甲斐守

景漸〔寛寛保三年相続。延享元(一七四四)年將軍吉宗に初見。寛延元(一七四八)年御小性組番士。宝曆七年小十人頭・布衣。宝曆九年御目付。明和元(一七六四)年御船手兼。明和二年大坂町奉行・從五位下甲斐守叙任。明和六年(江戸町奉行。天明七年西城(江戸城西の丸)御留守居。天明八年小普請支配〔西城御留守居の次、御勘定奉行。寛政九年(本城御留守居。

一才 松平右京亮

輝和〔寛寛延三年生。安永四年嫡子、將軍家治に初見、從五位下美濃守叙任。天明元年相続、八万二千石・上野国高崎城・雁間、右京亮に改称。天明三

一才  
年奏者番。天明四年寺社奉行兼。寛政四年從四位下。寛政十年大坂城代。  
万年七郎右衛門

頼行 「寛」延享四年相統。宝曆五年將軍家重に初見。宝曆八年御勘定。宝曆十三年評定所留役。明和七年御代官。天明七年備中国倉鋪(倉敷)で死、年五十七。

一ウ  
桑原伊豫守 前掲一才  
一ウ  
七郎右衛門 前掲一才  
三才  
周防守

松平康福 「寛」享保四(一七一九)年生。元文元年相統、將軍吉宗に初見、從五位下周防守叙任。寛延二年奏者番。宝曆九年寺社奉行兼。十年大坂城代、從四位下。十二年西城老職、侍從。十三年本城兼加判。明和元年老職。天明八年致仕。寛政元年卒年七十一。

三才  
桑原伊豫守 前掲一才  
三才  
安藤弾正少弼

惟要 「寛」享保六年相統・小普請、七歳。享保八年家重御小性。享保十八年從五位下中務少輔に叙任。元文五年西城御小納戸。延享二年小十人頭。宝曆三年御先弓頭。宝曆四年盜賊追捕役。宝曆五年御作事奉行。宝曆十一年御勘定奉行、二百石加増。安永八年田安家老兼。天明二年大目付、三百石加増。

三ウ  
全八百石。天明三年西城御旗奉行。天明六年本城。天明八年辞職、寄合。寛政二年致仕、養老料三百俵。寛政四年死、年七十八。  
野村彦右衛門

正名 「寛」寛保二年相統。富士見御宝藏番。支配勘定。評定所留役助。宝曆七年評定所留役。明和二年御代官。天明四年辞職、小普請、死、年六十。

三ウ  
万年七郎右衛門 前掲一才  
三ウ  
彈正少弼 前掲三才  
四才  
土岐美濃守

定経 「寛」享保十三年生。宝曆五年相統、將軍家重に初見、從五位下美濃守叙任。明和元年奏者番、寺社奉行兼。天明元年大坂城代、從四位下。天明二年大坂で卒、年五十五。

四才

牧野豊前守

惟成 「寛」享保十三年生。寛保元年將軍吉宗に初見。二年從五位下豊前守叙任。寛延三年相統。宝曆五年奏者番。安永六年寺社奉行兼。天明三年卒、年五十六。

四才

平岡彦兵衛

良寛 「寛」享保十一年將軍吉宗に初見。享保十九年御代官見習。元文元年相統、御代官。寛政元年致仕。寛政二年死、年七十八。

四才

石原清左衛門

六才

正範 「寛宝曆五年將軍家重に初見。安永五年御代官。安永六年布衣。寛政六年大津で死、年六十五。

板倉隱岐守

勝從 「寛寛延三年生。明和六年相統、將軍家治に初見、從五位下隱岐守叙任。安永六年日向守に改称。安永七年卒、年二十九。

八ウ

松平越後守

康致のち康哉 宝曆二年生。宝曆十二年家督。明和三年將軍家治に初見、從四位下越後守叙任。安永六年侍從。寛政六年卒、年四十三。「徳川諸家系譜」

八ウ

大久保七郎右衛門

忠顯 「寛宝曆五年生。明和六年相統、十五歳。安永三年將軍家治に初見、從五位下加賀守。寛政八年致仕、上総介に改称。

九才

内藤山城守

學文 「寛宝曆元年生。明和元年養子。明和二年將軍家治に初見、十五歳。明和三年襲封、從五位下山城守叙任。安永四年丹波守に改称。天明元年右近将監に改称。寛政六年卒、年四十四。

九才

三浦志摩守

明次 「寛享保十一年生。元文三年將軍吉宗に初見。五年從五位下備後守に叙任、玄蕃頭。宝曆六年相統、志摩守。明和元年美作国勝山に移封。安永元年致仕、兵庫頭。寛政九年卒、年七十一。

〔参考〕

矩次 「寛延享三年生。宝曆七年兄明次嗣、十二歳。宝曆十二年將軍家治に初見、從五位下備後守叙任。安永元年襲封、志摩守に改称。安永九年卒、年三十五。

前次 「寛宝曆七年生。安永三年兄矩次嗣。安永四年將軍家治に初見、從五位下備後守叙任。安永九年相統、美作国眞嶋郡内二万三千石・勝山城。天明七年志摩守に改称。

九ウ

御料久世役所

美作国大庭郡、享保二二年から文政元（一八一八年）まで、美作国五万石を支配。

九ウ

大坂御代官

支配地は、摂津・河内・播磨国内の幕府領村々。

一一才

板倉隱岐守

一一ウ

大坂奉行所

享保九年の火災後、東町奉行所は京橋口門外、西町奉行所は本町橋東詰に設けられ、一カ月交代で月番と非番になり、月番のとき新規の諸願、諸出入を受け付けた。

一一ウ

江戸奉行所

幕府領の地方支配は勘定奉行所・寺社支配は寺社奉行所が管轄。

一二才

平岡彦兵衛

一三ウ

松平越後守

前掲四ウ  
前掲八ウ

一七才 豊前守 前掲四才

一八ウ 森對馬守

俊韶 [寛]延享三年乃井野生。安永元年將軍家治に初見。三年相統、從五位下對馬守叙任。寛政五年河内守に改称、致仕。九年卒、年五十一。

一八ウ 播州生野役所

生野代官所 但馬国朝来郡、生野銀山と但馬・播磨の幕府領村々を管轄。

二〇才 生野役所 前掲一八ウ

二〇ウ 生野役所 前掲一八ウ

二二ウ 久世役所 前掲九ウ

二二才 久世役所 前掲九ウ

二三ウ 御室御所

仁和寺 真言宗本山

二三ウ 久世役所 前掲九ウ

二四ウ 久世役所 前掲九ウ

二五ウ 久世役所 前掲九ウ

二六才 久世役所 前掲九ウ

二七ウ 久世役所 前掲九ウ

二七ウ 生野役所 前掲一八ウ

二八ウ 生野役所 前掲一八ウ

二九才 御室御所 前掲二三ウ

三二才 津山領

松平家、美作国内五万石。

三二ウ 津山領 前掲三二才

四一才 久世役所 前掲九ウ

四六才 京都御室御所 前掲三三ウ

五一才 久世役所 前掲九ウ

五一ウ 久世役所 前掲九ウ

五三才 久世役所 前掲九ウ

五三ウ 内藤十右衛門

忠尚 [寛]享保十一年相統。支配勘定。元文三年御勘定。寛保三年御代官。明和七年辞職、小普請。八年死、年七十三。

五三ウ 稲垣藤左衛門

豊章 [寛]元文三年相統、大番。寛延元年大坂城守衛。三年御代官。天明二年辞職、死。年六十八。

五三ウ 久世役所 前掲九ウ

五四ウ 津山領 前掲三二才

五五才 津山領 前掲三二才

五八才 安藤對馬守

信成 [寛]寛保三年生。宝曆五年所領五万石・雁間・加納城・美濃国六郡、十三歳。六年陸奥国磐城平・四郡。九年將軍家重に初見、從五位下對馬守叙任。安永三年奏者番。天明元年寺社奉行兼。四年若年寄。寛政五年老中、從四位下。

六〇才 十右衛門 前掲五三ウ

六〇ウ 藤左衛門 前掲五三ウ  
 六〇ウ 板倉隱岐守 前掲六オ  
 六〇ウ 松山役所  
 六〇ウ 室賀山城守  
 正之〔寛〕元文五年相統、將軍吉宗に初見。寛保元年西城御書院番。九年御使番、布衣。明和元年西城御目付、御目付。五年大坂町奉行。六年從五位下山城守叙任。安永八年御作事奉行。天明五年御旗奉行。六年死、年六十六。  
 六一オ 山城守 前掲六〇ウ  
 六一オ 神谷大和守  
 清俊〔寛〕寛保三年相統、將軍吉宗に初見、御書院番士。延享三年四国巡見。宝曆元年御使番、布衣。八年駿府定番。明和三年小普請支配。六年大坂町奉行、從五位下大和守叙任。安永四年御持弓頭。五年辭職、寄合。六年致仕。天明二年死、年六十。  
 六一ウ 山城守 前掲六〇ウ  
 六一ウ 平岡彦兵衛 前掲四オ  
 六一ウ 生野役所 前掲一八ウ  
 六一ウ 大坂御目付  
 老中支配、使番・兩番より一人ずつ交代。  
 六四ウ 大坂町奉行所 前掲二ウ  
 六五オ 野村彦右衛門 前掲三ウ  
 六五オ 武嶋左膳

六五ウ 松平内蔵頭  
 修茂〔寛〕延享三年將軍家重に初見、十五歳。明和三年相統。安永四年御代官。寛政五年小普請に貶免。寛政六年死、年六十三。  
 六六オ 三浦志摩守 前掲八ウ  
 六七オ 板倉隱岐守 前掲六オ  
 六七ウ 伊東伊豆守  
 長詮〔寛〕元文元年生。延享四年嫡子。宝曆二年將軍家重に初見。十三年襲封、從五位下伊豆守叙任。安永七年卒、年四十二。  
 七〇オ 平岡彦兵衛 前掲四オ  
 七〇オ 森對馬守 前掲一八ウ  
 七〇ウ 土岐美濃守 前掲四オ  
 七一オ 松平越後守 前掲八ウ  
 七三オ 松平越後守 前掲八ウ  
 七四オ 野村彦右衛門 前掲三ウ  
 七四オ 万年七郎右衛門 前掲一オ  
 七四オ 豊前守 前掲四オ  
 七五ウ 桑原伊豫守 前掲一オ  
 七五ウ 平岡彦兵衛 前掲四オ  
 七五ウ 石原清左衛門 前掲四オ

- 七六才 野村彦右衛門 前掲三ウ  
 七六才 万年七郎右衛門 前掲一才  
 七八才 野村彦右衛門 前掲三ウ  
 七八才 平岡彦兵衛 前掲四才  
 七八才 石原清左衛門 前掲四才  
 八〇才 板倉左近將監  
 勝政〔寛宝曆七年生。安永七年相統、備中国内五万石、松山城。安永八年從五位下左近將監叙任。天明四年奏者番。天明八年寺社奉行兼務。寛政元年周防守改称。〕  
 八〇ウ 野村彦右衛門 前掲三ウ  
 八〇ウ 武嶋左膳 前掲六五才  
 八〇ウ 松平内蔵頭 前掲六五ウ  
 八二才 三浦備後守  
 前次〔寛宝曆七年生。安永三年兄矩次嗣。安永四年將軍家治に初見、從五位下備後守叙任。安永九年相統、美作国眞鳴郡内二万三千石・勝山城。天明七年志摩守に改称。〕  
 八一ウ 板倉左近將監 前掲八〇才  
 八一ウ 伊東政之助  
 長寛〔寛明和元年生。安永七年相統、一万三百石余・備中国岡田・柳間。天明二年將軍家治に初見。天明三年從五位下播磨守に叙任。〕  
 八二才 平岡彦兵衛 前掲四才

- 八二才 森對馬守 前掲一八ウ  
 八二才 土岐美濃守 前掲四才  
 八三才 松平越後守 前掲八ウ  
 八四ウ 松周防守 前掲三才  
 八四ウ 桑伊豫守 前掲一才  
 八四ウ 万年七郎右衛門 前掲一才  
 八七才 万年七郎右衛門 前掲一才  
 八七才 野村彦右衛門 前掲三ウ  
 八七才 平岡彦兵衛 前掲四才  
 八七才 石原清左衛門 前掲四才  
 八七ウ 万年七郎右衛門 前掲一才  
 八八ウ 桑原伊豫守 前掲一才  
 九二才 平岡彦兵衛 前掲四才  
 九二才 石原清左衛門 前掲四才  
 九二ウ 板倉左近將監 前掲  
 九二ウ 野村彦右衛門 前掲三ウ  
 九二ウ 武嶋左膳 前掲六五才  
 九三才 松平内蔵頭 前掲六五ウ  
 九三才 三浦備後守 前掲八一才  
 九三ウ 伊東政之助 前掲八一ウ  
 九四才 平岡彦兵衛 前掲四才  
 九四才 森對馬守 前掲一八ウ  
 九四才 土岐正吉  
 定吉〔寛明和三年生。天明二年相統。三年將軍家

料

資

治に初見、従五位下美濃守に叙任。六年卒、年二十一。

九四ウ 松平越後守 前掲八ウ

九五才 万年七郎右衛門 前掲一才

九五才 石原清左衛門 前掲四才

九八ウ 桑原伊豫守 前掲一才

九九才 森對馬守 前掲一八ウ

九九才 小堀數馬

邦直 「寛」寛保元年相統、十三歳。延享四年見習。

寛延二年將軍家重に初見。宝曆四年御代官。宝曆

五年布衣。天明四年京都郡代。天明五年大坂御船

手格。寛政元年死、年六十一。

九九才 平岡彦兵衛 前掲四才

九九ウ 平岡彦兵衛 前掲四才

九九ウ 牧野備中守

貞喜 「寛」宝曆八年生。安永三年將軍家治に初見、

従五位下兵部少輔に叙任。寛政四年襲封、常陸・陸

奥兩國内八万石、常陸国笠間城、備中守。五年日向

守、奏者番。

一〇〇才 平岡彦兵衛 前掲四才

一〇〇才 内方鉄五郎

恒忠 「寛」宝曆十年將軍家治に初見、十六歳。明和

二年相統、廩米百五十俵。三年田安近習番。安永二

年御納戸番。六年御代官。

一〇〇才 平岡彦兵衛 前掲四才

一〇〇才 小堀數馬 前掲九九才

一〇〇ウ 平岡彦兵衛 前掲四才

一〇〇ウ 内方鉄五郎 前掲一〇〇才

一〇三才 土井大炊頭

利和 「寛」宝曆九年生。安永六年相統、下総・下

野・武藏・摂津・播磨・美作六国内七万石、下総国

古河城、將軍家治に初見。七年従五位下大炊頭に叙

任。八年奏者番。六年寺社奉行兼。八年免寺社奉

行、奏者番如元。寛政八年再寺社奉行兼。

一〇三才 川窪左太夫

信積 「寛」寛延三年相統、西城（江戸城西の丸）御小

性組。宝曆十一年本城（江戸城本丸）。宝曆十二年西

城。安永八年本城。天明元年西城。天明三年致仕。

一〇三ウ 万年七郎右衛門 前掲一才

一〇四才 小堀數馬 前掲九九才

一〇四ウ 内方鉄五郎 前掲一〇〇才

一〇五才 小堀數馬 前掲九九才

一〇六ウ 内方鉄五郎 前掲一〇〇才

一〇七ウ 小堀數馬 前掲九九才

一〇八才 周防守 前掲三才

一〇八才 桑原伊豫守 前掲一才

一〇八才 平岡彦兵衛 前掲四才

一〇八才 石原清左衛門 前掲四才

一〇九才 板倉左近将監 前掲八〇才



- 一〇八才 周防守 前掲三才
- 一〇八才 桑原伊豫守 前掲一才
- 一〇八才 平岡彦兵衛 前掲四才
- 一〇八才 石原清左衛門 前掲四才
- 一〇九才 板倉左近將監 前掲八〇才
- 一〇九才 野村彦右衛門 前掲三ウ
- 一〇九才 武嶋左膳 前掲六五才
- 一〇〇才 松平内蔵頭 前掲六五ウ
- 一〇〇才 板倉左近將監 前掲八〇才
- 一〇〇才 伊東政之助 前掲八一ウ
- 一一一才 平岡彦兵衛 前掲四才
- 一一一才 森對馬守 前掲一八ウ
- 一一一才 土岐正吉 前掲九四才
- 一一一才 土岐美濃守 前掲四才
- 一一一ウ 松平越後守 前掲八ウ
- 一一二才 松平越後守 前掲八ウ
- 一一三才 万年七郎右衛門 前掲一才

関連資料

一 大谷本願寺通紀卷第三 歴世宗主伝第三

『大日本佛教全書一三三』(明治四五年)七四頁

天明四年三月条

廿九日美作屠村大法寺改眞言宗坂本山自後相次歸者若干所

この本件に関する改宗記事は、管見した限りでもつとも早く史書に記されたものであろう。『大谷本願寺通紀』は本件判決(天明二年十二月)の直後にまとめられており、歴世宗主伝は天明五年までの記事と天明六年段階の現況記録で終わっている。「注」

〔注〕本願寺史料研究所編『本願寺年表』(昭和五六年)の記事を摘記しておく。

天明二(一七八二)12・27 幕府・備前・備中・美作の眞言宗被差別部落寺院に改宗を命じ、本願寺に属せしむ(被差別部落の史的研究)。

天明四(一七八四)3・29 美作の被差別部落寺院・幕府の命により眞言宗から改宗し、本願寺に属す(通紀)。

天明五(一七八五)11・15 玄智『大谷本願寺通紀』を脱稿(寛政四年頃増補(奥書))。

天明七(一七八七)9・13 玄智『大谷本願寺通紀』刊行(刊記)。

〔補注〕本書については、『補訂版 国書総目録』第一卷(一九八九年)および第八卷(一九九〇年)をあらためたが、第一卷五九一頁に、

大谷本願寺通紀歴世宗主伝

二卷二冊(真宗) 玄智(江戸中期) 大谷

とあるのみで、明治以降の活字本の存在は記していない。

## 二 『百箇條調書』第一卷(布施弥平次編 新祉 昭和四一年)三五二頁

百箇條調書 卷四 箱訴之部

天明二<sup>(天)</sup> 頁十月廿八日河内守 主殿頭殿江 大隅守 立合近藤吉左工門を以進達  
信濃守

評定所前捨訴狀取計方之儀申上候書付

評定所一座

評定所前訴狀箱江訴狀を不入、右箱之上敷、又ハ箱之脇  
杯江差置候節、并訴狀箱上リ候上、右箱之台杯ニ差置候節  
之取計方御尋ニ御座候、此儀訴狀箱上ケ候而茂御目付退散前ニ御座候得は御目付  
江相渡申候、御目付退散後之捨訴狀、評定所番より御勘  
定奉行江申聞候得は、次之評定日ニ持参いたし一座江申  
談し焼捨ニ仕候、御老中方御名宛之訴狀ニ候得は、伺之  
上焼捨候儀も御座候以上、

寅十月

〔朱〕 丑五月廿八日周防守美濃守相渡候書付〕

作州大久保村皮多大法寺海願箱訴一件吟味之儀、無本寺ニ  
而不取<sup>レ</sup>之趣ニ相聞候段、尊方御勘定奉行申聞候、右一件  
御勘定奉行も懸合可有之候間、申談評議可被致事、

前半は評定所前の捨訴狀の取扱に関する評定所一座の答申書

である。これは天明二年十月二十八日、老中田沼主殿頭意次に対し、寺社奉行井上河内守正定・町奉行牧野大隅守成賢・勘定奉行山村信濃守良旺が立ち会い、近藤吉左衛門から提出された。後半が、本件箱訴にかかわる。前者の参考資料であろうか。「丑五月二十八日、周防守が美濃守に渡した書付」とは、天明元辛丑(七八)年に老中松平周防守康福から寺社奉行土岐美濃守定経へ渡された指令書である。本件すなわち「作州大久保村皮多大法寺海願箱訴一件」吟味での中心問題が、無本寺に関する不取締であり、寺社奉行と勘定奉行とにかかわり、勘定奉行からも連絡があるうから、双方が協議して処理せよとする。

戦前の、本件に関する本格的な研究成果は、三好伊平次の名著『同和問題の歴史的研究』(昭和一八年)である。基本史料〇〇変宗一件書類留の発見・内容紹介は画期的であったが、原文の紹介は戦後を待たざるを得なかった。三好は、この記録を「元倉敷代官所支配下の目明役を世襲した」家が発見したと報じ、これが〇〇改宗に関する幕府の判決録並関係者の請書等であつて美濃紙二百枚に頗る浩瀚なものであるとしている。

最初の本格的な原文翻刻としては、兵庫県立教育研修所に設けられた兵庫県部落史研究委員会による「兵庫県同和教育関係史料集」(全三巻)の中に、『〇〇変宗一件書類留』および関連史料が収められた。重複をあえて冒しながら、以下に、刊本による翻刻成果を紹介した上で、原本または複写本に接した結果を報告する。

三 『兵庫県同和教育関係史料集』 (昭和四七・四八・四九年)

1 皮多寺につき幕府の裁判と各村の請状

榊縫神社文書 城崎郡日高町 第一卷六三八〜六四一頁

從江戸表被為仰越候御裁判并御請證文之写

差上申一札之事

皮田寺并道場元之儀、被為遂御吟味被遊御伺候処、皮多寺之儀寺号有之候分俗鉢ニ候共寺持ニ而俗名別段有之候ハ紛敷候間、法名を唱道場元と唱候分□新寺ニ紛敷候間、夫ニ皮多寺之且家と相成可申候、

桑原伊豫守様依差図被仰渡之趣、一同承知奉畏候、若相背候ハ御料可被仰付候、仍而

御請證文差上申所如件、

天明貳年寅十二月廿七日

元森対馬守御預リ所

當時小堀数馬御代官所

播州多可郡東山村皮多

正福寺

看司智正煩ニ付

代 五郎右衛門

元平岡彦兵衛御代官所

當時御支配所

同国加西郡野田村皮多

正願寺

看司巴誓退

寺看司正慶煩ニ付

代 久四郎

右同断

同国同郡嶋村皮多

光正寺

宗圓煩ニ付

代 安右衛門

元平岡彦兵衛御代官所

當時牧野越中守領分

同国同郡中西村之内谷口皮多

名称寺

慶長煩ニ付

代 庄五郎

元平岡彦兵衛御代官所

當時内方鉄五郎御代官所

同国多可郡高岸村皮多

浄福寺

看司教守病死ニ付當時看司

祐仙煩ニ付

代 善七衛

元平岡彦兵衛御代官所

當時小堀数馬御代官所

同国同郡上野村皮多

照光寺

忠右衛門

元平岡彦兵衛御代官所

当時内方鉄五郎御代官所

同国神西郡真弓村皮多

極楽寺

教悟事

九兵衛

右同断

但州朝来郡石田村伊由細工皮多

如来寺

寿正

右同断

同国同郡牧田岡村皮多

西方寺

道西事甚四郎

病死二付倅

道西事

右同断

同国气多郡伊福村皮多

極楽寺

助三郎

右同断

同国養父郡吉井村皮多

安養寺

権四郎

右同断

同国同郡網場村皮多

安楽寺

源右衛門

右同断

同国同郡町村皮多

道場元

慶同事半三郎煩二付

倅惣七

右同断

同国同郡三宅村皮多

道場元

長兵衛

右同断

同国同郡下八木村皮多

道場元

佐右衛門煩二付

倅新右衛門

右同断

同国出石郡木村皮多

道場元

仁兵衛病死ニ付

倅 仁兵衛

右同断

播州多可郡豊郡村皮多

道場元

又右衛門病死ニ付

倅 又四郎

右同断

同国同郡杉原村皮多

道場元

五左衛門煩ニ付

代 太助

土井大炊頭領分

同国同郡前嶋村皮多

西福寺

看司了證退寺当時無住ニ付

旦那 嘉兵衛

川窪左太夫知行

丹波国何鹿郡私市村皮多

安楽寺

智 好

万年七郎右衛門様

御役所

前書被仰渡之趣、私共儀茂一同罷出奉承知候、依之奥書

印形差上申候已上、

播州多可郡田乃口村

同国加西郡野条村

同国同郡東笠原村

同国同郡中西村

同国多可郡中村

同国同郡塚口新田村

同国神西郡真弓村

但州朝来郡石田村

同国同郡玉木村

同国気多郡伊福村

同国養父郡吉井村

同国同郡網場村

同国同郡町村

同国同郡三宅村

同国同郡八木村

同国出石郡木村

播州多可郡豊郡村

同国同郡門と村

同国同郡西田井村

丹波国何鹿郡私市村

弥兵衛代

義右衛門倅

利右衛門代

佐次郎代

弥三兵衛代

太郎右衛門

文六代

友五郎代

市右衛門代

源右衛門代

源左衛門

善左衛門倅

馬太夫代

新重郎

本蔵

久左衛門

伝兵衛

次郎兵衛

太左衛門

又七

六兵衛

嘉重郎

久兵衛

佐平次

友右衛門

伝七

友次郎

彦四郎

常五郎

善兵衛

藤五郎

定兵衛

彦兵衛

万年七郎右衛門様

御役所

2 真宗への改宗につき幕府の裁許

同前 第一卷六四二了五頁

差上申一札之事

作州大久保村皮多大法寺海順御箱訴一件并右同様之皮多一寺被為遂御吟味御伺之上、

桑原伊豫守様依御差図右之通仰渡候、

一 皮多寺之儀、慶長年中東本願寺江被下置候由之儀ハ難相知候得共、作州西町村金龍寺外三ヶ寺ハ東本願寺塔頭金福寺下寺と唱一向宗に候間、大法寺大宝寺ハ勿論一件寺院之内是迄真言宗と相覚候共、真言宗ニ皮多寺ハ無之由ニ候上ハ寺院并且方之皮多とも一向宗ニ相成、寺院共東本願寺塔頭金福寺等之下寺ニ可相成候、且作州圓宗寺村九右衛門儀道場元と唱候而ハ新寺ニ紛敷候間、一向宗皮多寺之且家ニ可相成候、

一 海順儀縦幼年之節ニ候共、住職致候上ハ寺附之印形手放シ申間敷候処、村役人江預ケ置候段不束之至殊ニ無證拠齡を以不取レ儀を取受村役人私欲有之越ニ申立候段、旁不埒ニ付押込被仰付候、四郎右衛門弥四郎儀人別帳外之者村内ニ可指置筋無之候間縦榮順ヲ人別帳ニ書入具候様由聞候者無御座候共、大法寺先住貴法悻ニ相違無之まつち茂寺内ニ罷在候へハ取斗、御支配御役所江可相伺候処、真言宗之名目ニモ相濟来り妻帯ニ而ハ齟齬いたし候<sup>御</sup>進請僧と申立まつちハ清兵衛家内人

別へ加、榮順を帳外ニいたし置候段、不埒に付四郎右衛門ハ過料五貫文、弥四郎ハ同三貫文被仰付候、然ル処四郎右衛門ハ病死仕候、但、過料錢三日之内当御役所江可相納候、伊右衛門儀茂同様不埒ニ付、存命候へハ過料錢三貫文可被仰付候処致病死候ニ付、其旨可存候、宥仙行宣智心榮順行春恵正嘉順永巡泰隆了意九右衛門儀ハ不埒之筋も無之候間、御構無御座候、其外先達而御吟味ニ付御召出之者共茂一同御構無御座候間、其旨可申通、然ル処榮順行春恵正嘉順了意ハ病死仕候、

右被仰渡之趣一同承知奉畏候、若相背候へハ重料<sup>御</sup>可被仰付候、仍而御請證文差上申所如件、

天明貳年寅十二月廿七日

元平岡彦兵衛当分御預り所  
當時石原清左衛門御代官所へ  
作州久米北条郡大久保皮多  
大法寺海順

同村皮多元庄屋病死  
四郎右衛門  
同村百姓代 弥 四 郎  
煩ニ付 善 四 郎  
同村仮庄屋 勘 三 郎  
板倉左近持堅領分  
備中国上房郡古瀬六名村皮多  
大宝寺

元野村彦右衛門御代官所 當時武島左膳御代官所 同国阿賀郡井尾村皮多	宥 仙
真光坊	
松平内蔵頭領分 備前国御野郡伊福村之内国守皮多	行 宣
常福寺	
智	心
三浦備後守領分 作州真嶋郡萬水村皮多	
宝福寺	
柴順病死二付	
看司 智	元
右同断	
同国同郡六名村皮多	
増福寺	
行春病死二付	
後住 智	道
伊東政之助領分 備中国下道郡述田村皮多	
大圓坊	
惠正病死二付	

元平岡彦兵衛当二分御預リ所 當時森対馬守御預リ所 作州吉野郡西町村皮多	後住 成 □
金龍寺	
嘉順病死二付當時無住二付	
且家 半次郎	
大波正吉領分	
同国莫国郡川北村皮多	
本教寺	永 巡
右同断	
同国勝北郡真可郡村皮多	
教福寺	泰 隆
松平越後守領分 同国東北条郡下高倉村皮多	
教本寺	
了意病死後住惠吟煩二付代	
庄 吉	
同人領分 同国西二条郡圓宗守村皮多	
道場元	
九右衛門煩二付代同人甥	
定 吉	

定吉若年ニ付添罷出候

四郎兵衛

万年七郎右衛門様

御役所

前書ニ被仰渡之趣私共儀度一同罷出奉承知候依之奥書印形差上申候以上、

作州久米北条郡

足山村 忠右衛門

村々 名目有り

備中国差添

村々 名目有り

備前国差添

村々 名目有り

万年七郎右衛門様

御役所

前文趣御届ニ付右御役所之御白砂ニテ写取候趣聊相違無御座候以上、

天明三卯(二月十八日写之)

3 真宗への改宗一件につき報告書

田中家文書 養父郡養父町 第一卷六六七〜八頁

〇〇 岳久米北条郡大久保村太<sup>天</sup>法寺海順真言宗之処、無本寺〇〇〇〇 歎キ浄土真宗ニ宗替仕度望ニ付、大坂御代官様〇〇左衛門様、内藤重左衛門様、但碯生野平岡彦兵衛様、播碯乃井野、作州久世、備中松山、右等之御役所江宗改之願ニ出候処、何茂御取上無御座、中ニ茂大坂両御代官所様へ者箱訴仕候処、海順并ニ

村役人御召出、右之願不相叶て後者、箱訴致間敷并代官所へ願

書出し申間敷と被仰渡、御焼捨被遊、則御請印仕候<sup>本</sup>処、又候右之

願ニ付、撰碯富田本照寺御請込之旨ニ而、弥〇〇寺未寺ニ被仰

付被下候得との願ニ候カ、大坂御役所江戸表ニ箱訴仕御取上被

遊候而之事御覽、安藤彈正少弼様ト備中倉敷御代官、万年七郎

右衛門様、同国笠岡御代官野村彦右衛門様江被仰越、皮多宗門

何国茂無本寺カ之儀ニ付、生野平岡彦兵衛様申来リ辰六月十四

日、御役所へ御召出、御添簡を以、同十五日生野出立、同十八日

備中高屋郡十明へ至着仕、同廿日屋ト倉敷之御役所へ御召出被

遊、御尋ニ付申上候口上之覽、

一、寺開基之儀御尋被遊、此儀者年久相成、其上洪水之節諸書物者

紛失仕相知不申候、寺号本仏尊形絵像之儀者、則御免許御印書

入御覽相済申候、

一、本寺之儀、御尋本寺者京都西六条御門跡御寺内万宣寺ニ而御座

候、別西本願寺様下万宣寺未<sup>本</sup>如来寺ト申御印書御覽述候、

一、死〇〇之儀、御尋被遊此義者、如来寺看坊寿正義住事相勤申

候、右寿正義、則伊、由村出生之者ニ御座候、勿論如来寺者伊油皮

田一村之惣道場ニ而御座候、

一、御本山御普請等之節、割符銀志上ケ候かと御尋被遊、此義者万

宣寺より廻文を以申来リ候間、少々志上納仕候、御本山万宣寺へ

毎年志上候か之義、御尋此義者定メも無御座候へ共、其年之作

牒次第惣檀那中志之銀上ケ申候、万宣寺へも右之通ニ御座候、

且又万宣寺且中経廻〇〇春秋両度宛被廻申候と申上候、

右之通申上候処、口上書者御役所調御読きかせ、無相違故、印形被



仰付候事、

4 改宗一件 原田家文書 岡山県倉敷市 第一卷九三八〜九五三頁  
(表紙)

備中  
備前  
美作  
穢多変宗一件書類留  
此書追而請書

4-1 大法寺海順の訴え

乍恐奉指上御歎之事

御代官平岡彦兵衛様御支配所

作州久米北条郡大久保村皮田

青長山大法寺

海順 卯二十一歳

一、諸國一統宗旨御改初而被為 仰付候節迄近國私共類之内ニ寺  
無御座候、隣国因幡・伯耆両国は御地頭様より老ケ寺へ毎年米  
拾式石宛被下置、其上寺屋敷等無年貢ニて被差置、浄土真宗御  
建立被成候、備中・美作ハ勝手俣ニ坊主ヲ拵、寺建立仕候、私村

之儀も初而寺判被為仰付候所、村方ニ居合候夫婦暮之浪人有之候処、僧ニ相成青長山大法寺ト号、真言宗之名目を立宗旨印形仕、其後代々子孫ヲ以相統仕来候、無本寺妻帯寺ニて御座候ニ付、宗派之教等無御座候儀、他國迄も相聞候、七年以前西年本願寺下寺、京都金福寺より玉林と申僧罷下私並且家へ被申候は、真言宗之僧妻帯ニてハ破戒之僧と申ものニて有間敷事ニ被存候、本寺無之故、我俣之働有之候間、真言宗ニて慥成本寺ヲ相頼向後正キ教ヲ相守リ可被申哉、若又本願寺へ帰依之心も有之候得ハ、無本寺之儀、本願寺へ申上、此方寺下ニ可致旨被申候、其節私幼少ニて御座候故、私村方年寄伊右衛門・四郎右衛門取計ニて備中六名村ニ大宝寺と申本寺御座候様偽申ニ付、玉林ハ致承知帰被申候、熟思案仕候所私儀者無妻ニて御座候得共、元来本寺無御座候故、宗派之教曾以不奉存、身持不正、何を以坊主ト可申哉、且家ヲ何を教可申哉、如是ニて施物請候儀不本意歎ケ敷、何卒本寺ヲ相頼、以来正教宗門ニ相成申度、相談仕、高野山・京都其外真言宗之寺方へ罷出、本寺之儀相頼候得共承引被下候寺無御座、殊ニ私親貴法妻並私寺ニて出生仕候姉かち私弟栄順共ニ私寺ニ居申候処、右伊右衛門・四郎右衛門取斗を以、私母并姉かち兩人ハ同村清兵衛家内之宗旨帳面ニ書入置、弟栄順義は數年來帳外ニて差置候ニ付、是迄段々村之人數ニ書入置候様相頼候得共、承引不仕、最早当卯ニて十八歳ニ相成候処、人別帳ニ入不申千万恐入次第二奉存候、元来本願寺派ニは、私共中間下寺數多御座候て、妻帯ニて御座候ニ付、此段私且家拾五ヶ村之者共へ及相談申所、拾壹ヶ村ハ私ニ同心仕、則得心印形仕

候、私共村ニも右伊〔右衛門・四郎〕右衛門ニ同心不仕者七八人も御座候、相殘候者共ハ右伊右衛門・四郎右衛門相妨候ニ付、何江も相片付不申候、殊ニ私村方並弓削・北ノ庄・飯岡以上四ヶ村ハ右伊〔右衛門・四郎〕右衛門取斗ニ而、六年以前之宗門帳面ニ、備中大宝寺末寺と書付奉差上候儀歎ケ敷奉存候、其外松平越後守様御領分ニテ五ヶ村、大久保七郎右衛門様御領分ニ三ヶ村、内藤山城守様御領分ニ壹ヶ村、三浦志摩守様御領分ニ貳ヶ村、合拾壹ヶ村ハ古来之通無本寺と書附差上申候、右之通由緒無之、無本寺之備中大宝寺ヲ俄ニ本寺と書上申候、如此我俣仕候義ハ本寺無之儀と奉存、壇家〔應〕相談仕、去々丑八月撰州富田本照寺末寺ニ被成下候様ニ御願申上候処、御聞届被下候得共、元来右伊〔右衛門・四郎〕右衛門兼而工ミ候得ハ、私弟栄順義ハ人別帳面ニ記不申時節ヲ見合、私共追失寺且共ニ六名村有仙江相渡可申心底ニ御座候故、私儀者宗所ニ慥ニ相知有之処、弥四郎を以相談ニ入三人申合、私親兄弟共ニ相談も不仕、内藤十右衛門様・稲垣藤左衛門様御兩人御預リ之久世御役所江、私義欠落仕行衛相知不申、無住ニ而御座候ニ付、私寺備中大宝寺兼帯ニ致申度願御手代衆御聞届被成候由、私罷帰奉驚、右御役所江御願奉申上候所、御取上無御座候ニ付、右御預リ之大坂御代官様江願出候処、御代官様御直ニ御吟味成被為下曾以欠落仕候儀ニテハ無御座候ニ付、失人御帳面御消被為成下、此義ハ相濟候得共、寺且之儀ハ備中大宝寺隠居寺杯と申相戻し不申候、右大宝寺儀も私同様ニ代々妻帯ニテ本寺等無御座候、皮田寺ニ而御座候、則先住頼栄ニ男子無御座、はる・かめと申式人有之、は

るハ私旦那吉村半三郎妻ニ相成、先住頼栄相果久々無住ニテ同村増福寺致兼帯相勤候処、拾四五〔年〕前讚州浪人唯今之有仙入寺仕、かめニ男子老人生、教尊と申候、かめハ有仙妻と承申候、尤私村方同前ニ同村之者之家内帳面ニ入置、大宝寺人別帳ニハ有之間敷と奉察候、如斯外ニ恐申本寺無御座候ものニ御座候故、隠居寺杯と我俣申ニ、私旦那相戻不申候、私寺四代以前光巒相果候所、娘計ニテ男子無御座候暫々無住ニテ有之候所、旦那相談之上備中六名村増福寺俣清性、則私祖父ニテ御座候処貫請、大久保村大法寺相続仕候、依之右増福寺・大宝寺式ヶ寺先祖並末寺等之儀、御地頭様へ差上申候、書付写、清性持參致、私へ譲リ渡申候、則式ヶ寺印形等有之写仕奉差上候、並右之通慥成證抛御座候得共、板倉隠岐守様御領分之義ニ御座候故、御預リ之御代官様ニテ貪着難被為成下旨被為仰渡候故、去寅二月板倉隠岐守〔守〕様御役所へ御願奉申上候処、御公領其外他領敷多之内ニ旦那人組有之候ニ付、御吟味被成下候事不相成候由ニ而、对決等も不被為仰付願書御戻シ被成候ニ付、去寅五月大坂御奉行様へ御願奉申上候所、近年ハ遠国願事ハ不被為及御沙汰候由ニテ、御取上不被為成下候、此上ハ如何可仕様無御座候ニ付、最早御江戸御役所江可奉願上より外可仕様無御座候處、極貧僧之私義ニ御座候故、路銀等無御座候十方ニ暮居申候所、不圖存付去寅五月十三日御箱訴仕候処、同六月廿七日大坂御番所江被為召出願書御焼捨ニ被為仰付候、然共御堂上方又ハ御江戸御役所江願上候儀ハ、勝手次第之旨被為仰付候ニ付、乞食仕候も御江戸御役所様江乍恐奉願上度故、平岡彦兵衛様御役所江御添翰被

為成下候様ニ奉願上候処、寺法之義ニ候得ハ、御添翰不被為成下候、此上如何様共可仕様無御座候ニ付、重々恐多無勿体儀奉存候得共、御横目様御箱江訴状奉差上候、御慈悲之上五畿内近国何レ之御役所江成共被為仰付、御吟味之上宗門之義無本寺真言宗ニ成共、又ハ一向宗ニ成共、如何様共被為仰付、私寺且家共ニ相戻シ住職相勤候様被為仰付被下候ハ、生々世々難有可奉存候、  
以上

明和八卯年二月廿七日

海順

御江都ごえと

御役所様

4-2 倉敷役所より關係者の呼出状

備中倉敷御役所より掛り合御領主ニ御差紙之写  
一筆致啓上候、然ハ平岡彦兵衛様當分御預り所作州久米北条郡大久保村皮多大法寺海順御箱訴一件、從安藤彈正少弼様、彦右衛門・七郎右衛門立会吟味引合之もの共御領々へ御掛ヶ合呼出可申旨被仰渡候、右吟味引合ニ付、別前之通、備中倉敷七郎右衛門役所へ早々御差出可被成候、右之段可得御意旨七郎なな右衛門申付、如此御座候、以上

万年七郎右衛門手代

杉田 忠 助

若林余右衛門  
吉田勝右衛門

4-3 大坂代官所の裁決

「同文が日高町楯縫神社文書にあるので本文は省略」

4-4 丹波・但馬・播磨十九ヶ寺の請証文

「同文が日高町楯縫神社文書にあるので本文は省略」

4-5 改宗一件の反響(一)

右始末、美作・備前・備中且家一同驚天ニ及、追々寺且秘術を尽乍宗願文を相綴り、夫々領主へ差出候得共、右公儀御裁許何茂様御沙汰ニ不被及旨被仰聞候ニ付、寺院と且家へ申訳無之存、追々退院無住ニ相成、御法度無宗門ニ罷成宗判差支候ニ付、真宗寺を仮旦那寺ニ相頼候、尤岡山領ハ日蓮宗・真言宗之百姓寺へ當分宗判被仰付候事、

拜言、凡九拾余年無恙無本寺真言宗ニて御上表相済来候所、老ッハ海順乃且家ヲ宥仙押領ニ及ニ付、三國之寺院一時ニ改宗被仰付候義、残念なる事ならずや、然ニ海順ケ御箱訴より改宗志たるとハ言ながら、全ク宥仙こと無類乃惡逆也、又言い候に屠家とハ乍申無本寺と言かえ、妻帯僧ヲ差置旦那僧ニ相用候事言語同断之自墮落一円論外

之沙汰也、今般宗論且家入用ありて、其上改宗之儀相歎事ハ後悔淺から須と言津へし、

4-6 改宗一件の反響(二)

右天明式寅年無思掛一同真言宗を浄土真宗ニ変宗被仰付候ニ付、皆々打驚暮夜ニ燈を失ふ心地にて、俄ニ銘々之旦那寺へ相集り肝を砕、工夫評談して其御領主方へ「真言宗相統之歎書差出候得共、一旦大公儀之御裁許なれハ再評之儀難致旨被仰渡候、勿論京都仁和寺並随心院宮、高野山其外備中国内にて真言宗本寺願等致候得共、兼て海順之御箱訴文言之通穢多寺を末寺ニ致候古例無之との返言何と可致様無之仕第也、尤御室并随心院宮諸役人中之山車ニも追々少々ツ、相掛候旦那家も有之候、殘心にて酒津村共之儀ハ淺口郡西阿知村真言宗医王寺仮旦那ニ相極り、最早宗門御改帳面迄守尾弥惣右衛門様倉敷御役所へ差上申候所、一旦大公儀之御差圖を不請候儀、甚不埒之段御叱にて右医王寺請印帳御差返、勝手次第浄土「真宗之寺判いたし、人別帳面差出旨、嚴敷被仰渡、早速倉敷村教善寺へ相頼、天明四年辰十一月廿日より仮旦那ニ相成、寺請印年々無滞相済申候、

4-7 改宗一件の波紋(一)

一、私共儀只今迄真言宗にて増福寺旦那にて罷在候処、此度公儀よ

一札

り真宗ニ改宗仕可申旨被仰付候所、右増福寺退院仕、旦那寺無御座候ニ付、貴寺様へ御頼申上候所、御聞届之上宗旨印形被成下候上は、万一此後右増福寺真宗ニ相成候カ、又は御公儀様より右宗門御免被仰付候は、其節ニ至右旦那寺へ言戻申度候儀も御座候ハ、御婦シ可被下候、其外之儀ニ付、寺替又は改宗之儀一切仕申間敷候、其節も至一言之申分無御座候、仍て一札如件、  
天明四申辰年十一月

倉敷村 教善寺様

酒津村惣頭 新 八印

一札

一、其村旦那寺板倉左近將監殿御領分、當国上房郡六名村皮田真言宗増福寺住職智道儀、宗替一件ニ付去卯十月廿一日退院いたし、殊ニ後住相統之弟子等も無之、右ニ付御公辺宗門御請印差支ニ及候儀、甚恐入候段相歎候ニ付、当寺江相預り仮旦那にいとし宗門請印差上候処相違無之候、尤向後ニ於て其方類内之寺相立候カ左無候共、右宗願相立候ハ、何時ニても放手形差出可申候、其時何レ之寺院旦那ニ相成候ても、一言之違乱無之候、仍て為後證旦那預り手形如件、

備中国窪屋郡倉敷村

天明四年辰年十一月廿日

教善寺印

了石花押

同国同郡坂津村皮田惣頭

4-8 改宗一件の波紋(一)

一 札

一 私共儀去ル天明式寅年従公儀改宗被仰付候ニ付、貴寺様御門徒ニ罷成候処、此度撰州渡辺町徳浄寺より誘引仕候ニ付、其段御願申上候処、御間届被下御附屬可被成下段難有奉存候、然上ハ宗判法用等相頼可申候、然共万一此已後遠国にて不勝手之筋も御座候て、寺替仕申義も御座候ハ、於当國中ニハ外御寺へ付申儀決て仕間敷候、其節ニ至候ハ、又々帰參可仕候、為後證仍て如件、

新 八江  
村 中

酒津村 家数廿九軒  
徳芳村 同 三十八軒  
惣爪村 同 壹軒  
吉田村 同 三十六軒  
新賀村 同 五軒  
甲怒村 同 四軒  
浅海村 同 三十七軒  
東江原村 同 十式軒  
神代村 同 廿壹軒  
成羽村 同 廿九軒  
布寿村 同 壹軒

寛政四子年

三月六日

倉敷村 教善寺様

右村門徒惣代

酒津村々明 新 八印

一 札

一、其方共儀天明年中従公儀改宗被仰付候ニ付、当寺門徒ニ相成候処、村々相□リ法義相統難相成、何茂不法義ニ差置候事甚歎敷存居申、折節撰州渡辺町徳浄寺より致誘引候段願出申候故、任其意に附屬候上ハ法用・宗判、右寺江相頼可申事尤ニ候、

寛政四子年三月六日

教 善 寺印 以上

右十七ヶ村惣代

新 八江

一 札

一、天明年中従公儀改宗被為仰付候ニ付、當時倉敷教善寺門徒ニ相成居申候類村、今般拙寺門徒ニ致候処相違無之候、然上ハ酒津村薬師堂ヲ拙僧休足所ニいたし役僧差下シ置、御宗判法用等少も無差支様取計可申候、為後日一札仍て如件、

寛政四子年三月

撰州西成郡大坂渡辺町  
本願寺下 徳浄寺印

酒津村惣頭

諦 順

新八殿

一 札

一、此度教善寺殿より拙寺江附屬有之候拾七ヶ村拙僧旦那二紛無之候、然上ハ伴僧差下置御宗判法用等差支無之様可致候、万一件僧罷下不申内、死滅法用等有之候は、右教善寺御頼可被成候、為後日一札仍て如件、

寛政四子年三月

大坂渡辺町

本願寺下

徳浄寺印

酒津村

新八殿

一 札

一、此度貴寺門徒ニ相成候ニ付、遠方之儀故印形御願被下儘請取申候処実正也、為後日預り一札仍て如件、

寛政四子年三月

酒津村惣頭

新 八

撰州大坂渡辺町

徳浄寺殿

4-9 改宗一件の波紋(三)

各様弥御堅勝銘々奉存候然ハ宗判法用之儀御互ニ先年改宗後は倉敷教善寺ニ頼申置候処、右御寺之儀、穢多ヲ門徒ニ被成置候てハ、在来之且家中柳井原村彦右衛門殿御氣ニ入不申由にて、殊之外御寺不勝手ニ相成候段、兼々私ハ被仰聞右ニ付私共村方ハ渡辺町徳浄寺へ御相談申出候所、同寺被罷下教善寺与面談之上、酒津村一同徳浄寺へ讓付被成候、尤附屬手形村々惣代新八当ニ被成御出シニ御請候、則写入御覽申候、然上ハ此已後宗判法用之儀ハ、酒津村菓師堂へ年中徳浄寺より代僧有下シ、諸用無差支様御取計被成候間、宗判法用之節ハ右菓師堂御申越可成候、右之段為可得御意、如此御座候、

子三月八日

以上

酒津村

村々

判頭御衆中

新 八

尚以本文之通ニ御座候得ハ、徳浄寺へ相成候ても御互ニ少も入用等相掛り申儀ハ無御座候、只今迄教善寺へ付居申通にて御座候、若承知之方も有之候ハ、酒津村迄御返答可成候、為念此段申置候言強いたし候儀も却て御村方御不勝手と存、以廻文如此御座候、

以上

御請書

一、此度御宗門帛依仕候ニ付、御門徒ニ被為召加被下候様奉願上候  
 処、御聞濟被為成下難有仕合奉存候、則撰州白成郡大坂渡辺町  
 徳浄寺之御預被成下、宗判等被仰付候間、御寺法相守御宗意大  
 切ニ可相心得旨被仰渡難有奉畏候、依て御請印形奉差上候、

以上

寛政四子年三月

村々

〔マ〕  
 村々

右村々惣代

本願寺様

酒津村惣頭

御役所

新 八印

右村々之者共拙寺へ御願被為成下候間、宗旨印形差出  
 遣候様被仰付奉畏候、猶又此已後於国方寺方相頼度旨願上  
 御聞濟之上御下知被為成候節へ、何時ニても拙僧印形相除可  
 申候、為後日御請印形仍て如件、

寛政四子年三月

徳浄寺印

各様弥御堅固〔被〕成御勤奉珍重候、然ハ村々穢多共儀当寺仮且  
 那ニ致罷在候処、在来門徒内ニ故障有之、去子三月撰州西成郡西木  
 津役人村徳浄寺へ附屬いたし候、然上ハ当宗門御改より無滞酒津村  
 薬師堂ニて右法浄寺より請印仕差上候間、左様御承知可〔被〕被下候、  
 尤穢多共へハ兼て申達置候得共、為念以廻文如此御座候、 已上

丑二月五日

倉敷村

教善寺印

村々  
 右村々  
 庄屋様

4—10 改宗一件の波紋(四)

一 札

備中国小田郡	新賀村
同	甲怒村
同後月郡	東江原村
同	神代村
同川上郡	成羽村
同	布寿村
同	東油野村
同	西油野村
同	文次郎組
同	西山村
同	坂本村
同	宇治村

右拾式ヶ村去子三月倉鋪教善寺殿より拙寺へ附屬被致候処、遠方  
 之儀故不勝手之儀有之候ニ付、右教善寺へ差戻呉候様御申越被成  
 候ニ付任其意候間已後教善寺殿御頼可被成候、為後證送り一札仍  
 て如件、

寛政五癸丑年四月

備中國窪屋郡酒津村

新八殿

大坂渡辺町

徳浄寺印

右之通相違無御座候間、前々之通貴寺様且家成可被遣候、以上

丑四月廿八日

酒津村

新八

教善寺様

覚

備中国小田郡 新賀村

同 甲怒村

同 後月郡 東江原村

同 神代村

同 川上郡 成羽村

同 布寿村

同 東油野村

同 西油野村

同 文次郎組

同 西山村

同 坂本村

同 宇治村

バ拾式ケ村

右村穢多共儀徳浄寺且那ニ罷成候ては、不勝手之由ニ付指戻シ一札  
遣ニ請取候、併右穢多共江從当寺徳浄寺且那相成候ては、不勝手之  
段駈与掛合候事無之候間、若徳浄寺帰依之者有之候ハ、徳浄寺且  
那ニ相成候様ニ其方より可被取斗候已上、

丑五月初日

教善寺印

新八江

4-11 改宗一件の波紋(四)

乍恐

倉敷村教善寺仮且那穢多村々去子三月撰州西成郡西木津役人  
村徳浄寺之門徒附屬之訳左ニ奉申上候、

一、酒津村穢多共儀天明年中改宗被仰付候後、教善寺仮且那ニ相  
成宗判法用相頼罷在候所、追々外穢多村之儀も一同改宗ニ付寺  
院混雜難儀仕候ニ付、是又右教善寺仮且那ニ罷成候、然処同寺  
在来之門徒柳井原村彦右衛門故障被致候ニ付、穢多共ヲ且家ニ  
被成置候てハ諸事之儀ニ付甚以教善寺損益之筋有之、至て不勝  
手之様子兼々私ハ相談被成、何卒外寺等ハ有之間敷哉之旨度々  
御咄有之候ニ付、此段酒津村穢多共甚氣之毒ニ存私共宗門之義  
ニ付、教善寺不益有之候ハ、さいわゐる木下淡路守様御領分太  
井村穢多共相頼罷在候、徳浄寺ヲ相頼宗判法用等相済可申旨  
評議一決仕、右徳浄寺へ文通を以掛ケ合候処、去三月同寺罷下  
面談仕酒津村之儀は門徒ニ可仕旨承知ニ及與候ニ付、此段教善



寺へ相違シ、酒津村放手形被遣度旨申候処、教善寺被申候ハ何分徳浄寺ヲ此方へ同伴いたし參吳候様被申其後教善寺より徳浄寺へ面談之上被相頼候趣ハ、穢多共改宗ニ付、当寺仮旦那家ニ致罷在候所、在来旦那家ニ故障有之此段兼々新八へ毎度物語ニ及置候処、同人取計ニテ酒津村之儀ハ貴寺門徒ニ相成度由ニテ放手形当寺へ申来此段承知いたし候、乍然酒津村穢多共貴寺へ頼申候儀も当寺在来之旦那家故障有之より此相談出来之儀ニ候、然ハ全牀穢多共より事起リ候儀ニ候得ハ酒津村計放シ候義ハ難致候間、外村々穢多共儀も序ニ酒津村一同貴寺門徒ニ譲リ付度候間、此段承知可給旨種々対談有之候儀ニ御座候、然処教善寺より其節新八へ被申聞候は、外穢多共儀も其村一同徳浄寺へ相頼候間、其村へ相渡候放シ手形之内へ外村々も書加へ可申間、其旨承知可致候、勿論当寺仮旦那家いたし遣候初發之義、其方取次ニテ皆々引請遣候、穢多之義ニ候得ハ惣代書付其方より取之度旨是又承知致、此段村々穢多共へ其方より通達いたし吳候様被申候ニ付、私得と思慮仕、今般教善寺より徳浄寺へ仮旦那家附屬被致候儀、宗替改派ニテも無之、勿論徳浄寺旦那家相成候ても、宗判法用差文候義ニテも無之候得ハ、教善寺差図ニ相任せ去子三月八日出廻文を以私より右之始末通達仕置申候、

則右廻文写別紙奉差上候、  
右始末ニ御座候所、当月十五日教善寺私代御召出御吟味被遊候節、教善寺より申上候趣ハ、穢多村々私仮旦那家いたし候は新八取次を以悉ク引請諸事外穢多共ニハ不相拘、惣代新八を相立罷在候得ハ去子三月徳浄寺へ門徒附屬之節も新八より一同放手

形出し吳候様頼出候ニ付、惣代新八申口ニ相任せ放手形出シ候杯と被申立、在来門徒故障有之訳合之義ハ決て不被申趣ニ御座候、此義相考候処、去子年二月私より教善寺へ被請取候書付ニハ表通り之案紙被出、其節分て教善寺より被申候ハ、其方より取置候書付ニ門徒故障有之節書加候てハ向後万一如何様之出来いたし、御上へ対シ御本山ニ対シ候て当寺越度ニも相成義有之候程難計候得ハ只濟口書類之義差て其方不恙ニも相成不申候間、寺法之儀兎角案文之通相認可吳段被申候ニ付、得其意差図之通ニ仕候儀ニ御座候、然ル所此度御吟味之節ハ右内々取計之儀ハ被捨置、只表通書面を以当座自身御申訳計被致候儀、下賤之私義とハ乍申扱々羨敷被存候、右在来門徒故障ニ付仮旦那離且被致候證拠は既ニ当丑正月教善寺へ被相頼、乍恐久世御役人内藤大右衛門様より内々榎井原彦右衛門江殿被之御言葉有之穢多村々前々之通帰且為致度様御取計之儀も有之候、然ハ右離且候儀ハ故障人有之候ニ付教善寺好ミ之上徳浄寺へ門徒附屬被致候義ヲ新八より願出候て離且致候杯と被申立候義私ニおいて至極難決仕候、勿論一旦旦那被召加御寺御益ニも相成候村々ヲたとひ私如何分ニ相願候ても何之故障も無之、旦那ヲ被相放候訳合無御座候哉ニ奉存候、猶又此度慥成儀は当丑二月五日出シ教善寺より右穢多ニ付村々庄屋中へ廻文被出在来旦那家故障之人有之候儀も相知居申候、則右廻文写別紙奉差上候、右は教善寺より徳浄寺へ門徒附屬之始末ニ御座候、尤此訳去子三月村方庄屋様奥書を以当御役所様へ御届奉申上置候、  
一、此度穢多共寺院之儀ニ付久世御役所様より御吟味之儀、当御役

所様江被為仰越候趣ハ当宗門帳面之儀ハ德浄寺請印ニテ可差上  
 候、来寅年よりハ勝手次第之寺院江可相放手形德浄寺より相認新  
 八奥書を以一札相調候ハ、川上郡油野村組穢多共も当年之儀  
 ハ德浄寺且家ニも可相成候、左も無之候ハ、德浄寺難相用旨申  
 上候由ニ御座候、尤右穢多共不勝手之德浄寺へ私より押付ケ間  
 敷取斗是非同寺且家ニ可相成様相動メ申義ニテハ曾て無御座  
 候、不勝手之節も御座候ハ、右穢多共德浄寺へ面談シ放手手形  
 取之勝手寺院ヲ相頼可申候、右寺院方之儀ニ付私より毛頭故  
 障ケ間敷儀仕候訳無御座候、

一、右穢多村々宗門放手形教善寺より出之候様被仰渡候所教善寺  
 より御返答申上候は、拙僧儀ハ如何様共可仕候得共、新八故障  
 仕候程難計御座候様被申候、此段德浄寺より故障致候義如何御  
 座候哉私より故障仕候訳皆て無御座候、右奉申上候通相違無御  
 座候、去子二月教善寺より德浄寺之仮旦家穢多共附屬被致候ニ  
 付、私より無節儀取計仕候様穢多久世御役所様へ御願奉申上  
 候段、甚以恐入奉存候、毛頭私より相動メ德浄寺且家ニ仕候て  
 損益無御座候、教善寺在来且家より故障有之甚以教善寺不為之  
 節も有之様、ひたすら物語被致候ニ付難默視酒津村一村之儀  
 ハ德浄寺ヲ相頼申義ニ御座候、外村々穢多共儀ハ教善寺德浄寺  
 面談之上附屬被致候義ニ御座候、然ル所右穢多共私を相手取  
 何角と奉申上候儀至て恐入奉存候、此段御慈悲を以、乍恐被為  
 聞召分被下候様奉願上候、以上、

丑四月十七日

酒津村穢多頭

野口儀之助様

御役所

乍恐以書付奉願上候

私共儀先年变宗被仰付候ニ付、此辺拾七ヶ村穢多共当所教善  
 寺ヲ仮旦那寺ニ相頼置候所教善寺不勝手之義も有之趣被申聞  
 候故、相談之上去子年撰州西成郡西木津役人村德浄寺且那二罷  
 成、其段右拾七ヶ村へも早々通達仕置候所、早川八郎右衛門様  
 御代官所備中国川上郡東油野村穢多幸七儀不承知之趣ニテ宗  
 判差支ニ相成候ニ付、久世御役所より御掛ケ合ニ相成今般御召  
 出右始末御吟味被仰付恐入奉候、何卒御慈悲ヲ以来五月二日  
 迄御吟味御日延成被下候ハ、早速德浄寺へ掛ケ合放手形取之、  
 右仮旦那教善寺へ差返候様取計御差支ニ不相成候様仕度奉存  
 候間、右日限迄御日延成被下候ハ、難有仕合奉存候、依之乍恐  
 以書付御日延奉願上候已上、

丑四月十九日

倉敷御役所様

前書之通奉願上候ニ付奥印仕奉差上候以上、

右村年寄 野右衛門

乍恐以書付奉申上候

私共儀先年变宗被仰付候ニ付、此辺拾七ヶ村穢多共当所教善  
 寺ヲ仮旦那寺ニ相頼置候処、教善寺不勝手之義も有之趣被申聞

新 八

候故相談之上、去子年摂州西成郡西木津役人村徳浄寺旦那那三罷成其段右拾七ヶ村へも通達仕置候処、早川八郎右衛門様御代官所備中国川上郡東油野村穢多幸七儀不承知之趣にて宗判差支ニ相成候ニ付、久世御役所より御掛ヶ合ニ相成右始末御吟味被仰付恐入奉存候ニ付、徳浄寺之掛ヶ合右拾七ヶ村之内酒津村・徳芳村・惣爪村・吉田村・浅海村五ヶ村ハ徳浄寺旦那那ニ相用申候、残拾式ヶ村之内東油野村・西油野村・布寿村之儀ハ右徳浄寺にてハ遠方不勝手之筋ニ申候故、此度徳浄寺より放手形請取教善寺へ差戻シ申候、小田郡新賀村・甲怒村・後月郡東江原村・神代村、川上郡成羽村・西山村・坂本村・宇治村之儀、徳浄寺より放手形差出候様私方へ申越候、右之段教善寺へ申達置候間委細之儀ハ教善寺より御聞可被下候、  
右ニ付御届奉申上候、  
丑四月廿八日  
倉敷御役所様  
新 八  
以上

右之通奉申上候ニ付奥印仕奉差上候、

右村年寄 野右衛門

以上

5 改宗一件につき請書

松井家文書 多可郡中町 第二卷四五二丁三頁

差上申御請一札

播州多可郡東山皮多

正福寺

看主 智正  
百姓代 弥平次  
右者平岡彦兵衛様元当分御預り所作州久米北条郡大久保村皮多大法寺海順御箱訴一件、并右同様之皮多寺之儀御吟味ニ相成書面之智正・弥平次儀茂右□□□□□□処、此度御最寄替ニ而私共両村当御役所□御代官相成候間此以後智正・弥平次身分ニ替り候儀有之候ハ早速其段当御役所へ御訴訟可申上旨被仰渡□□□仕奉畏候、依而御請一札差上申候、以上  
安永□年□五月

東山皮多

正福寺

かん主

智正

田野口村百姓代

弥平次

同村庄屋東山皮多

取次庄屋兼帯

弥兵衛

年寄

善太夫

□□□様

□役所

四 『編年差別史資料集成』第十卷 近世部落編五(三二書房一九八八年)

一七七(明和八)年二月二十七日 美作国・大久保村の海順は、備中・備前・美作の無本寺の寺院につき、村方年寄の策謀で且家を横領されたと訴え出る。(三五四〜三六四頁)

(表紙)

備中  
備前  
美作

機多交宗一件書類留

此書追而請書

1

乍恐奉指上御歎之事

御代官平岡彦兵衛様御支配所

作州久米北条郡大久保村皮田

青長山大法寺

海順 卯二十一歳

一、諸國一統宗旨御改初て被為仰付候節迄近國私共類之内ニ寺無御座候、隣国因幡・伯耆両国は御地頭様より壱ヶ寺へ毎年米拾式石宛被下置、其上寺屋敷等無年貢ニて被差置、浄土真宗御建立被成候、備中・美作ハ勝手儘ニ坊主ヲ拵、寺建立仕候、私村之儀も初て寺判被為仰付候所、村方ニ居合候夫婦暮之浪人有之候

処、僧ニ相成青長山大法寺ト号、真言宗之名目を立宗旨印形仕、其後代々子孫ヲ以相統仕來候、無本寺妻帯寺ニて御座候ニ付、宗派之教等無御座候儀、他国迄も相聞候、七年以前西年本願寺下寺、京都金福寺より玉林と申僧罷下私並且家へ被申候は、真言宗之僧妻帯ニてハ破戒之僧と申ものにて有間敷事ニ被存候、本寺無之故、我儘之働有之候間、真言宗ニて慥成本寺ヲ相頼、向後正キ教ヲ相守リ可被申哉、若又本願寺ハ帰依之心も有之候得、無本寺之儀、本願寺へ申上、此方寺下ニ可致旨被申候、其節私幼少ニて御座候故、私村方年寄伊右衛門・四郎右衛門取計ニて備中六名村ニ大宝寺と申本寺御座候様偽申ニ付、玉林ハ致承知届被申候、熟思案仕候所私儀者無妻ニて御座候得共、元來本寺無御座候故、宗派之教曾以不奉存、身持不正、何を以坊主と可申哉、且家ヲ何を教可申哉、如是ニて施物請候儀不本意歎ケ敷、何卒本寺ヲ相頼、以來正教宗門ニ相成申度、相談仕、高野山・京都其外真言宗之寺方へ罷出、本寺之儀相頼候得共承引被下候寺無御座、殊ニ私親貴法妻並私寺ニて出生仕候姉かち私弟榮頼共ニ私寺ニ居申候処、右伊右衛門・四郎右衛門取計を以、私母并姉かち兩人ハ同村清兵衛家内之宗旨帳面ニ書入置、弟榮頼様は數年來帳外ニて差置候ニ付、是迄段々村之人數ニ書入呉候様相頼候得共、承引不仕、最早当卯ニて十八歳ニ相成候処、人別帳ニ入不申千万恐入次第ニ奉存候、元來本願寺派ニは、私共中間下寺數多御座候て、妻帯ニて御座候ニ付、此段私且家拾五ヶ村之者共へ及相談申所、拾壱ヶ村ハ私ニ同心仕、則得心印形仕候、私共村ニも右伊右衛門・四郎右衛門ニ同心不仕者七八人も御

座候相殘候者共ハ右伊右衛門・四郎右衛門相妨候ニ付、何江も相片付不申候、殊ニ私村方並弓削・北ノ庄・飯岡以上四ヶ村ハ右伊「右衛門・四郎」右衛門取計ニ而、六年以前之宗門帳面ニ、備中大宝寺末寺と書付奉差上候儀數ヶ敷奉存候、其外松平越後守様御領分ニテ五ヶ村、大久保七郎右衛門様御領分ニ三ヶ村、内藤山城守様御領分ニ老ヶ村、三浦志摩守様御領分ニ式ヶ村、合拾老ヶ村ハ古来之通無本寺と書附差上申候、右之通由緒無之、無本寺之備中大宝寺ヲ俄ニ本寺と書上申候、如此儘仕候義ハ本寺無之儀と奉存、壇カ壇家ハ相談仕、去々丑八月撰州富田本照寺末寺ニ被成下候様ニ御願申上候処、御願届被下候得共、元来右伊「右衛門・四郎」右衛門兼て工、候得ハ、私弟榮順義ハ人別帳面ニ記不申時節ヲ見合、私共追失寺且共ニ六名村宥仙江相渡可申心底ニ御座候故、私儀は宗所ニ儘ニ相知有之処、弥四郎を以相談ニ入三人申合、私親兄弟共ニ相談も不仕、内藤十右衛門様・稲垣藤左衛門様御兩人御預リ之久世御役所江、私義欠落仕行衛相知不申、無住ニ而御座候ニ付、私寺備中大宝寺兼帯ニ致申度願御手代衆御願届被成候由、私罷帰奉鞆右御役所江御願奉申上候所、御取上無御座候ニ付、右御預リ之大坂御代官様江願出候処、御代官様御直ニ御吟味被為下曾而カ以欠落仕候儀ニテハ無御座候ニ付、失人御帳面御消被為成下、此義ハ相濟候得共、寺且之儀ハ備中大宝寺隠居寺杯と申相戻し不申候、右大宝寺儀も私同様ニ代々妻帯ニて本寺等無御座候、皮田寺ニ而御座候、則先住頼榮ニ男子無御座、はる・かめと申式人有之、はるハ私旦那吉村半三郎妻ニ相成、先住頼榮相果久々無住ニて同村増

福寺致兼帯相勤候処、拾四年號之五年前讃州浪人唯今之宥仙入寺仕、かめニ男子老人出生、教導と申候、かめハ宥仙妻と承申候、尤私村方同前ニ同村之者之家内帳面ニ入置、大宝寺人別帳ニハ有之間敷と奉察候、如斯外ニ恐申本寺無御座候ものニ御座候故、隠居寺杯と我儘申ニ、私旦那相戻不申候、私寺四代以前光戀相果候所、娘計ニテ男子無御座候暫々無住ニて有之候所、旦那相談之上備中六名村増福寺伴清性、則私祖父ニテ御座候処貫請、大久保村大法寺相統仕候、依之右増福寺・大宝寺式ヶ寺先祖並末寺等之儀、御地頭様ハ差上申候書付写、清性持參致、私ハ譲リ渡申候、則式ヶ寺印形等有之写仕奉差上候、並右之通儘成證扱御座候得共、板倉隠岐守様御領分之義ニ御座候故、御預リ之御代官様ニテ食着難被為成下旨被為仰渡候故、去寅二月板倉隠岐「守」様御役所へ御願奉申上候処、御公領其外他領數多之内ニ旦那入組有之候ニ付、御吟味被成下候事不相成候由ニ而、対決等も不被為仰付願書御戻シ被成候ニ付、去寅五月大坂御奉行様へ御願奉申上候所、近年ハ遠國願事ハ不被為及御沙汰候由ニテ、御取上不被為成下候、此上ハ如何可仕様無御座候ニ付、最早御江戸御役所江可奉願上より外可仕様無御座候處、極貧僧之私義ニ御座候故、路銀等無御座候十方ニ暮居申候所、不圖存付去寅五月十三日御箱訴仕候処、同六月廿七日大坂御番所江被為召出願書御焼捨ニ被為仰付候、然共御堂上方又ハ御江戸御役所様江願上候儀ハ、勝手次第之旨被為仰付候ニ付、乞食仕候ても御江戸御役所様江乍恐奉願上度故、平岡彦兵衛様御役所江御添翰被為成下候様ニ奉願上候処、寺法之義ニ候得ハ、御添翰不被為成

下候、此上如何様共可仕様無御座候ニ付、重々恐多無勿体儀奉  
存候得共、御横目様御箱江訴状奉差上候、御慈悲之上五畿内近  
国何レ之御役所江成共被為仰付、御吟味之上宗門之義之義無本  
寺真言宗ニ成共、又ハ一向宗ニ成共、如何様共被為仰付、私寺且  
家共ニ相戻シ住職相動候様被為仰付被下候ハ、生々世々難有  
可奉存候、  
以上

明和八年二月廿七日

海順

御江都

御役所様

(備中・備前・美作穢多変宗一件書類留)

(参考)

2

(仮)倉敷役所呼出状

備中倉敷御役所より掛り合御領主え御差紙之写

一筆致啓上候、然ハ平岡彦兵衛様當分御預り所作州久米北条郡  
大久保村皮多大法寺海順御箱訴一件、從安藤彈正少弼様、彦右  
衛門・七郎右衛門立会吟味引合之もの共御領々へ御掛ヶ合  
呼出可申旨被仰渡候、右吟味引合ニ付、別前之通、備中倉敷七  
郎右衛門役所へ早々御差出可被成候、右之段可得御意旨七郎  
〔右衛門申付、如此御座候、以上

万年七郎右衛門手代

杉田 忠 助

3

(仮)嘆願状

右始末、美作・備前・備中且家一同驚天ニ及、追々寺且秘術を尽乍  
宗願文を相綴り、夫々領主へ差出候得共、右公儀御裁許何茂様御沙  
汰ニ不被及旨被仰聞候ニ付、寺院と且家へ申訳無之存、追々退院無  
住ニ相成、御法度無宗門ニ罷成宗判差支候ニ付、真宗寺を仮且那寺  
ニ相頼候、尤岡山領ハ日蓮宗・真言宗之百姓寺へ当分宗判被仰付  
候事、

拝言、凡九拾余年無恙無本寺真言宗にて御上表相濟来候所、志ツハ  
海順乃且家ヲ宥仙押領ニ及ニ付、三國之寺院一時ニ改宗被仰付候  
義、残念なる事ならずや、然ニ海順ケ御箱訴より改宗志たるとハ言なか  
ら、全ク有仙こと無類乃惡逆也、又言い候に屠家とハ乍申無本寺と言  
かえ、妻帯僧ヲ差置且那僧ニ相用候事言語同断之目墮落一円論外  
之沙汰也、今般宗論且家入用ありて、其上改宗之儀相歎事ハ後悔淺  
から須と言津へし、

(備中・備前・美作穢多変宗一件書類留)

4

(仮)嘆願状

右天明式寅年無思掛一同真言宗を浄土真宗ニ変宗被仰付候ニ付、

若林象右衛門  
吉田勝右衛門

(備中・備前・美作穢多変宗一件書類留)

皆々打驚暮夜ニ燈を失ふ心地にて、俄ニ銘々之旦那寺へ相集リ肝を碎、工夫評談して其御領主方へ真言宗相統之歎書差出候得共、一旦大公儀之御裁許なれハ再評之儀難致旨被仰渡候、勿論京都仁和寺並随心院宮、高野山其外備中国内にて真言宗本寺願等致候得共、兼て海順之御箱訴文言之通穢多寺を末寺ニ致候古例無之との返言何と可致様無之仕第也、尤御室並随心院宮諸役人中之山車ニも追々少々ツ、相掛候且家も有之候、残心にて酒津村共之儀ハ浅口郡西阿知村真言宗医王寺仮旦那相極り、最早宗門御改帳面迄守尾弥惣右衛門様倉敷御役所へ差上申候所、一旦大公儀之御差圖を不請候儀、甚不埒之段御叱にて右医王寺請印帳御差返、勝手次第浄土寺へ相頼、天明四年辰十一月廿日より仮旦那相成、寺請印年々無滞相済申候、

(備中・備前・美作穢多変宗一件書類留)

5

一 札

一、私共儀只今迄真言宗にて増福寺旦那にて罷在候処、此度公儀より真宗ニ改宗仕可申旨被仰付候所、右増福寺退院仕、旦那寺無御座候ニ付、貴寺様へ御頼申上候所、御聞届之上宗旨印形被成下候上は、万一此後右増福寺真宗ニ相成候カ、又は御公儀様より右宗門御免被仰付候は、其節ニ至右旦那寺へ言戻申度候儀も御座候ハ、御帰シ可被下候、其外之儀ニ付、寺替又は改宗之儀一切仕申間敷候、其節も至一言之申分無御座候、仍て一札如件、

(備中・備前・美作穢多変宗一件書類留)

6

天明四申辰年十一月  
酒津村惣頭 新 八印  
倉敷村  
教善寺様

一 札

一、其村旦那寺板倉左近將監殿御領分、當国上房郡六名村皮田真言宗増福寺住職智道儀、宗替一件ニ付去卯十月廿一日退院いたし、殊ニ後住相統之弟子等も無之、右ニ付御公辺宗門御請印差支ニ及候儀、甚恐入候段相歎候ニ付、当寺江相預り仮旦那いたし宗門請印差上候処相違無之候、尤向後ニ於て其方類内之寺相立候カ左無候共、右宗願相立候ハ、何時ニても放手形差出可申候、其時何レ之寺院旦那相成候ても、一言之違乱無之候、仍て為後証旦那預り手形如件、

備中国窪屋郡倉敷村

天明四年辰年十一月廿日

教善寺印

同国同郡坂津村皮田惣頭

了石花押

新 八江  
村 中

一 札

一 私共儀去ル天明式寅年従公儀改宗被仰付候ニ付、貴寺様御門徒ニ罷成候処、此度撰州渡辺町徳浄寺より誘引仕候ニ付、其段御願申上候処、御願届被下御附屬可被成下段難有奉存候、然上ハ宗判法用等相頼可申候、然共方一此已後遠国ニて不勝手之筋も御座候て、寺替仕申義も御座候ハ、於当國中ニハ、外御寺へ付申儀決て仕間敷候、其節ニ至候ハ、又々帰參可仕候、為後証仍て如件、

- 酒津村 家数廿九軒
- 徳芳村 同 三十八軒
- 惣爪村 同 壹軒
- 吉田村 同 三十六軒
- 新賀村 同 五軒
- 甲怒村 同 四軒
- 浅海村 同 三十七軒
- 東江原村 同 十式軒
- 神代村 同 廿壹軒
- 成羽村 同 廿九軒
- 布寿村 同 三十軒
- 東油野村 同 十式軒
- 西油野村 同 三軒
- 文次郎組 同 壹軒
- 西山村 同 壹軒

寛政四子年

三月六日

一 札

一、其方共儀天明年中従公儀改宗被仰付候ニ付、当寺門徒ニ相成候処、村々相□リ法義相統難相成、何茂不法義ニ差置候事甚歎敷存居申、折節撰州渡辺町徳浄寺より致誘引候段願出申候故任其意に附屬候上ハ法用・宗判右寺江相頼可申事尤ニ候、

寛政四子年三月六日

- 教善寺印 以上
- 右十七ヶ村惣代
- 新 八江

一 札

一、天明年中従公儀改宗被為仰付候ニ付、當時倉敷教善寺門徒ニ相成居申候類村、今般拙寺門徒ニ致候処相違無之候、然上ハ酒津村薬師堂ヲ拙僧休足所ニいたし役僧差下シ置、御宗判法用等少も無差支様取計可申候、為後日一札仍て如件、

寛政四子年三月

酒津村惣頭

- 本願寺下 徳浄寺印
- 諱 順

- 倉敷村 坂本村 同 貳軒
- 教善寺様 宇治村 同 壹軒
- 右村門徒惣代
- 酒津村メ明 新 八印



新八殿

10

一 札

一、此度教善寺殿より拙寺江附屬有之候拾七ヶ村拙僧旦那ニ紛無之候、然上ハ伴僧差下置御宗判法用等差支無之様可致候、万一伴僧罷下不申内、死滅法用等有之候は、右教善寺御頼可被成候、為後日一札仍て如件、

寛政四子年三月

大坂渡辺町

本願寺下

徳浄寺印

酒津村

新八殿

11

一 札

一、此度貴寺門徒ニ相成候ニ付、遠方之儀故印形御願被下遣請取申候処実正也、為後日預り一札仍て如件、

寛政四子年三月

酒津村惣頭

新 八

撰州大坂渡辺町

徳浄寺殿

(備中・備前・美作穢多変宗一件書類留)

12

(仮)倉敷教善寺覚

各様弥御堅勝銘々奉存候然ハ宗判法用之儀御互ニ先年改宗後は倉敷教善寺ニ頼申置候処、右御寺之儀穢多ヲ門徒ニ被成置候てハ、在来之且家中柳井原村彦右衛門殿御氣ニ入不申由ニテ、殊之外御寺不勝手ニ相成候段、兼々私へ被仰聞右ニ付私共村方ハ渡辺町徳浄寺へ御相談申出候所、同寺被罷下教善寺与面談之上、酒津村一同徳浄寺へ讓付被成候、尤附屬手形村々惣代新八当ニ被成御出シニ御請候、則写入御覽申候、然上ハ此已後宗判法用之儀ハ、酒津村菓師堂へ年中徳浄寺より代僧有下シ、諸用無差支様御取計被成候間、宗判法用之節ハ右菓師堂御申越可成候、右之段為可得御意如此御座候、

寛政四子  
子二月八日

酒津村

新 八

村々

判頭御衆中

尚以本文之通ニ御座候得ハ、徳浄寺へ相成候ても御互ニ少も入用等相掛り申儀ハ無御座候、只今迄教善寺へ付居申通ニテ御座候、若不承知之方も有之候ハ、酒津村迄御返答可成候、為念此段申通置候言強いたし候儀も却て御村方御不勝手と存、以廻文如此御座候、

以上

13

御請書

一、此度御宗門帛依仕候ニ付、御門徒ニ被為召加被下候様奏願上候  
 処、御聞濟被為成下難有仕合奉存候、則撰州白成郡大坂渡辺町  
 徳浄寺へ御預被成下宗判等被仰付候間、御寺法相守御宗意大  
 切ニ可相心得旨被仰渡難有奉畏候、依て御請印形奉差上候、  
 以上

寛政四子年三月

村々

村々

本願寺様

御役所

右村々惣代

酒津村惣頭

新 八印

14

右村々之者共拙寺へ御願被為成下候間、宗旨印形差出遣候様被  
 仰付奉畏候、猶又此已後於国方寺方相頼度旨願上御聞濟之上  
 御下知被為成候節へ、何時ニても拙僧印形相除可申候、為後日  
 御請印形仍て如件、

寛政四子年三月

徳浄寺印

15

各様弥御堅固被成御勤奉珍重候、然ハ村々穢多共儀当寺仮且  
 那ニ致罷在候処、在来門徒内ニ故障有之、去子三月撰州西成郡西木  
 津役人村徳浄寺へ附属いたし候、然上ハ当宗門御改より無滞酒津村  
 薬師堂ニて右法浄寺より請印仕差上候間、左様御承知可被下候、

尤穢多共へハ兼て申達置候得とも、為念以廻文如此御座候、 已上

丑二月五日

倉敷村

教善寺印

村々

右村々

庄屋様

(備中・備前・美作穢多要宗一件書類留)

16

一 札

備中国小田郡

同 新賀村

同 甲怒村

同 東江原村

同 神代村

同 成羽村

同 布寿村

同 東油野村

同 西油野村

同 文次郎組

同 西山村

同 坂本村

同 宇治村

右拾式ヶ村去子三月倉鋪教善寺殿より拙寺へ附属被致候処、遠方

之儀故不勝手之儀有之候ニ付、右教善寺へ差戻具候様御申越被成候ニ付任其意候間已後教善寺殿御頼可被成候、為後証送り一札仍て如件、

寛政五癸丑年四月

大坂渡辺町

徳浄寺印

備中國窪屋郡酒津村

新八殿

右之通相違無御座候間、前々之通貴寺様且家成可被遣候、以上

丑四月廿八日

酒津村

新八

教善寺様

17

覚

備中国小田郡 新賀村

同 甲怒村

同 後月郡 東江原村

同 神代村

同 川上郡 成羽村

同 布寿村

同 東油野村

右村穢多共儀徳浄寺且那三罷成候ては、不勝手之由ニ付指戻シ一札  
遣ニ請取候、併右穢多共江從当寺徳浄寺且那相成候ては、不勝手之  
段駈と掛合候事無之候間、若徳浄寺帰依之者有之候ハ、徳浄寺且  
那ニ相成候様ニ其方より可被取計候已上、

丑五月朔日

拾式ヶ村

同 西油野村  
同 文次郎組  
同 西山村  
同 坂本村  
同 宇治村

教善寺印

新八江

(備中・備前・美作穢多変宗一件書類留)

18

乍恐

倉敷村教善寺仮且那穢多村々去子三月撰州西成郡西木津役人村  
徳浄寺之門徒附屬之訳左ニ奉申上候、

一、酒津村穢多共儀天明年中改宗被仰付候後、教善寺仮且那三相  
成宗判法用相頼罷在候所、追々外穢多村之儀も一同改宗ニ付寺  
院混雜難儀仕候ニ付、是又右教善寺仮且那三罷成候、然処同寺  
在来之門徒柳井原村彦右衛門故障被致候ニ付、穢多共且家ニ  
被成置候てハ諸事之儀ニ付甚以教善寺損益之筋有之、至て不勝

手之様子兼々私へ相談被成、何卒外寺等へ有之間敷哉之旨度々御咄有之候ニ付、此段酒津村穢多共其氣之毒ニ存私共宗門之義ニ付、教善寺不益有之候ハ、さいわゐる木下淡路守様御領分太井村穢多共相頼罷在候、徳浄寺ヲ相頼宗判法用等相済可申旨評儀一決仕、右徳浄寺へ文通を以掛ケ合候処、去三月同寺罷下面談仕酒津村之儀は門徒ニ可仕旨承知ニ及呉候ニ付、此段教善寺へ相談シ、酒津村放手形被遣度旨申候処、教善寺被申候ハ何分徳浄寺ヲ此方へ同伴いたし參呉候様被申其後教善寺より徳浄寺へ面談之上被相頼候趣ハ、穢多共改宗ニ付当寺仮旦那二致罷在候所、在来旦那家ニ故障有之此段兼々新八へ毎度物語ニ及置候処、同人取計ニテ酒津村之儀ハ貴寺門徒ニ相成度由ニテ放手形当寺へ申来此段承知いたし候、乍然酒津村穢多共貴寺へ頼申候儀も当寺在来之旦那家故障有之より此相談出来之儀ニ候、然ハ全牀穢多共より事起り候儀ニ候得ハ酒津村計放シ候義ハ難致候間、外村々穢多共儀も序ニ酒津村一同貴寺門徒ニ譲り付度候間、此段承知可給旨種々対談有之候儀ニ御座候、然ハ教善寺より其節新八へ被申聞候は、外穢多共儀も其村一同徳浄寺へ相頼候間、其村へ相渡候放シ手形之内へ外村々も書加へ可申間、其旨承知可致候、勿論当寺仮旦那二いたし遣候初發之義、其方取次ニテ皆々引請遣候、穢多之義ニ候得ハ惣代書付其方より取之度旨は又承知致、此段村々穢多共へハ其方より通達いたし呉候様被申候ニ付、私得と思慮仕、今般教善寺より徳浄寺へ仮旦那附屬被致候儀、宗替改派ニテも無之、勿論徳浄寺旦那二相成候ても宗判法用差支候義ニテも無之候得ハ、教善寺差凶ニ相任せ去子

三月八日出廻文を以私より右之始末通達仕置申候、  
則右廻文写別紙奉差上候、

右始末ニ御座候所、当月十五日教善寺私代御召出御吟味被遊候節、教善寺より申上候趣ハ、穢多村々私仮旦那二いたし候は新八取次を以悉ク引請諸事外穢多共ニハ不相拘、惣代新八を相立罷在候得ハ去子三月徳浄寺へ門徒附屬之節も新八より一同放手形出し呉候様頼出候ニ付、惣代新八申口ニ相任せ放手形出し候杯と被申立、在来門徒故障有之訳合之義ハ決て不被申趣ニ御座候、此義相考候処、去子年三月私より教善寺へ被請取候書付ニハ表通り之案紙被出、其節分て教善寺より被申候ハ、其方り取置候書付ニ門徒故障有之節書加候へ向後万一如何様之出来いたし、御上へ対シ御本山ニ対シ候て当寺越度ニも可相成義有之候程難計候得ハ只濟口書類之義差て其方不恙ニも相成不申候間、寺法之儀兎角案文之通相認可呉段被申候ニ付、得其意差凶之通ニ仕候儀ニ御座候、然ル所此度御吟味之節ハ右内々取計之儀ハ被捨置、只表通書面を以当座自身御申訳計被致候儀、下賤之私義とハ乍申扱々羨敷被存候、右在来門徒故障ニ付仮旦那離且被致候證據は既ニ当丑正月教善寺へ被相頼、乍恐久世御役人内藤大右衛門様より内々櫻井原彦右衛門江殿扱之御言葉有之穢多村々前々之通掃且為致度様御取計之儀も有之候、然ハ右離且候儀ハ故障人有之候ニ付教善寺好ミ之上徳浄寺へ門徒附屬被致候義ヲ新八より願出候て離且致候杯と被申立候義私ニおいて至極難渋仕候、勿論一旦旦那被召加御寺御益ニも相成候村々ヲたとひ私如何分ニ相願候ても何之故障も無之、旦那ヲ被相放候

訳合無御座哉ニ奉存候、猶又此度慥成儀は当丑二月五日出シ教善寺より右穢多ニ付村々庄屋中へ廻文被出在来且家故障之人有之候儀も相知居中候、則右廻文写別紙奉差上候、右は教善寺より徳浄寺へ門徒附属之始末ニ御座候、尤此訳去子三月村方庄屋様奥書を以当御役所様へ御届奉申上置候、

一、此度穢多共寺院之儀ニ付久世御役所様より御吟味之儀、当御役所様江被為仰越候趣ハ当宗門帳面之儀ハ徳浄寺請印にて可差上候、来寅年よりハ勝手次第之寺院江可相放手形徳浄寺より相認新八奥書を以一札相調候へ、川上郡油野村組穢多共も当年之儀ハ徳浄寺且家ニも可相成候、左も無之候ハ、徳浄寺難相用旨申上候由ニ御座候、尤右穢多共不勝手之徳浄寺へ私より押付ケ間敷取計是非同寺且家ニ可相成様相勸メ申義にてハ曾て無御座候、不勝手之節も御座候ハ、右穢多共徳浄寺へ面談し放手手形取之勝手寺院ヲ相頼可申候、右寺院方之儀ニ付私より毛頭故障ケ間敷儀仕候訳無御座候、

一、右穢多村々宗門放手形教善寺より出之候様被仰渡候所教善寺より御返答申上候は、拙僧儀ハ如何様共可仕候得共、新八故障仕候程難計御座候様被申候、此段徳浄寺より故障致候義如何御座候哉私より故障仕候訳曾て無御座候、右奉申上候通相違無御座候、去子三月教善寺より徳浄寺へ飯且家穢多共附属被致候ニ付、私より無節候儀取計仕候様穢多久世御役所様へ御願奉申上候段、甚以恐入奉存候、毛頭私より相勸メ徳浄寺且家ニ仕候て損益無御座候、教善寺在来且家より故障有之甚以教善寺不為之節も有之様ひたすら物語被致候ニ付難黙視酒津村一村

19

之儀ハ徳浄寺ヲ相頼申義ニ御座候、外村々穢多共儀ハ教善寺徳浄寺面談之上附属被致候義ニ御座候、然ル所右穢多共私を手取何角と奉申上候儀至て恐入奉存候、此段御慈悲を以乍恐被為聞召分被下候様奉願上候、以上、

丑四月十七日

酒津村穢多頭

新 八

野口依之助様

御役所

乍恐以書付奉願上候

私共儀先年変宗被仰付候ニ付、此辺拾七ヶ村穢多共当所教善寺ヲ飯且那寺ニ相頼置候所教善寺不勝手之義も有之趣被申聞候故、相談之上去子年摂州西成郡西木津役人村徳浄寺且那ニ罷成、其段右拾七ヶ村へも早々通達仕置候所、早川八郎右衛門様御代官所備中国川上郡東油野村穢多幸七儀不承知之趣にて宗判差支ニ相成候ニ付、久世御役所より御掛ケ合ニ相成今般御召出右始末御吟味被仰付恐入奉候、何卒御慈悲ヲ以来五月二日迄御吟味御日延成被下候ハ、早速徳浄寺へ掛ケ合放手形取之、右飯且那教善寺へ差返候様取計御差支ニ不相成候様仕度奉存候間、右日限迄御日延成被下候ハ、難有仕合奉存候、依之乍恐以書付御日延奉願上候已上、

丑四月十九日

新 八

倉敷御役所様

前書之通奉願上候ニ付奥印仕奉差上候以上、

右村年寄 野右衛門

20

乍恐以書付奉申上候

私共儀先年変宗被仰付候ニ付、此辺拾七ヶ村穢多共当所教善寺ヲ仮旦那寺ニ相頼置候処教善寺不勝手之義も有之趣被申間候故相談之上、去子年撰州西成郡西木津役人村徳浄寺旦那那罷成其段早々右拾七ヶ村へも通達仕置候処、早川八郎右衛門様御代官所備中国川上郡東油野村穢多幸七儀不承知之趣ニて宗判差支ニ相成候ニ付、久世御役所より御掛ケ合ニ相成右始末御吟味被仰付恐入奉存候ニ付、徳浄寺之掛ケ合右拾七ヶ村之内酒津村・徳芳村・惣爪村・吉田村・浅海村五ヶ村ハ徳浄寺旦那那ニ相用申候、残拾式ヶ村之内東油野村・西油野村・布寿村之儀ハ右徳浄寺ニテハ遠方不勝手之筋ニ申候故、此度徳浄寺より放手形請取教善寺へ差戻シ申候、小田郡新賀村・甲怒村・後月郡東江原村・神代村、川上郡成羽村・西山村・坂本村・宇治村之儀、徳浄寺より放手形差出候様私方へ申越候、右之段教善寺へ申達置候間委細之儀ハ教善寺より御聞可被下候、右ニ付御届奉申上候、

丑四月十九日

倉敷御役所様

右之通奉申上候ニ付奥印仕奉差上候、

新 八

以上

21

右村年寄 野右衛門

(備中・備前・美作穢多要宗一件書類留)

(仮)真宗改宗一件

〇〇〇<sup>(四)</sup> 劫久米北条郡大久保村太法寺海順真言宗之処、無本寺〇〇〇〇歎キ浄土真宗ニ宗替仕度望ニ付、大坂御代官様〇〇〇左衛門様、内藤重左衛門様、但劫生野平岡彦兵衛様、播劫乃井野、作州久世、備中松山、右等之御役所江宗改之願ニ出候処、何茂御取上無御座、中ニ茂大坂両御代官所様へ者箱訴仕候処、海順并ニ村役人御召出、右之願不相叶て後者、箱訴致間敷并代官所へ願書出し申間敷と被仰渡、御焼捨被遊、則願請印仕候処、又候右之願ニ付、撰劫富田本照寺御請込之旨ニ而、弥〇〇〇寺未寺ニ被仰付被下候得との願ニ候カ、大坂御役所江戸表ニ箱訴仕御取上被遊候而之事御覽、安藤弾正少弼様も備中倉敷御代官、万年七郎右衛門様、同国笠岡御代官野村彦右衛門様江被仰越、皮多宗門何国茂無本寺カ之儀ニ付、生野平岡彦兵衛様申来り辰六月十四日、御役所へ御召出、御添簡を以、同十五日生野出立、同十八日備中高屋郡十明へ至着仕、同廿日屋も倉敷之御役所へ御召出被遊、御尋ニ付申上候口上之覺、

一、寺開基之儀御尋被遊、此儀者年久相成、其上洪水之節諸書物者紛失仕相知不申候、寺号本仏尊形絵像之儀者、則御免御許印書入御覽相済申候、

一、本寺之儀、御尋本寺者京都西六条御門跡御寺内万宣寺ニ而御座



〔百箇条調書 卷四〕百箇条調書(第一卷)

一七八二(天明二)年十二月二十七日 幕府は、美作国・大法寺の海順が無本寺に關して訴え出ていた件について、真言宗には「皮多寺」がないとの理由で、以後は一向宗とする旨の裁許を下す。  
(五六四〜九頁)

24

差上申一札之事

作州大久保村皮多大法寺海順御箱訴一件并右同様之皮多寺被為遂御吟味御伺之上、桑原伊豫守様依御差図右之通仰渡候、

一 皮多寺之儀、慶長年中東本願寺江被下置候由之儀ハ難相知候得共、作州西町村金龍寺外三ヶ寺ハ東本願寺塔頭金福寺下寺と唱一向宗に候間、大法寺大宝寺ハ勿論一件寺院之内是迄真言宗と相覺候共、真言宗ニ皮多寺ハ無之由ニ候上ハ寺院并且方之皮多とも一向宗ニ相成、寺院共東本願寺塔頭金福寺等之下寺ニ可相成候、且作州巴宗寺村九右衛門儀道場元と唱候而ハ新寺ニ紛敷候間、一向宗皮多寺之且家ニ可相成候、

一 海順儀縦幼年之節ニ候共、住職致候上ハ寺附之印形手放シ申間敷候処、村役人江預ケ置候段不束之至殊ニ無証抛齡を以不取ル儀を取受村役人私欲有之越ニ申立候段、旁不埒ニ付押込被仰付候、四郎右衛門弥四郎儀人別帳外之者村内ニ可指置筋無之候間縦榮順ヲ人別帳ニ書入呉候様由聞候者

無御座候共、大法寺先住貴法倅ニ相違無之まつち茂寺内ニ罷在候へハ取斗、

御支配御役所江可相伺候処、真言宗之名目ニモ相濟来り妻帯ニ而ハ齟齬いたし候迎請僧と申立まつちハ清兵衛家内人別へ加、榮順を帳外ニいたし置候段、不埒に付四郎右衛門ハ過料五貫文、弥四郎ハ同三貫文被仰付候、然ル処四郎右衛門ハ病死仕候、

但、過料錢三日之内当御役所江可相納候、  
一 伊右衛門儀茂同様不埒ニ付、存命候へハ過料錢三貫文可被仰付候処致病死候ニ付、其旨可存候、

一 宥仙行宣智心榮順行春惠正嘉順永巡泰隆了意九右衛門儀ハ不埒之筋も無之候間、御構無御座候、其外先達而御吟味ニ付御召出之者共茂一同御構無御座候間、其旨可申通、然ル処榮順行春惠正嘉順了意ハ病死仕候、右被仰渡之趣一同承知奉畏候、若相背候へハ重料可被仰付候、仍而御請證文差上申所如件、

天明式年寅十二月廿七日

元平岡彦兵衛当分御預り所  
當時石原清左衛門御代官所へ  
作州久米北条郡大久保皮多

大法寺海順  
同村皮多元庄屋病死  
四郎右衛門  
同村百姓代 弥 四 郎



同国同郡六名村皮多	右同断	三浦備後守領分	備前国御野郡伊福村之内国守皮多	松平内蔵頭領分	同国阿賀郡井尾村皮多	元野村彦右衛門御代官所	備中国上房郡古瀬六名村皮多	板倉左近持 <sup>(母屋)</sup> 堅領分	同村仮庄屋	煩二付	善四郎
増福寺	同国同郡六名村皮多	作州真嶋郡万水村皮多	常福寺	真光坊	真光坊	當時武島左膳御代官所	大宝寺	勘三郎	勘三郎	善四郎	
行春病死二付	行春病死二付	宝福寺	智心	行宣	行宣	同国阿賀郡井尾村皮多	有仙	有仙	有仙	有仙	
		柴順病死二付									
		看司智									
		元									

同国東北条郡下高倉村皮多	松平越後守領分	同国勝北郡真可郡村皮多	右同断	大波正吉領分	同国莫国郡川北村皮多	元平岡彦兵衛当(分)御預り所	備中国下道郡述田村皮多	伊東政之助領分	後住智道
了意病死後住恵吟煩二付代	教本寺	教福寺	本教寺	金龍寺	嘉順病死二付當時無住二付	當時森对馬守御預り所	大圓坊	後住智道	
庄吉	泰隆	永巡	旦家半次郎	後住成	作州吉野郡西町村皮多	作州吉野郡西町村皮多	惠正病死二付	後住成	

同人領分

同国西二条郡圓宗守村皮多

道場元

九右衛門煩ニ付代同人甥

定吉

定吉若年ニ付付添罷出候

四郎兵衛

万年七郎右衛門様

御役所

前書ニ被仰渡之趣私共儀茂一同罷出奉承知候依之奥書印

形差上申候以上、

作州久米北条郡

足山村 忠右衛門

村々 名目有リ

備中国差添

村々 名目有リ

備前国差添

村々 名目有リ

万年七郎右衛門様

御役所

前文趣御届ニ付右御役所之御白砂ニテ写取候趣聊相違無

御座候 以上、

天明三卯(二月十八日写之)

(差上申一札之事)

(参考)

25

從江戸表被為仰越候御裁判并御請證文之写

差上申一札之事

皮田寺并道場元之儀、被為遂御吟味被遊御伺候処、皮多寺之儀  
寺号有之候分俗鉢ニ候共寺持ニ而俗名別段有之候ハ紛敷候間、  
法名を唱道場元と唱候分□新寺ニ紛敷候間、夫ニ皮多寺之且家  
と相成可申候、桑原伊豫守様依差図被仰渡之趣、一同承知奉畏  
候、若相背候ハ御料可被仰付候、仍而  
御請證文差上申所如件、

天明貳年寅十二月廿七日

元森对馬守御預リ所

當時小堀数馬御代官所

播州多可郡東山村皮多

正福寺

看司智正煩ニ付

代 五郎右衛門

元平岡彦兵衛御代官所

當時御支配所

同国加西郡野田村皮多

正願寺

看司田誓退

寺看司正慶煩ニ付

代 久四郎

右同断

同国同郡嶋村皮多

光正寺

宗円煩二付

代 安右衛門

元平岡彦(兵衛方)兵衛御代官所

当時牧野越中守領分

同国同郡中西村之内谷口皮多

名称寺

慶長煩二付

代 庄五郎

元平岡彦兵衛御代官所

当時内方鉄五郎御代官所

同国多可郡高岸村皮多

淨福寺

看司教守病死二付当時看司

祐仙煩二付

代 善七衛(兵衛方)

元平岡彦兵衛御代官所

当時小堀数馬御代官所

同国同郡上野村皮多

照光寺

忠右衛門

元平岡彦兵衛御代官所

当時内方鉄五郎御代官所

同国神西郡真弓村皮多

極楽寺

教悟事

九兵衛

右同断

但州朝来郡石田村伊由細工皮多

如来寺

寿 正

右同断

同国同郡牧田岡村皮多

西方寺

道西事甚四郎

病死二付悴

道西事 友次郎

右同断

同国気多郡伊福村皮多

極楽寺

助 三郎

右同断

同国養父郡吉井村皮多

安養寺

権 四郎

右同断

同国同郡網場村皮多

安楽寺

源右衛門

右同断  
 同国同郡町村皮多  
 道場元  
 慶同事半三郎煩二付  
 伴 惣 七

右同断  
 同国同郡三宅村皮多  
 道場元  
 長兵衛

右同断  
 同国同郡下八木村皮多  
 道場元  
 佐右衛門煩二付  
 伴 新右衛門

右同断  
 同国出石郡木村皮多  
 道場元  
 仁兵衛病死二付  
 伴 仁兵衛

右同断  
 播州多可郡豊郡村皮多  
 道場元  
 又右衛門病死二付  
 伴 又四郎

右同断  
 同国同郡杉原村皮多  
 道場元  
 五左衛門煩二付  
 代 太 助

土井大炊頭領分  
 同国同郡前嶋村皮多  
 西福寺  
 看司了証退寺当時無住二付  
 旦家 嘉兵衛

川窪左太夫知行  
 丹波国何鹿郡私市村皮多  
 安楽寺  
 智 好

万年七郎右衛門様  
 御役所

前書被仰渡之趣、私共儀茂一同罷出奉承知候、依之奥書印形差上申候以上、

播州多可郡田乃口村 弥兵衛代 新重郎  
 同国加西郡野条村 義右衛門伴 本 藏  
 同国同郡東笠原村 利右衛門代 久左衛門  
 同国同郡中西村 伝兵衛  
 同国多可郡中村 次郎兵衛  
 同国同郡塚口新田村 太左衛門

同国神西郡真弓村	佐次郎代	又	七
但州朝来郡石田村	六兵衛		
同国同郡玉木村	弥三兵衛代	嘉重郎	
同国気多郡伊福村	太郎右衛門	久兵衛	
同国養父郡吉井村	文六代	佐平次	
同国同郡網場村	友五郎代	友右衛門	
同国同郡町村	市右衛門代	伝七	
同国同郡三宅村	源右衛門代	友次郎	
同国同郡八木村	源左衛門	彦四郎	
同国出石郡木村	善左衛門伴	常五郎	
播州多可郡豊郡村	馬太夫代	善兵衛	
同国同郡門と村		藤五郎	
同国同郡西田井村		定兵衛	
丹波国何鹿郡私市村		彦兵衛	
万年七郎右衛門			
御役所			

(從江戸表被為仰越候御裁判并御請証文之写)  
『兵庫縣同和教育關係資料集』第一卷

つぎに、本件に関する総合的な史料紹介となつた『部落史史料選集』第三卷等の掲載史料をすべて再録しておく。後掲の史料との関係対比と解題に引用するためである。以下順次原本を確認した内容を紹介し、最後に原本未確認史料を収める。

五 『部落史史料選集』第三卷

(部落問題研究所 一九八九年)

A 僧海順、大法寺寺檀紛争に付き嘆願状 倉敷代官所目明し文書

(岡山県史編纂室撮影)

〔部落史史料選集〕第三卷六六(七〇頁)

乍恐奉指上御歎之事

御代官平岡彦兵衛御支配所

作州久米北条郡大久保村皮田

青長山

大法寺

海順

卯二十一才

一 諸国一統宗旨御改初而被為 仰付候節迄、近国私共類之内ニ寺無御座候、隣国因幡・伯耆両国者 御地頭様より 壹ヶ寺へ毎年米拾式石宛被下置、其上寺屋敷等無年貢ニ而被差置、浄土真宗御建立被成候、備中・美作ハ勝手俣ニ村方ニテ拵、寺建立仕候、私村之儀も初而寺判被為仰付候所、村方ニ居合候夫婦暮之浪人有之候処、僧ニ相成青長山大法寺ト号、真言宗之名目を立宗旨印形仕、其後代々子孫ヲ以相統仕來候、無本寺妻帯寺ニ而御座候ニ付、宗派之教等無御座候儀、他国迄も相聞候、七年以前西年本願寺下寺京都金福寺より玉林と申僧罷下、私并旦那(田)被申候者、真言宗之僧妻帯ニ而ハ破戒之僧と申ものニ而有間敷事ニ被存候、本寺無之故、我恨

之働有之候間、真言宗ニ而儘成本寺ヲ相頼、向後正キ教ヲ相守リ可被申哉、若又本願寺へ、帰依之心も有之候得ハ、無本寺之儀本願寺へ申上、此方寺<sup>下キ</sup>ニ可致旨被申候、其節仏幼少ニ而御座候故、私村方年寄伊右衛門・四郎右衛門取計ニ而、備中六名村ニ大宝寺与申本寺御座候様偽申付、玉林ハ致承知帰被申候、塾思案仕候所、私儀者無妻ニ而御座候得共、元來本寺無御座候故、宗派之教曾以不奉存身持不正何を、以坊主ト可申哉、且家ニ何を教可申哉、如是ニ而施物請候儀不本意歎ケ敷、何卒本寺ヲ相頼、以來正教宗門ニ相成申度相談仕、高野山、京都其外真言宗之寺方へ罷出、本寺之儀相頼候得共、承引被下候寺無御座、殊ニ私親貴法、妻并私寺ニ而出生仕候姉かち、私弟榮順共ニ私寺ニ居申候処、右伊右衛門・四郎右衛門取計を以私母并姉かち兩人ハ同村清兵衛家内之宗旨帳面ニ書入置、弟榮順義者數年來帳外ニ而差置候ニ付、是迄段々村之人数ニ書入呉候様相頼候得共承引不仕、最早当卯ニ而十八歳ニ相成候処、人別帳ニ入不申千萬恐入次第ニ奉存候、元來本願寺派ニ者私共中間下寺數多御座候而、妻帯ニ而御座候ニ付、此段私且家拾五ヶ村之者共へ及相談申所、拾壹ヶ村ハ私ニ同心仕、則得心印形仕候、私共村ニ茂右伊<sup>右</sup>衛門・四郎右衛門ニ同心不仕者七、八人も御座候、相殘候者共ハ右伊右衛門・四郎右衛門相妨候ニ付、何江も相片付不申候、殊ニ私村方并弓削・北ノ庄・飯岡以上四ヶ村へ、右伊<sup>右</sup>衛門・四郎<sup>右</sup>衛門取計ニ而、六年以前之宗門帳面ニ備中大宝寺末寺と書付奉差上候儀歎ケ敷奉存候、其外松平越後守

様御領分ニ而五ヶ村、大久保七郎右衛門様御領分ニ三ヶ村、内藤山城守様御領分ニ壹ヶ村、三浦志摩守様御領分ニ貳ヶ村、合拾壹ヶ村ハ古來之通無本寺と書付差上申候、右之通由緒無之、無本寺之備中大宝寺ヲ俄ニ本寺と書上申候、如此我戻仕候儀ハ本寺無之儀と奉存、檀家へ相談仕、去々丑八月、摂碓富田本照寺末寺ニ被成下候様ニ御願申上候処、御聞届被下候得共、元來右伊<sup>右</sup>衛門・四郎<sup>右</sup>衛門兼而工ミ候得ハ、私弟榮順義ハ人別帳面ニ記不申、時節ヲ見合、私共追失寺且共ニ六名村有仙江相渡可申心底ニ御座候故、私儀者宗所ニ儘ニ相知有之処、弥四郎を以相談ニ入三人申合、私親兄弟共ニ相談も不仕、内藤十右衛門様・稲垣藤左衛門様御兩人御預リ之久世御役所江、私義欠落仕行衛相知不申、無住ニ而御座候ニ付、私寺備中大宝寺兼帯ニ致申度願、御手代衆御聞届被成候由、私罷帰奉驚、右御役所江御願奉申上候所、御取上無御座候ニ付、右御預リ之大坂御代官様江願出候処、御代官様御直ニ御吟味成被為下、曾以欠落仕候儀ニ而ハ無御座候ニ付、失人御帳面御消被為、成下、此義ハ相濟候得共、寺且之儀ハ備中大宝寺隠居寺坏と申相戻シ不申候、右大宝寺儀も私同様ニ代々妻帯ニ而本寺等無御座候皮田寺ニ而御座候、則先住頼榮ニ男子無御座、はる・かめと申式人有之、はるハ私且家吉村半三郎妻ニ相成、先住頼榮相果久々無住ニ而同村増福寺致兼帯相勤候処、拾四、五年前讚劔浪人唯今之宥仙入寺仕、かめニ男子壹人出生、教尊と申候、かめハ宥仙妻と承申候、尤私村方同前ニ同村之者之家内帳面ニ入置、大宝寺人別

帳ニハ有之間敷と奉察候、如斯外ニ恐申本寺無御座候ものニ御座候故、隠居寺杯と我俣申、私旦那相戻不申候、私寺四代以前光巒相果候所、娘計ニ而男子無御座、暫ク無住ニ而有之候所、旦那相談之上備中六名村増福寺性清性、則私祖父ニ而御座候処貰請、大久保村大法寺相統仕候、依之右増福寺・大宝寺式ヶ寺先祖并未寺等之儀、御地頭様へ差上申候書付写清性持参致、私へ譲り渡申候、則式ヶ寺印形等有之写仕奉差上候ニ付、右之通慥成証掘御座候得共、板倉隠岐守様御領分之義ニ御座候故、御預リ之御代官様ニ而食着難被為成下旨被為、仰渡候故、去寅二月、板倉隠岐守様御役所へ御願奉申上候処、御公領其外他領数多之内ニ旦那入組有之候ニ付、御吟味被成下候事不相成候由ニ而、対決等も不被為仰付、願書御戻シ被成候ニ付、去寅五月大坂御奉行様へ御願奉申上候所、近年ハ遠国願事ハ不被為及御沙汰候由ニ而、御取上不被為成下候、此上ハ如何可仕様無御座候ニ付、最早、御江戸御役所江可奉願上より外可仕様無御座候処、極貧僧之私義ニ御座候故、路銀等無御座、十方ニ暮居申候所、不図存付去寅五月十三日御箱訴仕候処、同六月廿七日、大坂御番所江被為召出願書御焼捨ニ被為、仰付候、然共御堂上方又ハ御江戸御役所様江願上候儀ハ勝手次第之旨被為、仰付候ニ付、乞食仕候而も、御江戸御役所様江乍恐奉願上度故、平岡彦兵衛様御役所江御添翰被為、成下候様ニ奉願上候処、寺法之義ニ候得ハ、御添翰不被為、成下候、此上如何様共可仕様無御座候ニ付、重々恐多無勿体儀奉存候得共、御横目様御箱江

訴状奉差上候、御慈悲之上五畿内近国何レ之御役所江成共被為、仰付、御吟味之上、宗門之義無本寺真言宗ニ成共、又ハ一向宗ニ成共、如何様共被為、仰付、私寺・旦那共ニ相戻シ住職相勤候様被為、仰付被下候ハ、生々世々難有可奉存候、以上

明和八卯年二月廿七日

海 順

御役所様

B 倉敷代官所手代差紙写

倉敷代官所目明し文書

(岡山東史編纂室撮影) (部落实史料選集)第三卷七一頁

備中倉敷御役所より掛り合御領主江御差紙之写

一筆致啓上候、然者平岡彦兵衛様当分御預り所、作劬久米北条郡大久保村皮多大法寺海順御箱訴一件、從、安藤彈正少弼様、彦右衛門・七郎右衛門立会吟味引合之もの共御領々へ御掛ヶ合呼出可申旨被仰渡候、右吟味引合ニ付、別紙之通備中倉敷七郎右衛門役所へ早々御差出可被成候、右之段可得御意旨七郎右衛門申付、如此御座候、以上

万年七郎右衛門手代

杉 田 忠 助  
若林 兼右衛門  
吉田 勝右衛門

C 幕府裁許に付き請書写 桶縫神社文書

(一九七二年)『兵庫県同和教育史料集』第一卷〇〇頁  
(一九八九年)『部落史史料選集』第三卷七四〜七六頁

差上申一札之事

作劬大久保村皮多大法寺海順御箱訴一件并右同様の皮多寺被為 遂御吟味御伺之上

桑原伊予守様依 御差函左之通被仰渡候、

一 皮多寺之儀、慶長年中東本願寺江被下置候由之儀者難相知候得とも、作劬西町村金龍寺外三ヶ寺ハ、東本願寺塔頭金福寺下寺と唱、一向宗に候間、大法寺・大宝寺ハ勿論一件寺院之内是迄真言宗与相覚候共、真言宗ニ皮多寺ハ無之由ニ候上ハ、寺院并且方之皮多とも一向宗ニ相成、寺院共東本願寺塔頭金福寺等之下寺ニ可相成候、且作劬円宗寺村九右衛門儀道場元与唱候而ハ新寺ニ紛敷候間、一向宗皮多寺之且家ニ可相成候、

一 海順儀縦幼年之節ニ候共、住職致候上者寺付之印形手放シ申間敷候処、村役人江預ケ置候段不束之至、殊ニ無証拠諭を以不取ル儀を取受、村役人私欲有之趣ニ申立候段、旁不埒ニ付押込被 仰付候、四郎右衛門・弥四郎儀人別帳外之者村内ニ可指置筋無之候間、縦栄順を人別帳ニ書入呉候様申間候者御座候共、大法寺先住貴法悱ニ相違無之、まつ・ちち茂寺内ニ罷在候ハ、取計、  
御支配御役所江可相伺候処、真言宗之名目ニモ相濟来リ、妻

帯ニ而ハ齟齬いたし候連、清僧と申立、まつ・ちちハ清兵衛家内人別へ加、栄順を帳外にいたし置候段、不埒ニ付、四郎右衛門ハ過料五貫文、弥四郎ハ同三貫文被 仰付候、然ル処四郎右衛門ハ病死仕候、

但、過料錢三日之内

当御役所江可相納候、

一 伊右衛門儀茂同様不埒ニ付、存命候ハ、過料錢三貫文可被 仰付候処、致病死候ニ付、其旨可存候、

一 宥仙・行宣・智心・栄順・行春・恵正・嘉順・永巡・泰隆・了意・九右衛門儀ハ不埒之筋も無之候間、御構無御座候、其外先達而御吟味ニ付御召出之者共茂一同御構無御座候間、其旨可申通、然ル処栄順・行春・恵正・嘉順・了意ハ病死仕候、右被 仰渡之趣一同承知奉畏候、若相背候ハ、重科可被 仰付候、仍而御請証文差上申所如件、

天明式年寅十一月廿七日

元平岡彦兵衛当分御預り所

当時石原清左衛門御代官所

作州久米北条郡大久保皮多

大法寺海順

同村皮多元庄屋病死

四郎右衛門

同村百姓代

弥 四郎

煩ニ付代



D

一件裁許後の経過覚

倉敷代官所目明し文書

(岡山県史編纂室撮影)

『部落史史料選集』第三卷七七頁

右天明式寅年無思掛一同真言宗を浄土真宗ニ変宗被仰付候ニ付、皆々打驚、闇夜ニ燈を失ふ心地ニ而、俄ニ銘々之且那寺へ相集リ肝胆を砕、工夫評談して、其御領主方へ真言宗相統之歎書差出候得共、一旦大公儀之御裁許なれハ再評之義難致旨被仰渡候、勿論京都仁和寺并随心院宮、高野山其外備中国内ニ而真言宗本寺願等致候得共、兼而海順之御箱訴文言之通、穢多寺を末寺ニ致候古例無之との返言、何と可致様無之仕第也、尤御室并随心院宮諸役人中之山車ニも追々少々、相掛候且家も有之候、残心ニ候、

酒津村共之儀ハ浅口郡西阿知村真言宗医王寺仮且那ニ相極リ、最早宗門御改帳面迄守尾<sup>尾</sup>弥惣右衛門様倉敷御役所へ差上申候

善 四 郎  
同村仮庄屋  
勘 三 郎  
板倉左近將堅領分  
備中国上房郡古瀬六名村皮多  
大宝寺  
宥 仙  
(以下略)

E

酒津村檀那寺に付き一件書留

倉敷代官所目明し文書

(岡山県史編纂室撮影)

『部落史史料選集』第三卷七九・八〇頁

所、一旦大公儀之御差図を不請候儀、甚不埒之段御叱ニ而右医王寺請印帳御差返、勝手次第浄土真宗之寺判いたし、人別帳面可差出旨嚴敷被仰渡、早速倉敷村教善寺へ相頼、天明四年辰十一月廿日より仮且那ニ相成、寺請印年々無滞相濟申候、

各様弥御堅勝珍々奉存候、然ハ宗判法用之儀、御互ニ先年改宗後者倉敷教善寺ニ頼申置候処、右御寺之儀穢多ヲ門徒ニ被成置候而ハ、在来之且家中柳井原村彦右衛門殿御氣ニ入不申由ニ而、殊之外御寺不勝手ニ相成候段、兼々私へ被仰聞、右ニ付私共村方ハ渡部町徳浄寺へ御相談申出候所、同寺被罷下、教善寺与面談之上、酒津村一同徳浄寺へ御讀付被成候、尤付属手形村々惣代新八<sup>新</sup>当ニ被成御出シニ御座候、則写入御覽申候、然上ハ此已後宗判法用之儀ハ、酒津村薬師堂へ年中徳浄寺より代僧差下シ、諸用無差支様御取計被成候間、宗判法用之節ハ右薬師堂御申越可被成候、右之段為可得御意如此御座候、已上

子三月八日

酒津村

新 八

村々

判頭御衆中

尚以本文之通ニ御座候得ハ、徳浄寺へ相成候而も御互ニ少も入用等相掛リ申儀ハ無御座候、只今迄教善寺へ付居申通ニ而御座候、若不承知之方も有之候ハ、酒津村迄御返答可成候、為念此段申通置候、言伝いたし候儀も却而御村方御不勝手と存、以廻文如此御座候、以上

御請書

一 此度御宗門帰依仕候ニ付、御門徒ニ被為 召加被下候様奉願上候処、御聞濟被為 成下難有仕合奉存候、則撰州西成郡大坂渡部町徳浄寺へ御預被成下、宗判等被仰付候間、御寺法相守、御宗意大切ニ可相心得旨被仰渡、難有奉畏候、依而御請印形奉差上候、以上

村々

寛政四子年三月

右村々惣代

酒津村惣頭

本願寺様

新 八印

御役所

F

徳浄寺住職袈裟免許に付き留書 撰津国諸記

(一九八五年)本願寺史料集成(第七卷四四頁)

(一九八九年)部落史史料選集(第三卷八二・八三頁)

乍恐口上

一 先年より国絹袈裟之儀御願奉申上候処、追々御評議可被

為 有旨被為 仰聞、難有奉存差控罷在候、然処去ル寅之年、備前・備中・作州三ヶ国改宗一件御用被為 仰付奉畏、右御用相勤候為御褒美、大品九字・十字御名号被為 仰付、身ニ余冥加至極難有頂戴仕候、右御大切成御宝物頂戴仕候上、又々袈裟之御願奉申上候儀、甚々奉恐候得共、先年元文中ニ出仏檀 御免被為 成下、猶又去ル寅ノ年ニハ、縵子衣 御免許奉蒙、門徒共一統ニ難有奉存候、此上ハ袈裟一段之義ニ相成候得者、御慈悲之上如何様之品ニ而も御免被為 成下候ハ、大坂御下向被為 遊候節、私門徒共御礼ニ罷出候節計着用仕度候、其余者御本山様者不申及、津村御坊其外寺格之御寺方へ着用仕候事、急度相慎可申候、右改宗一件も未半途ニ御座候得者、門徒共一党ニ心ヲ合、追々出精仕度、如此ニ御願奉申上候、何卒御憐愍之上 御免被成下候様、一重ニ御願奉申上候、已上

大坂西木津

天明五年

徳 浄 寺印

巳十月

同門徒中

下間兵部卿様

端書無之

御本山并津村御坊江年来勤功有之ニ付、今度藍鼠色緒五条袈裟(朱ニ而袈裟)「自坊并其方門徒用之節計着用之儀」被成 御免

G

候間、難有可奉存候、勿論本寺・末寺ハ不及申、其外於他所着用無之様尤ニ候、不宜

天明五乙巳年

下間兵部卿法眼

十一月八日

印判

撰津国西成郡西木津

惣道場

徳浄寺

〔米書〕  
「右米ニ而消シ候分除認メ替遣シ候事、」

備中国穢多檀那寺に付き口上写

倉敷代官所目明文書

(岡山県史編纂室撮影)

『部落史史料選集』第三卷八五・八六頁

乍恐以書付奉申上候

私共儀、先年安宗被仰付候付、此辺拾七ヶ村穢多共当所教善寺ヲ仮旦那寺ニ相頼置候処、教善寺不勝手之儀も有之趣被申聞候故、相談之上、去子年撰津西成郡西木津役人村徳浄寺且那ニ罷成、其段早々右拾七ヶ村へも通達仕置候処、早川八郎右衛門様御代官所備中国川上郡東油野村穢多幸七儀不承知之趣ニ而宗判差支ニ相成候ニ付、久世 御役所より御掛ヶ合ニ相成、右始末御吟味被仰付恐入奉存候ニ付、徳浄寺江掛ヶ合右拾七ヶ村之内、酒津村・徳芳村・惣爪村・吉田村・浅海村五ヶ村ハ徳浄寺

H

且那ニ相用申候、殘拾式ヶ村之内、東油野村・西油野村・布寿村之儀ハ右徳浄寺ニ而ハ遠方不勝手之筋ニ申候故、此度徳浄寺より放手形請取、教善寺へ差戻申候、小田郡新賀村・甲怒村、後月郡東江原村・神代村、川上郡成羽村・西山村・坂本村・宇治村之儀、徳浄寺より放手形差出候様、私方へ申越候、右之段教善寺へ申達置候間、委細之儀ハ教善寺より御聞可被下候、右ニ付御届奉申上候、以上

丑四月廿八日

新八

倉敷

御役所様

右之通奉申上候ニ付奥印仕奉差上候、以上

右村年寄

野右衛門

真言宗復帰に付き油野村惣代願状写

岡山大字付属図書館所蔵文書

『部落史史料選集』第三卷八八・八九頁

乍恐以書付御願奉申上候

備中国川上郡油野村東・西穢多共義、去ル十九年以前寅年大坂御代官万年七郎右衛門様御役所へ諸方村々穢多共被為遊御召登被仰渡候者、穢多共義是迄一統真言宗之由ニ候得共、此度一向宗ニ可相成趣被仰渡候得共、一同御請難渋

仕候得者、先祖より数代真言宗ニ而相済来候ヲ、今更一向宗ニ相成候義者、甚歎敷奉存候ニ付、種々御断奉申上候得共、其節御聞濟無御座、無扨御請仕罷在候、然ル処前国穢多共義ハ五ヶ年以前辰年国中不残真言宗ニ立戻リ、則備前国御野郡下伊福村之内国守穢多寺真言宗常福寺檀那ニ相済申候、依之前田様御領分穢多共義不残真言宗ニ立戻リ、三ヶ年以前午年右常福寺檀那と相定メ相済申候、依之私共義も一同申合、閑備前守様御領分阿賀郡・哲多郡村々ニ於て穢多共不残一ヶ村より老人宛、当寺之旦那寺寛善江右之趣ヲ以、雖且申出候処、古宗江立戻度由承知いたし候段申之、私共頼通一統放手形差出候ニ付、内々備前国御野郡穢多方へ右之趣申達置候得共、御役所様より備前国岡山寺社御奉行様江御添書無御座候而ハ容易相済候義ニも不奉存候ニ付、乍恐御願奉申上候間、御慈非御勘弁ヲ以被為聞召分、何卒願之通御許容被成下候ハ、生々世々難有仕合奉存候、依之乍恐以書付御願奉申上候、

申十二月

西油野村 穢多共

東油野村

久世

惣代穢多

御役所

吉左衛門印

前書之通、穢多共より御願奉申上候ニ付、奥書印形仕取次奉指上候、以上

川上郡

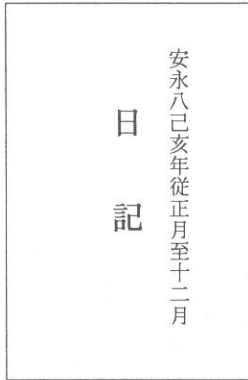
久世 御役所

西油野村	庄屋	六右衛門印
同	同	和兵衛 印
東油野村	庄屋	喜之助 印
同	同	亀左衛門印

つぎの史料は、すでに『岡山部落解放研究所紀要』第五号として刊行された、中野美智子・頭士倫典・美作津山藩被差別部落関係資料(3)に「津山藩日記資料」のうち「国元日記(安永四〜享和三一年)」の安永八年(一七七九)七月七日条として収められている。あらためて津山郷土博物館で見られるのは、本来の日誌が文化六年(一八〇九)焼失したのを別の記録で補ったことが冒頭で記されているので、原記録で、すでにこのように編集されていたのであろうか。

六 『国元日記』 (津山郷土博物館・愛山文庫)

〔表紙〕



安永八己亥年從正月至十二月

日記

〔見返し〕

文化六年御記録焼失之分調被 仰付候ニ付、此一冊之構□

安藤丹後當職中扣書并諸役所記録設置之、

大目付

黒 田 頼 母

〔本文〕 ○安永八年七月七日条

一 江戸六月十三日出並便来着、右ニ付大坂去ル三日出旨□切

飛脚到来、松岡八十衛ヲ申来、

一 (略)

一 (略)

一 御代官万年七郎右衛門殿手代渡辺富右衛門・

杉田忠助・鳥山喜三郎之来書 左之通、

以切紙啓上仕候、然者元平岡彦兵衛様當分

御預り所作州久米北条郡大久保村皮多大法寺

海順御箱訴一件、并右同様之皮多寺之義、

野村彦右衛門様備中笠岡陣屋ニ被成御出、

七郎右衛門義者同国倉敷陣屋ニ罷在候節、

去ル卯十月安藤弾正少弼様ヲ御印状を以、

彦右衛門様・七郎右衛門兩人立會吟味可申上旨

被 仰渡、夫々江御懸合之上兩陣屋江呼出し致

吟味、去ル辰七月伺書彈正少弼様江指上置、

未御下知無御座候、然ル処七郎右衛門義倉敷ト

丹後組浜江場所替被 仰付候砌、懸り之義

相伺候處、其儘彦右衛門様・七郎右衛門兩人之

懸り与可相心得旨彈正少弼様被 仰渡候処、

七郎右衛門義丹後ト大坂江場所替被 仰付

候節、猶又桑原伊予守様江懸り之儀相伺

候之処、一件書物七郎右衛門方ニ有之分も彦右衛門様へ

御引渡可申旨被 仰渡候付、七郎右衛門ハ懸り

御免と相心得罷在候処、旧冬彦右衛門様場所

替被 仰付御同人様ヲ御伺被成候処、一件書物

七郎右衛門方へ御引渡被成候様被 仰渡候付、

取計方之義七郎右衛門も相伺候処、一件

七郎右衛門懸り与相心得、一件之もの共江其旨

為触知置、死失之もの有之候へ、可申上旨

伊豫守様被 仰渡候、依之別紙書付進之候

間否□可被仰聞候、右之段得其意候様

七郎右衛門申付、如此御座候、以上、

万年七郎右衛門手代

七月三日

鳥山 喜三郎印

杉田 忠 助印

渡辺冨右衛門印

御名様

御役人中様

作州東北条郡下高倉村

皮多教本寺

了 意

同国西々条郡田宗寺村

皮多道場元

九右衛門

同村皮多惣代

八郎兵衛

同国勝南郡川崎村之内兼田

日上村

皮多惣代兼田

与 作

同国久米南条郡横山村

皮多惣代

九郎右衛門

同国同郡一方村

皮多惣代

太郎兵衛

定 七

右者先達而呼出吟味之上口上書申付帰村

申付置候もの共ニ御座候間、一件万年七郎右衛門

懸リニ相成候段可被 仰渡候、

一 當時其御領分ニ無之候ハ、誰様江鄉村御引渡

被成候哉、其旨可被 仰聞候、

一 死失之もの有之候ハ、其旨可被仰聞候、

一 此上死失又者異変之儀も有之候ハ、早

速可被 仰聞候、

以上、

(略)

(略)

(略)

御代官万年七郎右衛門殿手代江郡代山岡与左衛門ト返便  
指遣候紙面左之通、

去月廿三日之御切紙去ル七日相達致拜見候、然者

元平岡彦兵衛殿當分御預リ所作州久米北条郡

大久保村皮多大法寺海順御箱訴一件并右

同様之皮多寺之儀、七郎右衛門様・野村彦右衛門殿

御立會御吟味之儀、去ル卯十月安藤彈正少弼殿ト

御印状を以被蒙 仰候由、依之夫々御懸ヶ合之上

御吟味被 仰付、去ル辰七月御伺書彈正少弼殿江被

指上候处、未御下知無御座候由、其後七郎右衛門様御

場所ニ替被蒙 仰候ニ付、右懸リ之儀桑原伊豫守殿へ

御同被成候処、一件書物彦右衛門殿江御引渡可被成旨  
被 仰渡候由、然ル処旧冬彦右衛門殿御場所替

被 仰付候付、彦右衛門殿御同之処一件書物七郎右  
衛門様江御引渡候様被 仰渡候由、御取計方之義七郎

右衛門様御同御座候処、一件御同人様御懸りと御心  
得被成、一件之もの共其旨為御触知死失之者有之候

ハ、可被 仰上旨伊豫守殿被 仰渡候由、依之御別紙  
御書付御差越被成落手御紙表之趣委細致

承知候、右名面之者共早速相札其餘被  
仰聞候趣早々申渡置候、則別紙書付差遣

之候、右御報為可得御意、如斯御座候、以上、  
七月十八日 山岡与左衛門印判

渡部富右衛門様  
杉田忠助様

鳥山 喜三郎様

作州東北条郡下高倉村

皮多教本寺 了 意

右教本寺了意義去ル辰正月二十八日

致病死候ニ付、其段中村佐五郎殿・新戸官藏殿・

若林久米右衛門殿江先役大村庄助ニ其段

及御通用候処、御承知之由御返書致到来候、

右教本寺跡恵以与申もの當時致相統

罷在候、

同国西三条郡巴宗寺村

皮多道場元

同村皮多惣代

同国勝南郡川崎村之内

皮多惣代

兼田日上村

同国久米南条郡横山村

皮多惣代

同国同郡一方村

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

皮多惣代

九右衛門

八郎兵衛

与 作

九郎右衛門

太 兵 衛

定 七

右之者共其村々ニ無異義罷在候、

右之内川崎村与作義老年之上病身ニ罷成、

當時歩行等難相叶鉢ニ罷在候、

一 右者先達而御呼出シ御吟味之上口書被 仰付、

一 帛村被 仰付置候もの共ニ付、一件七郎右衛門様

一 御懸り被蒙 仰候段可申渡旨致承知候、

一 當時當領分ニ無之候者誰様江郷村御引渡

一 申候ト申儀御通意可及旨致承知候、當領分ニ

一 内他江御引渡申候儀無御座候、

一 死失之者有之候ハ、其旨御届可申由、

一 此之上死失之者又者異変之義も有之候ハ、早速

一 御通用可申旨右何度致承知候、以上、

一 亥七月十八日 山岡与左衛門印

山岡与左衛門印

山岡与左衛門印

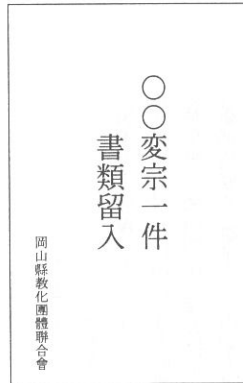
山岡与左衛門印

山岡与左衛門印

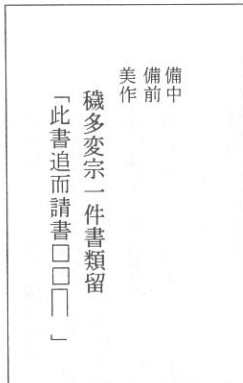
山岡与左衛門印

山岡与左衛門印

七 『○○変宗一件』（岡山県史編纂室撮影）



〔内表紙〕



〔本文〕

1

作州久米北條郡大久保村皮田大法寺海順儀、明和年中用事ニ付上方へ  
 罷越、長滞留中、平日不行□□故出奔致候杯と申立、右村皮田庄屋  
 年寄与上房郡六名村皮田大宝寺有仙と示談ニ及、海順カ旦那を

昭和一八（一九四三）年、三好伊平次  
 によって世に紹介されたこの資料は、  
 岡山県史編纂室で撮影・複写された  
 ものが閲覧可能となっている。

昭和四七（一九七二）年『兵庫県同和  
 教育関係資料集』第一巻（関連史料三）  
 に収められ初めて具体的内容が広く  
 知られるようになった。今回の祠部  
 職掌類聚本の発見までは、ほとんど唯  
 一の基本資料であった。

一九八八年の『編年差別史資料集  
 成』第十巻（関連史料四）および一九八  
 九年の『部落史史料選集』第三巻（関連  
 史料五）は、いずれもこれを基に、本件  
 史料として再掲している。

今回は、写真版の複写本をもとに翻  
 刻を試みた。諸本との主な異同を記  
 しておく。

内表紙 三、四。

内表紙五行目□□、三・四なし。

1 三・四・五なし。



2

宥仙押領ニ及候ニ付、一人貪戾なれハ一國乱を起すと古語ニ有之候  
 通ニ而、夫ハ海順大ニ相憤リ内藤十右衛門様・稻垣藤左衛門様御立会御預リ  
 所久世御役所へ願出、其後播州乃井野御役所・備中倉敷・笠岡御役所へ  
 願書差上候得共、御取用無之、又々大坂御奉行所へ御訴訟致候上  
 願文御焼捨ニ被仰付候得共、不止事大坂百日横目御門前ニ出候江戸  
 御箱訴訟箱へ願書投込、終ニ大望成就、大坂ハ江戸表へ御差届□有之処、  
 安藤弾正少弼様御下知有之、倉敷御代官万年七郎右衛門様・笠岡同断  
 野村彦右衛門様立會御吟味被仰付、引合御吟味口書相決、江戸御伺ニ  
 相成、拾四ヶ年後天明式ヶ寅年十二月廿七日大坂御代官万年七郎右衛門様  
 御役所へ一件之寺院御召出候上御裁許被仰付、改宗ニ致候、右宗門方拔書  
 要用之事斗書拔置候事、

〔二才〕

大坂百日横目御門前ニ出候 御箱訴訟箱御捷書之写

〔二ウ〕

覚

- 一 来ル廿七日御江戸御役所ハ大坂役宅門前江訴訟箱出置候間、
- 一 江戸江差上之者有之候ハ、願認封し□仕、此箱へ入可申事、
- 一 御公儀不為之事申出間敷事、
- 一 其筋之役所へ願いまた裁許不相済内願出間敷事、
- 一 己之遺恨を以願出間敷事、
- 一 人ニ頼おかされと而委細不知る願出間敷事、
- 一 無宿無名訴訟御取上無之事、

2

三・四・五なし。

料 右之類御取上無之、御定法ヲ以燒捨ニ被仰付、其品ニハ越度可被  
仰付候事、

明和八卯二月十五日

〔二才〕

資 3

乍恐奉指上御歎之事

御代官平岡彦兵衛様御支配所

作州久米北條郡大久保村皮田

青長山

大法寺

海順

卯二十一才

一 諸國一統宗旨御改初而被為 仰付候節迄、近國私共類之内ニ寺無

御座候、隣国因幡・伯耆両国者、御地頭様ハ老ケ寺へ毎年米拾貳

石宛被下置、其上寺屋敷等無年貢ヲ以差置、浄土真宗御建立被成候、

備中・美作ハ勝手俣ニ坊主ヲ拵、寺建立仕候、私村之儀も初而寺判被為

仰付候所、村方ニ居合候夫婦暮之浪人有之候处、僧ニ相成、青長山大法寺ト

号真言宗之名目を立、宗旨印形仕、其後代々子孫ヲ以相続仕来候、無本寺

〔二才〕

妻帯寺ニ而御座候ニ付、宗派之教等無御座候儀、他國迄も相聞候、七年以前酉年

本願寺下寺京都金福寺ヲ玉林与申僧罷下、私并且家へ被申候者、真言宗之

僧ニ妻帯ニ而ハ破戒之僧と申ものニ而有聞敷事ニ被存候、本寺無之故、我俣之

働有之候間、真言宗ニ而慥成本寺ヲ相頼、向後正キ教ヲ相守リ可被申哉、若又

本願寺へ帰依之心も有之候得者、無本寺之儀本願寺へ申上、此方寺下ニ可致旨

被申聞候、其節私幼少ニテ御座候故、私村方年寄伊右衛門・四郎右衛門取斗ニ而備中

3 34—1、41、5A。

三才 六行目

僧ニ妻帯 三・四・五僧妻帯。

六名村ニ大宝寺与申本寺御座候様偽申ニ付、玉林ハ致承知届被申候、熟思案仕候所

私儀者無妻ニ而御座候得共、元来本寺無御座候故、宗派之教曾以不奉存、身持

不正、何を以坊主と可申哉、且家ヲ何を教可申哉、如是ニ而施物請候儀不本意

歎ケ敷、何卒本寺ヲ相頼、以来正敷宗門ニ相成申度、相談仕、高野山・京都

其外真言宗之寺方へ罷出、本寺之儀相頼候得共、承引被下候寺無御座、

殊ニ私親貴法妻并私寺ニ而出生仕候、姉かち私弟榮順共ニ私寺ニ居申候処、

右伊右衛門・四郎右衛門取斗を以、私母并姉かち兩人ハ同村清兵衛家内之宗旨帳面ニ

書入置、弟榮順義者数年来帳外ニ而差置候ニ付、是迄段々村之人數ニ

書入呉候様相頼候得共、承引不仕、最早當卯ニ而十八歳ニ相成候処、人別帳ニ入

不申、千万恐入次第二奉存候、元来本願寺派ニ者私共中間下寺數多御座候而

妻帯ニ而御座候ニ付、此段私且家拾五ヶ村之者共へ及相談申所、拾壹ヶ村ハ

私ニ同心仕、則得心印形仕候、私共村ニ茂右伊右衛門・四郎右衛門ニ同心不仕者七八人も

御座候、相殘候者共ハ右伊右衛門・四郎右衛門相妨候ニ付、何江も相片付不申候、殊ニ私村方

并弓削・北ノ庄・飯岡、以上四ヶ村ハ右伊右衛門・四郎右衛門取斗ニ而、六年以前之宗門

帳面ニ備中大宝寺末寺と書付奉差上候儀、歎ケ敷奉存候、其外松平越後守様

御領分ニ而五ヶ村、大久保七郎右衛門様御領分ニ三ヶ村、内藤山城守様御領分ニ壹ヶ

村、三浦志摩守様御領分ニ貳ヶ村、合拾壹ヶ村ハ古来之通無本寺と書付

差上申候、右之通由緒無之、無本寺之備中大宝寺ヲ俄ニ本寺と書上

申候、如此我俣仕候義ハ本寺無之儀と奉存、檀家へ相談仕、去々丑八月撰州富田

本照寺末寺ニ被成下候様ニ御願申上候処、御聞届被下候得共、元来右伊右衛門・四郎右衛門

兼而工ミ候得ハ、私弟榮順義ハ、人別帳面ニ記不申、時節ヲ見合、私共追失、寺且共ニ

六名村有仙江相渡可申心底ニ御座候故、私儀者宗所も慥ニ相知有之処、弥四郎

を以相談ニ入、二人申合、私親・兄弟共ニ相談も不仕、内藤十右衛門様・稻垣藤左衛門様

御兩人御預リ之久世御役所江私義欠落仕、行衛相知不申、無住ニ而御座候ニ付、

三才 一〇行目

正敷 三・四・五正教。

三ウ 六行目

伊右衛門・三・四伊衛門、五伊衛門。

三ウ 八行目

伊右衛門・四郎右衛門 三・四伊衛門

門・四郎衛門、五伊衛門、四郎衛門。

四才 一行目

檀家 三檀家・四檀家<sup>(檀宅)</sup>・五檀家。

四才 二行目

伊右衛門・四郎右衛門 三・四伊

衛門・四郎衛門、五伊衛門・四郎衛

門。

私寺備中大宝寺兼帯ニ致申度願、御手代衆御開届被成候由、私罷歸

奉驚、右御役所江御願奉申上候所、御取上無御座候ニ付、右御預り之大坂

御代官様江願出候処、御代官様御直ニ御吟味被為下、曾以欠落仕候儀ニ而ハ

無御座候ニ付、失人御帳面御消被為 成下、此義ハ相濟候得共、寺且之儀ハ備中

大宝寺隠居寺杯と申、相戻し不申候、右大宝寺儀も私同様ニ代々妻帯ニ而

本寺等無御座候皮田寺ニ而御座候、則先住頼榮ニ男子無御座、はる・かめと

申式人有之、はるハ私且家吉村半三郎妻ニ相成、先住頼榮相果、久々無住

ニ而同村増福寺致兼帯相勤候処、拾四五〔年〕前讃州浪人唯今之有仙入寺

仕、かめニ男子老人出生、教尊と申候、かめハ宥仙妻と承申候、尤私村方同前ニ

同村之者之家内帳面ニ入置、大宝寺人別帳ニハ有之間敷と奉察候、如斯

外ニ恐申本寺無御座候ものニ御座候故、隠居寺杯と我俣申、私且家相

戻不申候、私寺四代以前光鬻相果候所、娘斗ニ而男子無御座、暫ク無住ニ而

有之候所、且家相談之上備中六名村増福寺伴清性則私祖父ニ而御座候処、

貰請、大久保村大法寺相統仕候、依之右増福寺・大宝寺式ヶ寺、先祖并

末寺等之儀、御地頭様へ差上申候書付写、清性持參致、私ハ讓渡申候、

則式ヶ寺印形等有之写仕奉差上候、并右之通懺成證抛御座候得共、

板倉隠岐守様御領分之義ニ御座候故、御預り之御代官様ニ而食着難

被為成下旨被為 仰渡候故、去寅二月板倉隠岐〔守〕様御役所へ御願奉申

上候処、御公領其外他領教多之内ニ且家入組有之候ニ付、御吟味被成下候事

不相成候由ニ而、対決等も不被為仰付、願書御戻ニ被成候ニ付、去寅五月大坂

御奉行様へ御願奉申上候所、近年ハ遠国願事ハ不被為及御沙汰候由ニ而

御取上不被為成下候、此上ハ如何可仕様無御座候ニ付、最早 御江戸

御役所江可奉願上ハ外可仕様無御座候處、極貧僧之私義ニ御座候故、

路銀等無御座、十方ニ暮居申候所、不圖存付、去寅五月十三日御箱訴仕候処、

〔四才〕

〔四ウ〕

四ウ 六行目

光鬻 類聚本光密。

無御座、暫ク 三・四無御座候暫々、

五無御座、暫ク。

四ウ 九行目

讓渡 三・四・五讓り渡。

五才 二行目

御戻ニ 三・四・五御戻シ。

4

同六月廿七日大坂御番所江被為 召出、願書御焼捨ニ被為 仰付候、然共御堂上方又ハ御江戸御役所様江願上候儀ハ勝手次第之旨被為 仰付候ニ付、乞食仕候而も 御江戸御役所様江乍恐奉願上度故、平岡彦兵衛様御役所江御添輪被為 成下候様ニ奉願上候処、寺法之義ニ候得者、御添輪不被為 成下候、此上如何様共可仕様無御座候ニ付、重々恐多、無勿体儀奉存候得共、御横目様御箱江訴状奉差上候、御慈悲之上、五畿内近国何レ之御役所江成共、被為仰付、御吟味之上宗門之義無本寺真言宗ニ成共、又ハ一向宗ニ成共、如何様共被為 仰付、私寺且家共ニ相戻シ、住職相勤候様被為 仰付被下候ハ、生々世々難有可奉存候以上、

明和八卯年二月廿七日

海順

御江都

御役所様

備中倉敷御役所ト掛リ合御領主江御差紙之写

一 筆致啓上候、然者平岡彦兵衛様當分御預リ所作劾久米北條郡大久保村皮多大法寺海順御箱訴一件、從 安藤彈正少弼様、彦右衛門・七郎右衛門立会吟味仕、引合之もの共御領々へ御掛リ合呼出可申旨被仰渡候、右吟味引合ニ付、別昏之通、備中倉敷七郎右衛門役所へ早々御差出可被成候、右之段可得御意旨、七郎右衛門申付、如此御座候以上、

万年七郎右衛門手代

〔五才〕

〔五ウ〕

4 三4―2、四2、五B。

六才 四行目

御掛り合 三・四・五御掛ケ合

六才 五行目

別昏之通 三・四別前之通、五別紙

六才 六行目

七郎右衛門

三・四七郎衛門、五七

郎右衛門。

杉 田 忠 助  
若林久米右衛門  
吉田勝右衛門

〔六オ〕

〔六ウ〕

明和九辰年宗論御吟味銘々口書相濟、江戸表江  
御伺中一同帰村被仰付置候所、天明式寅年十二月廿七日  
右引合之寺院大坂御代官 万年七郎右衛門様御役宅へ  
御召出、左之通御裁許被仰渡候、

差上申一札之事

作劬大久保村皮田大法寺海順御箱訴一件、并右同様之  
皮田寺被為 遊御吟味、御伺之上 御勘定奉行

桑原伊豫守様依御差圖、左之通被仰渡候、

皮田寺之儀者、慶長年中東本願寺江被下置候由之儀、難相知候得共、

作州西町金龍寺外二ヶ寺ハ、東本願寺塔頭金福寺下寺与唱、

一向宗ニ候間、大法寺・大宝寺ハ勿論、一件寺院之内是迄真言宗与

相覚候共、真言宗皮田寺ハ無之由ニ候上ハ、寺院并且方之皮多共

一向宗ニ可相成寺院共ハ東西本願寺塔頭金福寺等之下寺ニ可相

成候、且作州圓宗寺村九郎右衛門義道場元与唱候而ハ新寺ニ變

候間、一向宗皮田寺且家ニ可相成候、

海順幼年之節ニ候共、住職致候上ハ、寺附之印形手放シ申間敷処、

村役人へ預ケ置候段不束之至、殊ニ無証拋疑を以、不取ル義を取交へ

〔七オ〕

〔七ウ〕

5 三2、四24、五C。

七オ 一行目、四行目

三・四・五いずれも該当文なし。

七オ 七行目

御勘定奉行 三・四・五いずれもなし。

七オ 七行目

被為遊 三・四・五被為遊。

七ウ 一行目

皮田寺之儀者 三・四・五皮田寺之儀。

由之儀 三・四・五由之儀ハ。

七ウ 二行目

作州西町 三・四・五作州西町村。

東本願寺 三・四・東本願寺、五東本願寺。

七ウ 五行目

一向宗ニ可相成 三・四・五一向宗可相成。

寺院共ハ 三・四・五寺院共。

東西本願寺 三・四東本願寺、五東本願寺。

七ウ 六行目

且 三旦、四旦、五旦。

七ウ 七行目

皮田寺且家 三・四・五皮田寺之且家。

七ウ 九行目

無証拋疑を以 三・四・五無証拋疑を以。

取交へ 三・四・五取受。

村役人私欲有之趣ニ申立候段、旁不埒ニ付押込被仰付候、

四郎右衛門・弥四郎儀、人別帳外之者、村内可差置筋無之候間、縦

栄順を人別帳ニ書入吳候様申聞候もの御座候共、先住貴法性ニ相違

無之、まつ・かちも寺内ニ罷在候ハ、取斗、御支配御役所へ可相

窺候処、真言宗之名目ニ而相済来、妻帯ニ而ハ、齟齬致

候逆、清僧与申立、まつ・かちハ清兵衛家内人別ニ加へ、栄順を帳外ニ

致置候段、不埒ニ付、四郎右衛門ハ過料錢五貫文、弥四郎ハ同三貫文

被仰付候、四郎右衛門ハ病死仕候、

但、過料錢三日之内期役所可相納、

伊右衛門も同様不埒ニ付、存命仕候ハ、過料錢三貫文可被仰付候、

致病死候ニ付、其旨可存候、

宥仙・行宣・智信・栄順・行春・惠正・嘉順・永巡・泰隆・了意・

九右衛門ハ、不埒之筋無之間、御構無御座儀、其外先達而御吟味ニ付、

御呼出之もの一同御構無御座之候、其旨可申通候、然処栄順・行春・

惠正・嘉順・了意ハ病死仕候、

右被仰渡候趣、一同承知奉畏候、若相背候ハ、重科可被

仰付候、仍御請證文差上申上候、如件、

元平岡彦兵衛當分御預所

天明二年

當時石原清左衛門御代官所

作州久米北條郡

壬寅十二月廿七日

大久保村皮田

大法寺

海順

大久保村元庄屋

四郎右衛門

八才 一行目

私欲有之趣ニ、三私欲有之趣ニ、

四私欲有之趣ニ、五私欲有之趣ニ。

八才 二行目

一 三・四・五なし

八才 三行目

申開候もの 三由開候者、四由開候者、五申開候者。

八才 四行目

先住 三・四・五大法寺先住。

八才 五行目

名目ニ而相済来 三・四・五名目ニ

毛相済来リ

八才 六行目

清僧と申立 三・四請僧と申立、

八才 七行目

過料錢 三・四・五過料。

四郎右衛門 三・四・五然ル処四郎

右衛門。

八才 八行目

御役所 三・四・五御役所江。

八才 九行目

候ハ、三・四候へハ、五候ハ、。

八才 三行目

不埒之筋 三・四・五不埒之筋も。

八才 四行目

御呼出 三・四・五G御召出。

〔八才〕

〔八才〕

百姓代弥四郎煩二付

善四郎

仮庄屋

勘三郎

板倉左近將監領分

備中上房郡六名村皮田

大宝寺

宥仙

元野村彦右衛門御代官所當時武嶋左膳

御代官所同国阿賀郡井ノ尾村皮田

真光坊

行宣

松平内蔵頭領分

備前御野郡伊福村之内國守皮田

常福寺

智信

三浦備後守領分

作州真嶋郡垂水村皮田

宝福寺

榮順病死二付

看司知元

右六名村皮田

増福寺

行春病死二付

八ウ 六行目

候ハ、三・四候ヘハ、五候ハ、  
重科 三重料、四重料、五重料、  
八ウ 九行目

御代官所

三・四御代官所ヘ、五御  
代官所。

九才 一行目

庄屋 三・四・五庄屋病死。

九才 三行目

百姓代 三・四・五同村百姓代。

九才 五行目

仮庄屋 三・四・五同村仮庄屋。

九才 七行目

板倉左近將監

三板倉左近持堅、

四板倉左近持堅、

五板倉左近將堅。

〔九才〕



伊東政之助領分

備中下道郡辻田村皮田

後住智道

九ウ 一五行目

辻田村 三・四述田村。

九ウ 一八行目

圭麩 三・四成□

大圓坊

惠正病死二付

後住主麩

〔九ウ〕

元平岡彦兵衛御預所當時森對馬守御預所

作州吉野郡西町皮田真宗

金龍寺

嘉順病死二付當時

無住二付且家

半次郎

土岐政吉領分

同国英田郡川北村皮田真宗

本教寺

永巡

同断

同国勝北郡真可部村皮田真宗

教福寺

泰隆

〔一〇才〕

松平越後守領分

同国東北條郡下高倉村皮田真宗

教本寺

了意病死二付後住

一〇才 一行目

元平岡彦兵衛御預所 三・四元平

岡彦兵衛當御預所。

一〇才 二行目

真宗 三・四なし。

一〇才 七行目

土岐政吉 三・四大波正吉。

一〇才 八行目

英田郡 三・四莫国郡。

真宗 三・四なし。

一〇才 一二行目

真可部村 三・四真可郡村。

真宗 三・四なし。

一〇ウ 二行目

真宗 三・四なし。

一〇ウ 四行目

病死二付 三・四病死後。

万年七郎右衛門様  
御役所

前書被仰渡候趣、私共儀一同承知奉畏候、依之奥書印形仕差上申候、以上、

大久保村皮田召連罷出候石原清左衛門御代官所

久米北條郡足山村庄屋忠右衛門煩二付代

金五郎

〔一〇ウ〕

六名村皮田召連罷出候同村庄屋喜右衛門煩二付

年寄

栄藏

常右衛門

井尾村皮田召連罷出候同村年寄

善兵衛

伊福村之内国守皮田召連罷出候名主

作右衛門

垂水村皮田召連罷出候同村年寄

同断

同国西々條郡圓宗〔寺〕村皮田道場元

惠吟煩二付且家

庄吉

九右衛門

煩二付同人甥若年二付

付添罷出候

四郎兵衛

一〇ウ 五行目

且家 三・四代。

一〇ウ 七行目

同断 三・四同人領分。

一〇ウ 八行目

西々條郡圓宗〔寺〕村 三・四西二條郡圓宗守村。

一〇ウ 一〇行目

煩二付 三・四煩二付代。

同人甥 三・四同人甥定吉。

若年二付 三・四定吉若年二付。

一〇ウ 一五行目

前書 三・四前書二。

私共儀 三・四私共儀茂。

承知奉畏候 三・四罷出奉承知候。

一〇ウ 一六行目以下

三・四と内容は異なる。

辻田村皮田召連罷出候庄屋大右衛門煩二付代 小次郎  
 西町皮田召連罷出候庄屋三郎大夫煩二付代 七兵隊  
 〔二才〕  
 川北村皮田召連罷出候庄屋□吉煩二付代 善九郎  
 真可部村皮田召連罷出候同村年寄 新左衛門  
 下高倉村皮田召連罷出候同村庄屋 長九郎  
 忠助  
 圓宗寺村皮田召連罷出候同村庄屋 藤兵衛  
 〔二才〕  
 差上申一札之事  
 皮田寺并道場元之儀、被為遂 御吟味被遊 御伺候所、皮田寺  
 之義寺号有之候分ハ、俗体候共、寺物ニ而俗名別段有之候者  
 紛敷候間、夫々皮田寺之且家、相成可申旨、桑原伊豫守様  
 依御差圖被仰渡趣一同承知奉畏候、若相背候ハ、御科可被  
 仰付候、仍而御請證文差上申所如件、

元平岡彦兵衛御代官所當時内方鉄五郎

6 三4—3、参考三1、四25。

二才 四行目

紛敷候間、夫々 三・四紛敷候間、

法名を唱道場元と唱候分□新寺二

紛敷候間、夫二。

相成可申旨 三・四相成可申候。

二才 五行目

依御差圖 三・四依差圖。

二才 七行目以下

三・四内容異なる。

天明貳年

壬寅十二月廿七日

御代官所但州朝来郡伊由細工皮多

如 来 寺

〔二二才〕

元森對馬守領分當時小堀數馬御代官所

正 福 寺

播磨国多可郡東山村皮多

元平岡彦兵衛御代官所當時内方鉄五郎

安 養 寺

御代官所但州養父郡 石村細工皮多

同断

同国同郡網場村皮多

安 養<sup>〔選〕</sup> 寺

同断

播磨神南郡真弓村皮多

極 樂 寺

同断

同国気多郡伊福村皮多

極 樂 寺

〔二二才〕

同断

同国<sup>〔多可〕</sup>同郡高岸村皮多

淨 福 寺

元平岡彦兵衛御代官所

當時小堀數馬御代官所

同国同郡上野村皮多

照 光 寺

元平岡彦兵衛御代官所當時當御代官所

同国加西郡野田村皮多

正願寺

元平岡彦兵衛御代官所當時牧野越中守領分

同国同郡中西村之内谷皮多

名称寺

同断

同国同郡嶋村皮多

〔一三才〕

光正寺

土井大炊頭領分

同国多可郡前福村皮多

正福寺

川窪左太夫知行所

丹波何鹿郡私市村皮多

安楽寺

土井大炊頭領分

播州多可郡杉原村皮多道場元

五左衛門

同断

同国同郡豊部皮多道場元

又右衛門

同断

同国同郡下八木村皮多道場元

佐右衛門

〔一三ウ〕

同断

同国同郡木村皮多道場元

仁兵衛

同断

同国同郡三番村皮多道場元

長兵衛

同断

同国同郡町村皮多道場元

半三郎

万年七郎右衛門様

御役所

〔一四才〕

前書被仰渡候趣、私共儀茂一同罷出奉承知候、依之奥書  
印形差上候、以上、

右

村々庄屋

〔一四才〕

7

右始末、美作・備前・備中且家一同驚天ニ及、追々寺且秘術を  
尽乍宗願文を相綴リ、夫々領主へ差出候得共、大公儀御裁許  
何茂様御沙汰ニ不被及旨被仰聞候ニ付、寺院と且家へ申訳無之  
存、追々退院無住ニ相成、御法度無宗門ニ罷成、宗判差支候  
ニ付、真宗寺を仮且那寺ニ相頼候、尤岡山領ハ日蓮宗・真言宗  
之百姓寺へ當分宗判被仰付候事、

7 三4—5、四3。  
一五才 二行目  
大公儀 三右公儀、四大公儀。

評伝、凡九拾余年無恙無本寺、真言宗ニ而御上表相濟来候所、  
壹ツハ海順ケ且家ヲ宥仙押領ニ及ニ付、三国之寺院一時之改宗  
被仰付候義残念なる事ならずや、然ニ海順ケ御箱訴ヲ改宗  
したるとハ言ながら全ク宥仙こと無類之惡逆也、

又云ハクに屠家とハ乍申、無本寺と云、加之妻帯僧ヲ差置、

且那僧ニ相用候事、言語同断之自墮落一圓論外之

沙汰也、今般宗論且家入用ありて其上改宗之

儀相歎事ハ、後悔淺からずと言つへし、

〔一五才〕

〔一五ウ〕

右天明式寅年無思掛一同真言宗を浄土真宗ニ変宗被仰  
付候ニ付皆々打驚、暮夜ニ燈を失ふ心地ニ而俄ニ銘々之  
且那寺へ相集而肝膽を碎、工夫評談して其御領主方へ  
真言宗相統之歎書差出候得共、一旦大公儀之御裁許  
なれハ再評之義難致候旨被仰渡候、勿論京都仁和寺并

随心院宮、高野山其外、備中国内ニ而真言宗本寺願等致

候得共、兼而海順ケ御箱訴文言之通穢多寺を末寺ニ致候古例

無之との返言何と可致無之次第也、尤御室并随心院宮

諸役人中之山事ニも追々少々ツ、相掛候且家も有之候、残心ニて

○酒津村共之儀ハ、浅口郡西阿知村真言宗醫王寺仮且那ニ相極リ

最早宗門御改帳ニ面迄守屋弥惣右衛門様倉敷御役所へ差上

申候所、一旦大公儀之御差圖を不請候儀、甚不埒之段御叱ニて

右醫王寺請印帳御差返勝手次第浄土真宗之寺判いたし

人別帳面差出旨、嚴敷被仰渡、早速倉敷村教善寺へ相頼、

〔一六才〕

一五才 七行目

評云 三・四拝言。

一五才 八行目

海順ケ 三・四海順乃。

一時之 三・四一時ニ。

一五ウ 一一行目

云ハクに 三・四言い候に。  
云、加之 三・四言かえ。

8 三4―6、44、5D。

一六才 三行目

相集而 三・四・五相集リ。

肝膽 三・四肝 五肝胆。

一六才 五行目

被仰渡候 三・四被仰渡、五被仰渡  
候。

一六才 六行目

海順ケ 三・四・五海順之。

一六ウ 二行目

守屋弥惣右衛門 三・四・五守尾弥  
惣右衛門。

原福 「寛」寛保二年相統のち支  
配勘定、評定所留役助。宝曆十三

年御勘定、評定所留役。安永七年  
御代官。寛政五年西城切手御門

番頭。

一六ウ 四行目

浄土真宗 三・四浄土宗、五浄土真宗。

天明四甲辰十一月廿日、仮旦那二相成、寺請印年々無滞相濟申候、

9

一 札

私共儀只今迄真言宗ニ而増福寺旦那罷在候処、此度公儀より真宗ニ改宗仕可申旨、被仰付候所、右増福寺退院仕、旦那寺無御座候ニ付、貴寺様へ御頼申上候所、御聞届之上、宗旨印形被成下候上者、万一此後右増福寺真宗ニ相成候カ又者御公儀様より右宗門 御免被仰付候者、其節ニ至右旦那寺へ言戻申度候儀も御座候ハ、御帰シ可被下候、其外之儀ニ付、寺替又者改宗之儀一切仕申間敷候、其節も至一言之申分無御座候、仍而一札如件、

酒津村惣頭

〔一七ウ〕

天明四甲辰年十一月

新 八印

倉敷村

教 善 寺 様

10

一 札

其村旦那寺板倉左近將監殿御領分當国上房郡六名村皮田真言宗増福寺住職智道儀宗替一件ニ付、去卯十月廿一日退院いたし候、殊ニ後住相統之弟子等も無之、右ニ付御公邊宗門御請印差支ニ及候儀、甚恐入候段相敷候ニ付、當寺江

〔一七ウ〕

一六ウ 六行目

天明四甲辰 三・四・五天明四年辰

9

三 4—7、四 5。

一七ウ 六行目

候ハ、三・四候ハ。

一七ウ 一行目

天明四甲辰年 三・四天明四申辰年

10

三 4—7、四 6。



相預リ仮且那ニいたし宗門請印差上候処、相違無之候、尤向後  
ニ於而其方類内之寺相立候ケ、左無候共、右宗願相立候ハ、  
何時ニ而も放手形差出可申候、其時何レ之寺院且那ニ相成候而も  
一言之違乱無之候、仍而為後證且那預リ手形如件、

備中国窪屋郡倉敷村

天明四甲辰年十一月廿日

教 善 寺印

了石〔花押〕

同国同郡酒津村皮田惣頭

新 八江

村中

一 札

一 私共儀去ル天明式寅年従 公儀改宗被 仰付候ニ付、貴寺様  
御門徒ニ罷成候処、此度撰州渡辺町徳浄寺ニ誘引仕候ニ付、  
其段御願申上候処、御聞届被下、御附屬可被成下段難有奉存候、  
然上ハ宗判法用等相頼可申候、然共万一此已後遠国ニ而  
不勝手之筋も御座候而、寺替仕申義も御座候ハ、於當国  
中ニハ外御寺へ付申儀決而仕間敷候、其節ニ至候ハ、又々  
帰參可致候、為後證仍而如件、

酒津村 家数廿九軒  
徳芳村 同三十八軒  
惣爪村 同 壹軒

〔一九才〕

〔二八才〕

〔二八才〕

一八才 二行目  
相立候ケ 三・四相立候カ。

一八才 六行目

天明四甲辰年 三・四天明午辰年。

11 三・四―八、四・七。

一九才 八行目  
帰參可致候 三・四帰參可仕候。

寛政四子年 三月六日

吉田村 同三十六軒  
 新賀村 同 五軒  
 甲怒村 同 四軒  
 浅海村 同三十七軒  
 東江原村 同十式軒  
 神代村 同廿老軒  
 成羽村 同廿九軒  
 布寄村 同三十軒  
 東油野村 同十式軒  
 西油野村 同 三軒  
 文次郎組 同 老軒  
 西山村 同 老軒  
 坂本村 同 式軒  
 宇治村 同 老軒

倉敷村  
 教 善 寺

右村門徒惣代  
 酒津村一五メ明

新 八 印

二九乙

12

一 札

一 其方共儀、天明年中從 公儀改宗被仰付候ニ付、當寺門徒ニ  
 相成候処、村々相□リ法義相續難相成、何茂不法義ニ  
 差置候事、甚歎敷存居申折節、摂州渡辺町徳浄寺ト  
 致誘引候段願出申候故、任其意令附屬候上ハ法用・

12 三4—8、四8。

二〇才 五行目  
 一 任其意令附屬 三・四任其意に附  
 屬。

一九ウ 五行目  
 布寄村 三・四・五布寿村。

宗判、右寺江相頼可申候事、尤ニ候、以上、

寛政四子年三月六日

右十七ヶ村惣代

教善寺印

新 八江

〔二〇才〕

13

一 札

天明年中従 公儀改宗被為 仰付候ニ付、當時倉敷

教善寺門徒ニ相成居申候類村、今般拙寺門徒ニ致候処、

相違無之候、然上ハ酒津村菓師堂ヲ拙僧休息所ニ

いたし役僧差下シ置、御宗判・法用等少も無差支様取斗

可申候、為後日一札仍而如件、

摂州西成郡大坂渡辺町

本願寺下

寛政四子年三月

徳 浄 寺 印

酒津村惣頭

新 八 殿

諦 順

〔二〇才〕

14

一 札

此度教善寺殿、拙寺江附屬有之候拾七ヶ村、拙僧旦那ニ

紛無之候、然上ハ伴僧差下置、御宗判・法用等差支無

之様可致候、萬一伴僧罷下不申内、死滅法用等有之趣、

右教善寺御頼可被成候、為後日一札仍而如件、

14

三 四 | 八、四 10。

二 才 四行目

有之趣 三、四有之候は。

13

三 四 | 八、四 9。

15

寛政四子年三月

酒津村

新 八 殿

大坂渡辺町  
本願寺下

德 淨 寺 印

諦 順

〔二才〕

一 札

此度貴寺門徒ニ罷成候ニ付、遠方之儀故、印形御預  
被下、慥請取申候処、実正也、為後日預リ一札仍而如件、

酒津村惣頭

新 八

寛政四子年三月

摂州大坂渡辺町

德 淨 寺 殿

〔二ウ〕

16

各様儀御堅勝銘々奉存候、然ハ宗判・法用之儀御互ニ先年  
改宗後者倉敷教善寺ニ頼申置候処、右御寺之儀、穢多ヲ

門徒ニ被成置候而ハ在来之且家中柳井原村彦右衛門殿御氣ニ

入不申由候、殊之外御寺不勝手ニ相成候段、兼々私へ被仰聞、

右ニ付、私共村方ハ渡辺町德淨寺へ御相談申遣候所、同寺

被罷下、教善寺与面談之上、酒津村一同德淨寺へ讓付

被成候、尤附屬手形村々惣代新八當ニ被成御出シニ

15 三 4 | 8、四 11。

二一ウ 二行目

御預 三・四御願。

16 三 4 | 9、四 12、五 E。

二二才 五行目

申遣候所 三・四・五申出候所。

御座候、則写入御覽申候、然上ハ此已後宗判・法用之儀ハ、  
酒津村薬師堂へ年中徳浄寺ハ代僧差下シ諸用無  
差支様御取計被成候間、宗判・法用之節ハ、右薬師堂御申越  
可成候、右之段為可得御意、如此御座候已上、

酒津村

子三月八日

新 八

判頭御衆中

村々

尚以本文之通ニ御座候得ハ、徳浄寺へ相成候而も御互ニ少も  
入用等相掛リ申儀ハ無御座候、只今迄教善寺へ付居申通候而  
御座候、若不承知之方も有之候ハ、酒津村迄御返答  
可然、為念此段申通置候、言強いたし候儀も、却而  
御村方御不勝手と存以廻文、如此御座候以上、

〔三三ウ〕

御請書

一 此度御宗門帰依仕候ニ付、御門徒ニ被為 召加被下候様奉願上候処、  
御聞濟被為 成下、難有仕合奉存候、則摂州西成郡大坂渡辺町  
徳浄寺へ御預被成下、宗判等被仰付候間、 御寺法相守御宗意  
大切ニ可相心得旨被仰渡、難有奉畏候、依而御請印形奉差  
上候、以上、

寛政四子年三月

村々

〔三三オ〕

二二オ 八行目  
御座候 三、四御請候、五御座候。  
二二オ 九行目  
差下シ 三、四有下シ。

二二ウ 八行目

申通候而 三、四申通ニて、五申通  
二而。

二二ウ 一〇行目

可然 三、四、五可成候。

17 三4—9、四13、五E。

二二オ 三行目

西成郡 三、四白成郡、五西成郡。

二二オ 四行目

徳浄寺へ 三徳浄寺之 四、五徳  
浄寺へ。

本願寺様

御役所

右村々惣代

酒津村惣頭

新 八 印

〔三才〕

18

右村々之者共、拙寺へ御預被為 成下候間、宗旨印形差  
出遣候様被仰付奉畏候、猶又此已後於国方寺方  
相頼度旨願上、御聞濟之上御下知被為 成候節ハ  
何時ニ而も拙僧印形相除可申候、為後日御請印形  
仍而如件、

寛政四子年三月

徳 浄 寺 印

〔三才〕

19

各様、弥御堅固被成、御勤奉珍重候、然ハ村々穢多共儀  
當寺仮旦那致罷在候所、在来門徒内ニ故障有之、  
去子三月摂州西成郡西木津役人村徳浄寺へ附屬  
いたし候、然上ハ當宗門御改ム無滞酒津村薬師堂ニ而  
右徳浄寺ヲ請印仕差上候間、左様御承知可被下候、  
尤穢多共へハ兼而申達置候得共、為念以廻文如此  
御座候已上、

丑二月五日

倉敷村

教 善 寺 印

二三才 八行目

原文なし 三・四村々、五なし。

18 三4―9、四14。

二三才 一行目

御預 三・四御願。

19 三4―9、四15。

二四才 五行目

徳浄寺 三・四法浄寺。

二四才 五行目

御承知可被下候 三・四御承知被  
下候。



右拾式ヶ村去子三月倉鋪教善寺殿に拙寺へ附屬被致候処、遠方之儀故、不勝手之儀有之候ニ付、右教善寺へ差戻具候様、御申越被成候ニ付、任其意候間、已後教善寺殿御頼可被成候、為後證送り一札仍而如件、

大坂渡辺町

寛政五癸丑年

徳 淨 寺印

四月

備中國窪屋郡酒津村

新 八 殿

〔二五乙〕

21

且家成可被遣候以上、右之通相違無御座候所、前々之通貴寺様門徒被成可下候以上、

丑

酒津村

四月廿八日

新 八

教 善 寺 様

〔二六才〕

22

覚

備中国小田郡

新 賀 村

甲 怒 村

同 後月郡

東 江 原 村

22

三 四 | 10、四 17。

21

三 四 | 10、四 16。



同川上郡

神代村

成羽村

布寄村

東油野村

西油野村

文次郎組

西山村

坂本村

宇治村

拾貳ヶ村

右村穢多共儀、徳浄寺旦那罷成候而者不勝手之由ニ付、指戻シ

一札慥ニ請取候、併右穢多共江從當寺徳浄寺旦那相成

候而者不勝手之段耽与掛合候事無之候間、若徳浄寺

帰依之者有之候ハ、徳浄寺旦那ニ相成候様ニ其方ト

可被取斗候已上、

丑

五月朔日

教善寺印

新八江

二六ウ 一〇行目  
布寄村 三・四・五布寿村。

二七才 六行目  
旦那罷成 三・四・五旦那罷成。

二七才

二七ウ

二八才

乍恐

倉敷村教善寺仮旦那穢多村々、去子三月撰州西成郡西木津役人村  
德浄寺之門徒附屬之訳、左ニ奉申上候、

一

酒津村穢多共儀、天明年中改宗被仰付候後、教善寺仮旦那那ニ相成、宗判・  
法用相頼罷在候所、追々外穢多村之儀も一同改宗ニ付、寺院混雜難儀仕候  
ニ付、是又右教善寺仮旦那那ニ罷成候、然処同寺在来之門徒柳井原村  
彦右衛門故障被致候ニ付、穢多共ヲ旦那ニ被成置候而ハ、諸事之儀ニ付、甚以  
教善寺損益之筋有之、至而不勝手之様子、兼々私へ相談被成

何卒外寺等ハ有之間敷哉之旨度々御咄有之候ニ付、此段酒津村穢多共  
甚氣之毒ニ存、私共宗門之義ニ付、教善寺不益有之候ハ、さいわゐ

〔二九才〕

木下淡路守様御領分太井村穢多共相頼罷在候德浄寺ヲ相頼・宗判・法用等  
相済可申旨評議一決仕、右德浄寺へ文通を以掛ヶ合候処、去三月同寺  
罷下、面談仕、酒津村之儀者門徒ニ可仕旨、承知ニ及吳候ニ付、此段教善寺へ

相達シ、酒津村放手形被遣度旨申候処、教善寺被申候ハ、何分德浄寺ヲ此方へ  
同伴いたし参吳候様被申、其後教善寺ヲ德浄寺へ面談之上被相頼候趣ハ、

穢多共改宗ニ付、當寺仮旦那家ニ致罷在候所、在来旦那家ニ故障有之  
此段兼々新八へ毎度物語ニ及置候処、同人取斗ニ而、酒津村之儀ハ貴寺門徒ニ

相成度由ニ而放手形當寺へ申来、此段承知いたし候、乍然酒津村  
穢多共貴寺へ頼申候儀も當寺在来之旦那故障有之ヲ此相談出来之

義ニ候、然者全牀穢多共ヲ事起り候儀ニ候得ハ酒津村斗放シ候義ハ難致候間、  
外村々穢多共儀も序ニ酒津村一同貴寺門徒ニ譲り付度候間、此段承知

可給旨、種々對談有之候儀御座候、然処教善寺ヲ其節新八へ被申

〔二九乙〕

〔二八乙〕

二九ウ 一行目

木下淡路守

利彪 〔寛明和元年生。天明二年  
將軍家治初見。四年襲封備中國  
内二万五千石、足守、代々柳間。  
五年従五位下淡路守叙任。〕

聞候者、外穢多共儀も其村一同徳浄寺へ相頼候間、其村へ相渡候放シ  
手形之内へ外村々も書加へ可申間、其旨承知可致候、勿論當寺  
仮旦那ニいたし遣候初發之義、其方取次ニ而皆々引請遣候、穢多

之義ニ候得へ、惣代書付其方取之度旨是又承知致、此段村々穢多  
共へ其方も通達いたし呉候様被申候ニ付、私得与思慮仕、今般教善寺  
徳浄寺へ仮旦那家屬被致候儀、宗替改派ニ而も無之、勿論徳浄寺

旦那ニ相成候而も、宗判・法用差文候義ニ而も無之候得者、教善寺  
差圖ニ相任せ、去子三月八日出廻文を以、私右之始末通達仕置申候、  
則右廻文写別紙奉差上候、

右始末ニ御座候所、当月十五日教善寺私代御召出御吟味被遊候節、教善寺  
申上候趣ハ穢多村々私仮旦那ニいたし候者新八取次を以悉ク引請諸事

外穢多共ニハ不相拘、惣代新八と相立罷在候得者、去子三月徳浄寺へ門徒  
附屬之節も新八同一同放手形出之呉候様頼出候ニ付、惣代新八申口ニ相任せ

放手形出之候杯と被申立、在来門徒故障有之訳合之義ハ決而不被申  
趣ニ御座候、此義相考候処、去子年三月私ハ教善寺へ被請取候書付ニ者表

通り之案紙被出、其節分而教善寺ハ被申候ハ、其方取置候書付ニ門徒  
故障有之筋書加候而へ、向後万一如何様之出来いたし御上へ對シ

御本山ニ對シ候而、當寺越度ニも可相成義有之候程難斗候得へ、  
只済口書類之義差而其方不恙ニも相成不申候間、寺法之儀免角案文

之通相認可呉段被申候ニ付、得其意差圖之通ニ仕候儀ニ御座候、然ル所此度  
御吟味之節ハ右内々取斗之儀ハ被捨置、只表通書面を以當座自身

御申訳斗被致候儀、下賤之私義とハ乍申扱々羨敷被存候、右在来  
門徒故障ニ付、彼旦那離且被致候證拠者既ニ當丑正月教善寺ハ

被相頼、乍恐、久世御役人内藤大右衛門様ハ内々柳井原彦右衛門江御取扱

〔三〇オ〕

〔三〇ウ〕

三〇ウ 五行目

新八と 三・四新八を  
出之呉候 三・四出シ呉候。

三〇ウ 五行目

出之候 三・四出シ候。

三〇オ 五行目

教善寺より 三・四教善寺え。

三〇オ 六行目

柳井原 三榎井原、四榎井原。  
(榎が)

御取扱 三・四撤扱。

之御言葉有之、穢多村々前々之通帰且為致度様御取斗之儀も

有之候、然ハ右離且之儀ハ、故障人有之候付、教善寺好ミ之上徳浄寺へ門徒

附屬被致候義ヲ新八も願出候而離且致候杯と被申立候義、私ニおいて至極

難渋仕候、勿論一旦且家被召加、御寺御益も相成候村々ヲたとひ私如何分ニ

相願候而も何之故障も無之、且家ヲ被相放候訳合無御座候哉ニ奉存候、猶又此度

造成儀者、當丑二月五日出シ教善寺ヲ右穢多付村々庄屋中へ廻文

被出、在来且家故障之人有之候儀も相雜居申候、則右廻文写別紙

奉差上候、

右者教善寺ヲ徳浄寺之門徒附屬之始末ニ御座候、尤此訳去子三月

村方庄屋様奥書を以 當御役所様へ御届奉申上置候、

一 此度穢多共寺院之儀ニ付、久世 御役所様ヲ御吟味之儀

當御役所様江被為仰越候趣ハ當宗門帳面之儀ハ徳浄寺請印ニ而

可差上候、来寅年ハ勝手次第之寺院江可相放手形、徳浄寺 [b]

相認、新八奥書を以一札相調候ハ、川上郡油野村組穢多共 [も]

当年之儀ハ徳浄寺且家ニも可相成候、左も無之候ハ、徳浄寺難相用旨

申上候由ニ御座候、尤右穢多共不勝手之徳浄寺へ私ヲ押付ケ間

敷取斗是非同寺且家ニ可相成様相勸メ申義ニ而ハ曾而無御座候、

不勝手之筋も御座候ハ、右穢多共徳浄寺と面談之上放手形取之

勝手寺院ヲ相頼可申候、右寺院方之儀ニ付、私ヲ毛頭故障

ケ間敷儀仕候訳無御座候、

一 右穢多村々宗門放手形、教善寺ヲ出之候様被仰渡候所、教善寺ト

御返答申上候者、拙僧儀ハ如何様共可仕候得共、新八故障仕候程難斗

御座候様被申候、此段徳浄寺ヲ故障致候義、如何御座候哉、私ト

三才 八行目

離且之儀ハ 三・四離且候儀ハ、  
有之候付 三・四有之候ニ付。

三才 二行目

穢多付 三・四穢多ニ付。

三才 三行目

相雜居申候 三・四相知居申候。

三才 三行目

放手形 三・四放手手形。

三才 四行目

面談之上 三・四面談し。

故障仕候訳曾而無御座候、

右奉申上候通相違無御座候、去子三月教善寺ハ徳浄寺江

仮且家穢多共附屬被致候ニ付、私ハ無筋之儀取斗仕候様穢多共

久世御役所様へ御願奉申上候段、甚以恐入奉存候、毛頭私ハ相勸メ

徳浄寺且家ニ仕候而、聊之損益無御座候、教善寺在来且家ハ

故障有之甚以教善寺不為之筋も有之様、ひたすら物語

被致候ニ付難黙視、酒津村一村之儀ハ徳浄寺ヲ相頼申義ニ御座候、

外村々穢多共儀ハ教善寺・徳浄寺面談之上附屬被致候義

御座候、然ル所右躰穢多共私を相手取、何角与奉申上候儀

至而恐入奉存候、此段御慈悲を以、乍恐被為 聞召分被下候様

奉願上候、以上、

酒津村穢多頭

丑四月十七日

新 八

野口辰之助様

御 役 所

〔三三ウ〕

乍恐以書付奉願上候

私共儀先年変宗被仰付候ニ付、此邊拾七ヶ村穢多共當所教善寺ヲ

仮且那寺ニ相頼置候所、教善寺不勝手之義も有之趣被申聞候故、

相談之上去子年撰州西成郡西木津役人村徳浄寺且那ニ罷成、

其段右拾七ヶ村へも早々通達仕置候所、 早川八郎右衛門様御代官

所備中国川上郡東油野村穢多幸七儀不承知之趣ニ而宗判差支ニ

相成候付、久世 御役所ハ御掛ケ合ニ相成、今般御召出、右始末

〔三三オ〕

三三ウ 一行目

無筋之儀 三無節候儀 四無節候儀(筋之)

穢多共久世御役所 三・四穢多久

世御役所

三三ウ 三行目

聊之 三・四なし。

三三ウ 四行目

不為之筋 三不為之筋 四不為之筋(筋之)

三三ウ 二行目

野口辰之助 三・四野口儀之助。

24 三 4 | 11、四 19。

三三オ 五行目

早川八郎右衛門

正紀 〔寛〕八郎左衛門。明和三年

相続、二十八歳、百俵月俸五口。

三三オ 七行目

相成候付 三・四相成候ニ付。

御吟味被仰付、恐入奉候、何卒御慈悲ヲ以、来五月二日迄御吟味

御日延成被下候ハ、早速徳浄寺へ掛ケ合、放手形取之、右仮旦那教

善寺へ差返候様取斗、御差支ニ不相成候様仕度奉存候間、右日限迄

御日延成被下候ハ、難有仕合奉存候、依之乍恐以書付御日延奉願上候、已上、

丑四月十九日

新 八

〔三才〕

倉敷

御役所様

前書之通奉願上候ニ付、奥印仕奉差上候以上、

右村年寄

野右衛門

〔三才〕

乍恐以書付奉申上候

私共儀先年変宗被仰付候付、此辺拾七ヶ村穢多共當所教善寺〔ア]

仮旦那那寺ニ相頼置候所、教善寺不勝手之義も有之趣被申聞候故、

相談之上去子年摂州西成郡西木津役人村徳浄寺旦那ニ罷成、

其段早々右拾七ヶ村へも通達仕置候処、早川八郎右衛門様御代官所

備中国川上郡東油野村穢多幸七儀不承知之趣ニ而宗判差支ニ

相成候ニ付、久世 御役所ヨ御掛ケ合ニ相成、右始末御吟味被

仰付、恐入奉存候ニ付、徳浄寺へ掛ケ合、右拾七ヶ村之内酒津村・

徳芳村・惣爪村・吉田村・浅海村五ヶ村ハ、徳浄寺旦那ニ相用申候、残拾貳

ヶ村之内、東油野村・西油野村・布寄村之儀ハ、右徳浄寺ニ而ハ遠方不勝

手之筋ニ申候故、此度徳浄寺ヨ放手形請取、教善寺へ差戻シ申候、

小田郡新賀村・甲怒村、後月郡東江原村・神代村、川上郡成羽村・西山村

〔三四才〕

三 4—11・四 20、五 G。

三四才 五行目

其段早々 三・四・五其段。

三四ウ 二行目

布寄村 四・五布寿村。

坂本村・宇治村之儀、徳浄寺に放手形差出候様、私方へ申越候、右之段教善寺へ申達置候間、委細之儀ハ教善寺に御聞可被下候、右ニ付御届奉申上候、以上、

丑四月廿八日

新 八

倉敷

御役所様

右之通奉申上候ニ付、奥印仕奉差上候以上、

右村年寄

野右衛門

〔三四之〕

差上申一札之事

作州大久保村皮田大法寺海順御箱訴一件并

右同様之皮田寺被為 遊御吟味、御伺之上、

御勘定奉行桑原伊豫守様依御差圖、左

之通被仰渡候、

一

皮田寺之儀者、慶長年中東西本願寺江被下置候由之儀〔ハ〕

難相知候得共、作州西町金龍寺外三ヶ寺者、東本願寺塔頭

金福寺下寺与唱、一向宗ニ候間、大法寺・大宝寺者勿論一件

寺院之内、是迄真言宗ニ相覚候共、真言宗ニ皮田寺者

無之由ニ候上者、寺院并且方之皮田共、一向宗ニ可相成候、

寺院共ハ東西本願寺塔頭金福寺等之下寺ニ可相成候、且

作州圓宗寺村九右衛門義、道場元与唱候而者、新寺ニ紛敷候間、

〔三五才〕

〔三五之〕

三四ウ 五行目

宇治村 四字治村、五字治村。

26 三・二、四・24、五・C。

三五才 三行目

被為遊 三・四・五被為遊。

三五才 四行目

御勘定奉行 三・四・五なし。

左之通 三・四右之通、五左之通。

三五才 六行目

皮田寺之儀者 三・四・五皮田寺之儀。

東西本願寺 三・四東本願寺、五東本願寺。

三五ウ 一行目

作州西町 三・四・五作州西町村

三五ウ 三行目

真言宗ニ 三・四真言宗と、五真言宗与。

三五ウ 四行目

皮田共 三皮多共、四・五皮多とも可相成候 三・四・五相成

三五ウ 五行目

寺院共ハ 三・四・五寺院共

東西本願寺 三・四東本願寺、五東本願寺。

且 三旦、四旦、五旦。

一向宗皮田寺旦那ニ可相成候、

一 海順儀、幼年之節ニ候共、住職致候上者、寺附之印形手放申間敷処、

村役人江預置候段、不束之至、殊ニ無證拋疑を以不取<sup>レ</sup>儀を取交へ

村役人私欲有之趣ニ申立候段、旁不埒ニ付、押込被仰付候、

一 四郎右衛門・弥四郎儀、人別帳外之者、村内ニ可差置筋無之候間、縦

榮順を人別帳ニ書入不呉候様申間候もの御座候共、先住貴法悻ニ

相違無之、まつ・かち茂寺内ニ罷在候へ、取斗御支配御役所へ

可相窺候處、真言宗之名目ニ而相済来、妻帯ニ而者齟齬致

候逆、清僧与申立、まつ・かち者清兵衛家内人別ニ加へ、榮順を帳外ニ

いたし置候段、不埒ニ付、四郎右衛門者過料錢五貫文、弥四郎者

同三貫文被仰付候、四郎右衛門者病死仕候、

但、過料錢之儀者、三日之内御役所可相納、

一 伊右衛門儀も同様、不埒ニ付、存命仕候へ、過料錢三貫文可被仰

付処、致病死候ニ付、其旨可存候、

一 宥仙・行宣・智信・榮順・行春・惠正・嘉順・永巡・泰隆・了意・

九右衛門義者、不埒之筋無之間、御構無御座候、其外先達而

御吟味ニ付、御呼出之もの共者、一同御構無御座候間、其旨可申通候、

然處榮順・行春・惠正・嘉順・了意者、病死仕候、

右被仰渡候趣、一同承知奉畏候、若相背候へ、重科可被仰付候、

仍而御請證文差上申所如件、

元平岡彦兵衛様當分御預所

當時石原清左衛門様御代官所

作州久米北條郡大久保村皮田

大法寺

三六才 一行目

皮田寺旦那 三・四・五皮田寺之旦那

三六才 二行目

手放 三・四・五手放シ。

三六才 三行目

預置 三・四・五預ヶ置。

三六才 四行目

疑を以 三・四・五疑を以。

三六才 五行目

趣ニ 三越ニ、四越<sup>(唐)</sup>ニ、五越ニ。

三六才 五行目

一 三・四・五なし。

三六才 六行目

可差置 三・四・五可指置

三六才 六行目

申間候もの御座候共 三・四・五由

三六ウ 一行目

候へ、三・四へ、五候へ。

三六ウ 二行目

相窺 三・四・五相伺。

三六ウ 三行目

名目ニ而 三・四・五名目ニモ

三六ウ 四行目

相済来 三・四・五相済来リ。

三六ウ 四行目

齟齬致候 三・四・五齟齬いたし候。

三六ウ 四行目

清僧 三・四請僧、五清僧。

三六ウ 四行目

人別ニ 三・四・五人別へ。



天明式年  
壬寅  
十二月廿七日

大久保村元庄屋  
海順

百姓代弥四郎煩二付  
四郎右衛門

善四郎  
勘三郎

板倉左近將監領分  
大寶寺

備中国上房郡六名村皮田  
宥仙

元野村彦右衛門様御代官所  
真光坊

當時武嶋左膳様御代官所  
行宣

同国阿賀郡井尾村皮田  
真光坊

松平内蔵頭領分  
備前国御野郡伊福村之内国守皮田  
常福寺

三浦志摩守領分  
智信

作州真嶋郡垂水村皮田  
寶福寺

永順病死二付

〔三七之〕

三六ウ 五行目  
 四郎右衛門 三・四・五然ル処四郎  
 右衛門。  
 三六ウ 六行目  
 過料錢之儀者 三・四・五過料錢。  
 御役所 三・四・五当御役所江。  
 三六ウ 七行目  
 存命仕候ハ、三・四存命候へハ、  
 五存命候ハ、  
 三七才 三行目  
 不埒之筋 三・四・五不埒之筋も。  
 三七才 四行目  
 御呼出之もの共者 三・四・五御召  
 出之者共茂。  
 可申通候 三・四・五可申通。  
 三七才 六行目  
 候ハ、三・四候へハ、五候ハ、  
 三七ウ 三行目  
 御代官所 三・四御代官所へ、五御  
 代官所。

看司知元

右六名村皮田

増福寺

行春病死二付

後住智常

伊東政之助領分

備中国下道郡辻田村皮田

大圓坊

惠正病死二付

後住惠麩

元平岡彦兵衛様御預所

當時森對馬守御預所

作州吉野郡西町皮田真宗

金龍寺

嘉順病死二付當時無住二付

旦家

半次郎

土岐政吉領分

同国英田郡川北村皮田真宗

本教寺

永巡

同断

同国勝北郡真可部村皮田真宗

教福寺

三七ウ 六行目

壬寅 三・四・五寅。

三七ウ 七行目

大久保村 三・四・五同村皮多。

元庄屋 三・四・五元庄屋病死。

三七ウ 一行目

飯庄屋 三・四・五同村飯庄屋。

三七ウ 一三行目

板倉左近將監<sup>三</sup>、三板倉左近持堅<sup>三</sup>、

四板倉左近持堅<sup>三</sup>、五板倉左近將堅<sup>三</sup>。

備中国上房郡古瀬六名村 三・四・五備

中国上房郡古瀬六名村。

皮田 三・四・五皮多。(以下、同様

なので省略する)

三八才 一〇行目

三浦志摩守 三・四三浦備後守。

三八才 一五行目

右六名村 三備中国上房郡古瀬六

名村 四同国同郡六名村。

三八才 一八行目

智常 三・四智道。

三八才 二三行目

惠麩 三・四成口。

三八ウ 三行目

西町 三・四西町村。

三八ウ 八行目

土岐政吉 三・四大波正吉。

三八ウ 九行目

英田郡 三・四莫国郡。

泰隆

松平越後守領分

同国東北条郡下高倉村皮田真宗

教本寺

了意病死二付後住惠吟煩二付

旦那

庄吉

同断

同国西々條郡圓宗寺皮田道場元

九右衛門

煩二付同人甥若年二付付添

罷出候 四郎兵衛

三八乙

万年七郎右衛門様

御役所

前書被仰渡候趣、私共一同罷出、承知奉畏候、依之奥書印形

□差上申候、以上、

大久保村皮田召連罷出候石原清左衛門御代官所久米北条郡足山村  
庄屋「忠右衛門煩二付代

重五郎

六名村皮田召連罷出候同村庄屋喜右衛門煩二付 年寄永藏・常右  
衛門「井尾村皮田召連罷出候同村年寄

善兵衛

伊福村皮田召連罷出候□□

作右衛門

三八ウ 一三行目

真可部村 三・四真可郡村。

三八ウ 一四行目

真宗 三・四なし。

三八ウ 一六行目

病死二付 三・四病死後。

三八ウ 一九行目

同断 三・四同人領分。

三八ウ 二二行目

同人甥 三・四同人甥定吉。

若年二付 三・四定吉若年二付。

三九才 一行目

前書 三・四前書二。

被仰渡候趣 三・四被仰渡之趣。

私共 三・四私共儀茂。

承知奉畏候 三・四奉承知候。

□差上 三・四差上。

三九ウ 三行目以下

三・四・五内容異なる。

垂水村皮田召連罷出候同村年寄  
 辻田村皮田召連罷出候庄屋太右衛門煩ニ付代 小次郎  
 西町皮田召連罷出候庄屋三郎大夫煩ニ付代 七兵衛  
 川北村皮田召連罷出候庄屋嘉吉煩ニ付代 善九郎  
 真可部村皮田召連罷出候同村年寄 新左衛門  
 下高倉村皮田召連罷出候  
 圓 [ ] (後欠) [三九才]

八 池田家文庫史料(岡山大学付属図書館)

「寛政十二申年作州久世御代官所早川八郎左衛門殿より穢多宗旨之儀ニ付懸合一件」

〔二四四三九、E四/一五八/池田〕

〔表紙〕

ワ	寛政十一未年 京都御町奉行所御吟味御尋者馬士 異名備前金蔵一件 同十二申年 作州久世御代官所早川八郎左衛門殿 穢多宗旨之儀ニ付懸合一件 享和元酉年 浅口郡小坂西村恒五郎牛ヲ御料之 穢多致打牛候一件	証第八号 ワ帳ノ内七
	御留方	

この史料については、すでに大森久雄「備前・備中・美作における皮多の改宗問題に関する史料」『部落問題研究』七五号(一九八三年)として、全文が紹介されており、今回の翻刻作業にあたって、大いに教えられた。このたびの翻刻にあたり、大森氏の翻刻文との異同箇所を示しておく。

〔中扉〕

寛政十二申年

作劬久世御代官所早川八郎左衛門殿より

穢多宗旨之儀ニ付懸合一件

〔二一才〕

〔二一ウ〕

〔本文〕

1

寛政十二申年

作劬久世御代官所早川八郎左衛門殿より穢多宗旨

之儀ニ付懸合一件

松平上総介様

御役人中様

貝塚 五郎藏

内藤大右衛門

一 筆致啓上候、甚寒之節御座候處、弥御堅固被成、御勤役

珍重奉存候、然者八郎左衛門御代官所備中国川上郡油野村

穢多共義、元真言宗ニ御座候處、十九ヶ年已前寅年大坂

御代官万年七郎右衛門様御役所江諸方村々穢多共

一統被呼出、糺之上、一向宗ニ可相成旨被 仰渡候ニ付、無據及

請、其後は迄一向宗寺院之旦那ニ相成罷在候處、

其御領分穢多共義ハ、五ヶ年已前願之上真言宗ニ立戻候間、

右同様真言宗ニ立戻度旨申立、別昏写之通願書差出

〔二二才〕

中扉

寛政十二申年

寛政十二庚申(一八〇〇)年。

早川八郎左衛門

正紀 〔寛〕明和三(一七六六)年相

続、二十八歳、百俵月俸五口。六

年御勤定。天明元(一七八二)年御代官。

二二才 四行目

松平上総介

池田斉政 〔寛〕安永二(一七七三)

年生。寛政二(一七九〇)年将軍家

斉初見、元服、賜諱、従四位下上総

介叙任、称斉政。六年襲封、備前

国・備中国内三一万五千石余、岡

山城侍従。

二二才 八行目

寅年 天明二壬寅(一七八二)年。

二二ウ 四行目

願書、2を指す

申候、右申立候通、其御領分穢多共義ハ、五ヶ年以前古宗ニ立戻候之段、相違無御座哉、及御問合候、乍御世話報被仰知可被下候、右之段可得御意旨、八郎左衛門申付如斯御座候、恐惶謹言

十二月十一日

内藤大右衛門判

〔二二〕

貝塚 五郎藏判

松平上総介様

御役人中様

追而本文穢多共義、先年いヶ、之訳ニ而一向宗ニ相成候儀に御座候哉、當方之儀追々支配も相替相分兼候間、乍御面倒被仰知可被下候、已上、

2

乍恐以書付御願奉申上候

〔二三〕

備中国川上郡油野村東西穢多共義、去ル十九年以前寅年大坂御代官万年七郎右衛門様御役所へ諸方村々穢多共被為遊御召登被仰渡候者、穢多共義是迄一統真言宗之由ニ候得共、此度一向宗ニ可相成趣被仰渡候得共、一同御請難渋仕候得者、先祖ト数代真言宗ニ而相済来候ヲ今更一向宗ニ相成候義者、甚歎敷奉存候ニ付、種々御断奉申上候得共、其節御聞濟無御座、無據御請仕罷在候、然ル處備前國穢多共義ハ、五ヶ年以前辰年国中

不残真言宗ニ立戻り、則備前國御野郡下伊福村之内国守

穢多寺真言宗常福寺檀那ニ相濟申候、依之前田様御領分

穢多共義不残真言宗ニ立戻り、三ヶ年以前午年、右常福寺

檀那と相定メ、相濟申候、依之私共儀も一同申合、関備前守様御領分

阿賀郡・哲多郡村々ニ於て穢多共不残一ヶ村も老人宛、當寺

之旦那寺寛善江右之趣ヲ以離旦申出候處、古宗江立戻度由

承知いたし候段申之、私共頼通一統放手形差出候ニ付、内々

備前國御野郡穢多方へ右之趣申達置候得共、御役所様も

備前國岡山寺社御奉行様江御添書無御座候而へ、容易

相濟候義も不奉存候ニ付、乍恐御願奉申上候間、御慈悲御勘弁ヲ

以被為聞召分、何卒願之通御許容被成下候ハ、生々世々

難有仕合奉存候、依之乍恐以書付御願奉申上候、

〔一三ウ〕

申十二月

西油野村

穢多共

東油野村

惣代穢多

吉左衛門印

〔一四オ〕

久世

御役所

前書之通穢多共御願奉申上候ニ付、奥書印形仕、取次  
奉指上候以上、

川上郡

西油野村

〔一四ウ〕

一四オ 三行目

関 備前守

長誠 〔寛〕寛保二年生。

安永三年相統、將軍家治に初見、

從五位下備前守叙任。寛政七年

致仕。

庄屋

六右衛門印

同

和兵衛印

東油野村

庄屋

喜之助印

同

龜左衛門印

久世

御役所

3

御野郡國守常福寺先住智心義、天明二年大坂表万年

仰付候段

〔一五才〕

七郎右衛門殿御役所江被招呼、一向宗ニ改宗被  
被仰渡、同寺義御請申罷帰、且家之者江申開候處、心伏不仕ニ付、  
不得止事智心義退院仕、無住ニ相成、ベリ向等も不行届御座候處、  
在方役人ト度々願出、其節湯淺新兵衛役中ニ付、倉敷

御代官所野口辰之介殿江御尋合申候得者、別帛之趣御返答

御座候、右七郎右衛門殿御役所ニ而、智心義者一向宗ニ改宗之義御請  
申候得共、罷帰、早速退院仕候義、寺者其佞真言宗ニ而御座候、何分

其節之懸合書類并此度早川八郎左衛門殿御手代江之返事

下書相添指出シ奉伺候、已上、

一五ウ 三行目

湯淺新兵衛

明善。岡山藩寛政改革の中心人物。父新兵衛元禎(常山)。寛延二

(二七四九)年生。明和六(二七六九)

年家督相統、四百石。天明元(二七

八)年襲名。寛政八(二七九六)年

町奉行・寺社奉行兼役。九年真言

宗常福寺再興。十年罷免。十一年

病死。五十一歳。〔柴田一「岡山藩

」三百藩家臣人名事典第六卷、一九八九

年〕

一五ウ 四行目

野口辰之介

直方。〔寛〕支配勘定見習。天明四

(二七八四)年相統。支配勘定。八年

御代官。



正月

山瀬治部左衛門

4

一 筆啓上仕候、然者當夏初御内意相伺申候、備前國穢多

寺國守常福寺先住先年退去仕候ニ付、此度後住之義ニ付段々

御示教之趣委曲奉承知、御多用中御役介之御義、千万辱

次第奉存候、就右猶又村方承糺候處、別昏之通申出候、尤當國

兩本願寺末寺數多御座候ニ付、去年右常福寺一向宗ニ改宗被

仰付候節、若々兩本願寺其外高田專修寺等之末寺ニ被

仰付候哉之義承及も候哉、其以後者度々兩本願寺も末寺方改

ニ付、度々往復にも有之候間、承傳候義も有之哉と一統ニ承合候處、

少も承傳候義も無御座、兩本願寺其外共末寺ニ相成候得ハ、早速ニ

一統相聞候義ニ御座候得共、少も承及候義曾而無御座由、何茂

申出候、殊ニ別昏写之通於大坂被 仰渡ハ御座候得共、其節本寺何寺江

附屬被 仰付候と申義も無御座、一通り住持江改宗のミ被

仰渡候趣ニ而、一通り御請ハ申上置候得共、罷帰、且家之者共江申開候

處、一統ニ許容不仕候故、住職難勤、直ニ退院仕候故、何レ之寺江

末寺ニ附屬仕候義も無御座、此度住職申付候而も、外々リ故障等

申立候筋ハ有御座間敷義奉存候、殊ニ右之住持大坂リ罷帰候而、

早々退院仕候故、常福寺ハ先規之通真言宗ニ而相立居申候得者

以前之通真言宗之住持申付候義、相當ニも可有御座義と奉存候間、

別昏兩通入御内見申候間、御内見被下、最早右之通御座候

得者、其御役所向何之御故障等も無御座義と者思召候得ハ、相應

〔一五ウ〕

〔一六ウ〕

一六ウ 二行目

本寺何寺、〔大祿〕本寺ハ何寺

〔一六ウ〕

之任職申付候と奉存候、無左候而ハ切支丹改方不取ヱリニも相成候而ハ如何奉存候間、其御役所江被仰送候義も無御座、何之思召支も無御座候ハ、右之通取斗申度奉存候間、此段猶又御内意相伺度、如斯御座候、恐惶謹言、

湯淺新兵衛 判

七月四日

野 辰之助様

〔一七〇〕

5

御細書拝見仕候、如仰秋暑甚御座候得共、

御全家様益御安全被成御座、珍重奉存候、然者先達而御内々

被仰下候、大邦常福寺先住先年退去之義ハ改宗致本寺取

極等も無之内之儀ニ而、寺ハ古来之俣真言宗ニ而存候間、此度右宗旨

之僧住持ニ被仰付候思召之旨、右ハ先便も申上候通、當役所

先支配与里申送り等も無之、一向存不申位之義ニ付、何等之故障も

無御座候義御座候間、先達而も申上候通、寺ニ付候本末之次第分明ニさへ

有之候得共、村方願通被 仰付可然義奉存候、先年改宗始末

委細被仰下、内慮申上候様被仰下候ニ付、右御請旁申上候、被遣候書付

両通奉返上候、恐惶謹言、

〔一七〇〕

野口辰之助

直方判

七月六日

一七〇 四行目

御役所江、〔大森〕御役所等。江

一七〇 六行目

申送り等、〔大森〕申送等

一七〇 九行目

被遣候、〔大森〕と遣候

猶々乍憚  
湯淺新兵衛様

御全家様江宜敷被仰達可被下候、秋烈暑折角御自愛可  
被成候已上、

6

一 筆啓上仕候、然者備前國御野郡上伊福村之内國守常

〔二八才〕

福寺ハ往古リ真言宗ニ而穢多旦那凡二千軒余も御座候、然處  
別昏願書之通万年七郎右衛門様御役所御在務中、明和九年

右常福寺義被召呼、從 公儀被 仰付候へハ、何宗ニ而も御請

申上候哉と被仰渡候ニ付、御請申上置處、其後天明二年七郎右衛門様  
大坂御代官之節、御同所江被召呼、一向宗ニ改宗被

仰付候由、然處旦那之者共改宗之義許容不仕候ニ付、常福寺義  
不得止事退院仕無住ニ相成候故、旦那之者共ハ當分仮リニ外ニ

寺院江割府仕、旦那ニ申付候処、寺院も許容不仕候得共、先々仮旦那  
寺之義ニ候へハ、永く其寺々之旦那ニハ申付間鋪旨坏申渡、是迄

〔二八乙〕

欠也ニ相濟候得共、穢多共旦那ニ仕候義ハ寺々甚心よく存不申  
處リ、葬式等仕候節も引導ニも罷出不申、法事追善等相頼候

而も甚不請ニ申聞候故、穢多共も難渋仕候趣、兼々承及候、第一  
唯今迄之通ニ而ハ 公儀御法度之切支丹御改等ニも仮リ

旦那寺と仕候而ハ不慥候義、不ベリニも被存候處、此度別昏之通願出  
申候、常福寺義ハ外ニ同格之寺院も無御座候故、無住之節者村方も

寺社役所江願出候國法御座候故、此度も村役人共ハ願出申候間、

入御内見申候、

右之通御座候間、此度常福寺江先規之通真言宗之僧ヲ

住職申付候も

公儀御構之筋者無御座候哉、先年万年様

於其御役所被仰渡候義も御座候故、尊公様御内慮之處奉伺

候間、思召被仰聞被下候様仕度奉存候、勿論先年被仰渡候

常福寺住持ハ退院仕候へ共、跡寺ハ往古ト之真言宗ニ而相立、

住職者一代之義、寺ハ永代相立候義、宗門等も先規之通真言

宗ニ申付候義ハ勿論之義ニ而、表立候而御伺等申上候筋トハ不

奉存候得共、為重念、尊公様御内慮之處、御示教被成下候ハ、

於私共も安堵仕候義御座候故、御内々御賢慮相伺申候、尤

御面當奉希候、恐惶謹言、

四月十日

湯淺新兵衛

〔一九ウ〕

野 辰之助様

二白先年之趣、其節風説ニも私承及候所、作州ニ而欠落仕候

僧共、段々万年氏江願立候節、種々手継ヲ以不正之頼込茂

仕候哉と風説も有之候、輝政已来ハ右類之儀者決而御取

用も無御座、殊ニ万年氏御取斗筋之儀御座候へハ、此節ニ至而ハ定

公儀御取用も有御座間敷哉と、乍憚奉察候得共、一旦被仰渡候

趣も御座候故、此已後之所思召も御座候ハ、御示教被成下候様、何分宜奉希候、

右之趣ハ兼々任御懇意失敬之義も申上候、其段ハ御宥恕被下候様奉希候、以上、〔二〇才〕

7

貴翰拜見仕候、然者備前國御野郡上伊福村之内國守

常福寺者往古より真言宗ニ而穢多且家凡式千餘も有之候

〔一九才〕

一九ウ 四行目

退院仕候へ共〔大森〕退院仕候へ者。

二〇才 四行目

手継〔大森〕手燵。

二〇才 九行目

任御懇意〔大森〕住御熱意

之處、万年七郎右衛門當地在勤中、明和九辰年、右常福寺

呼出、從 公儀被 仰付候得者、何宗ニ而も御請いたし候哉と

相尋候処、御請可仕旨申立候ニ付、天明二寅年常福寺義、七郎右衛門

大阪役所江呼出、一向宗ニ改宗被 仰付候段申渡候、然処且家之

者共改宗之儀許容不致、常福寺義不得止事退院いたし、無住ニ

相成候ニ付、檀家之者共ハ外寺院江割賦當分仮り且那ニ被

仰付置候處、外寺院も許容不致候得共、先當分之儀永々其

寺院之且那ニ者被 仰付間敷との御趣意被 仰渡、是迄相濟

来候得共、穢多共檀那ニいたし候義、寺院甚心伏不致所より葬式

追善法事等之節も不請ニ候故、穢多共も甚以難渋いたし候趣、

第一是迄之通ニ而ハ宗門御改等ニも仮且那寺といたし候義、不ズリ

ニも有之、且此度右村役人共ハ常福寺住職之儀、願出候ニ付、

先規之通真言宗之僧ヲ住職ニ被 仰付候而も、

公儀御構之筋ハ無之哉、先年改宗被 仰付候常福寺

住持ハ退院いたし、跡寺ハ往古より之真言宗ニ而相立、住職者

一代切之義、寺ハ永代相立候得者、此度も宗門等ハ先規之通

真言宗ニ被仰付候義者勿論之義ニ被思召候得共、先年七郎右衛門

當役所ニおゐて申渡候義も有之故、存寄之處御内々御問合之趣

承知仕候、右常福寺改宗一件之義、先支配り申送等も無之、

右之沙汰風聞ニも不承、御紙上ニ而初而承知仕候義ニ付、始末一向

相弁へ不申、何共難及御答候得共、元來常福寺真言宗門ニ而

起立之由緒可有之、右由緒ニ付新義・古義之差別ニ寄、本山

可有御座儀ニ付、本山ハ離末之上ニ無之而者、改宗ハ相成申間敷

一向宗ニ改宗いたし候上者、其宗門之本山可有之、是又東・西・專

〔二〇ウ〕

〔二一オ〕

二一オ 二行目

不致所より、(大森)不致により

二一オ 三行目

甚以難渋、(大森)其以難渋

二一オ 八行目

跡寺、(大森)諸寺

二一ウ 七行目

離末、(大森)離末。(以下同)

修・興正等之派有之儀ニ而、既ニ改宗被 仰付候と申上者、其節

〔二ウ〕

請證文ニ本山役寺觸頭等之奥書印形も可有之間、常福寺

當時無住ニ付、真言宗之末寺ニ相成、其宗門之僧ヲ住職ニ被

仰付候ハ、一向宗之本山ヨ障可申出儀ニ付、一向宗之本山離末之上ならてハ、

真言宗ニ者相成間敷義と奉存候、無檀之寺ハ本寺離末改

宗之義も有之候得共、檀家有之候而者、改宗いたし候得者、且家

其宗門不帰依候得者、離且いたし候者、歴然之事ニ付、不正義之

宗門相持候寺院者格別、且家有之寺改宗ハ容易ニ無之

義御座候、其容易ニ無之義ヲ被 仰付候と申儀ニ者、子細も可

有之儀ニ奉存候、僧一己之改宗ニ候ハ、敢而被 仰付候と申程之

事ニも及申間敷義と被存候、御見せ被下候書付返上先存付候

處、及貴酬候、恐惶謹言、

野口辰之助

直方判

〔三オ〕

四月十日

湯浅新兵衛様

8

以別紙啓上候、先達而被仰下候當國川辺村大円坊本寺無之、

是迄 大邦穢多寺末寺之如く諸事世話等もいたし来候

得共、急度同寺末寺与申ニ者無之處、此度末寺ニ致度旨相

願候趣委細御紙上拝見仕、右様之類取斗方舊例も有之哉と

相糺候處、類例も無之、且年来無本寺ニ而相濟候と申義、只

〔三ウ〕

二二オ 五行目

檀家有之候而者、(大森)檀家有之候  
処。

9

一通り埒もなく、古来り其心付無之仕来候と申而已ニも有之  
間鋪、寺有之、住僧有之上ハ、是非共法流授受本末之訳者  
可附筈御座候処、無本寺ニ候と申ハ、子細有之ヘキ事ニ而外ニ  
本寺ニ候迎、出入企候相手之寺さへ無之義ニ候ハ、双方之勝手次第  
之儀ニ可有之間、本寺ニ成、末寺ニ成候段、御届申上候ハ、御聞届可  
然事ニ奉存候、一躰

〔三才〕

二三才 九行目  
無類、(大森)無類

大邦寺院之御取扱ニ者、外々ニ無類之御取斗可有御座義と奉存候  
間、本末被 仰付候義も可有御座候得共、管見ニ者本末之義者  
寺之大小ニ不拘、一寺建立いたし候得者、直ニ本寺ハ有之筈ニ付、  
公儀り本末不被 仰付候故、 公儀ニ而御差構之筋者有之  
間鋪哉ニ奉存候、川邊村之義者御他領之義ニ付、又先方江之届等も  
可致事御座候間、いづれ無本寺ニ候始末、熟と御糺被成、本末被  
仰付候而も、往々出入立候事無之所之御見すへ御座候上者、双方勝手  
に付奉願候儀ニ候ハ、異論可有之儀共不奉存候、思召如省懸  
存之趣申上候、失敬御海恕可被下候、以上、

霜月廿日

直方再拜

〔三才〕

二三才 八行目

申上候、(大森)申候ハ、

湯浅先生

玉几下

二四才 二行目

玉几下、(大森)むけて

先達而御内意奉伺候御野郡國守穢多寺常福寺久々無

住ニ付、御郡中穢多共外寺院之仮旦那ニ當時申渡置候得共、

元来外寺院御断申上趣并當時仮旦那之義、宗門ノ判ノミ何卒

仕候様申渡候處り、葬式等之筋も外寺院ハ罷出不申、宗門ノ判等之筋も不都合之義多、何角不ベリニも御座候ニ付、穢多御座候村々役人共是迄甚心配仕候趣、先達而も御内意申上候通、此度住職之義別番之通村役人共願出申候ニ付、段々承糺候處、人柄実貞成者ニ而住職も相勤兼申問敷者ニ相聞申候間、願之通住職可被仰付哉、左候ハ、此已後宗門御改ハベリ宜相成可申と奉存候間、奉伺候、

八月九日

湯浅新兵衛

〔二四〇〕

二四〇 七行目

筋も〔大森〕筋も

〔二四一〕

10

翌酉年正月廿九日

一 作劬久世早川八郎左衛門殿御手代江之返書、左之通、

前文畧ス

御野郡下伊福村之内國守常福寺前々り真言宗之清僧ニ而穢多

且家凡弍千軒余も有之処、去ル天明二年住持智心と申僧、大坂

御役所江御呼出、一向宗改宗被 仰付候旨、万年七郎右衛門様被

仰渡候ニ付、御請申上、罷帰、且家之者共も改宗仕候様ニ申聞候處、何茂不請

に而、曾而改宗不仕候ニ付、智心義進退難渋ニ相成、一身無置所存候哉、致

退院無住ニ相成候處、國中類寺無之故、代判等之取斗難相勤、無據穢多共ハ

真言宗之平寺江請持申付候、寺院も斟酌之様子ニも相聞申候得共、違背と

難申、其促請持居申候處、外百姓共と違、死亡取斗、総而法用等

差支之義共多、全躰寺檀之間不和合ニ而自然と宗門改方等不ベリ之義も

可有之哉と於役手も致心配、且家も致迷惑居申候得共、右之趣故、後住職之

沙汰ニも難及空院ニ相成、年々及破壊、退轉同様、致中絶居申候處、

近年村方も住職之義、達而願出候得共、一旦改宗被 仰付候院跡容易ニ

二五〇 二行目

清僧〔大森〕請僧

〔二五〇〕

二五〇 四行目

達而〔大森〕遅々



住職難申付ハ勿論之事ニ候得共、先年改宗被 仰付候住持ハ間もなく致退院候義、寺株者以前之真言宗ニ而相殘居候事、強而御構も無御座候事ニ候ハ、相應之院主も申付度、左候ハ、宗門改方等アリ向茂可宜、且家も安堵可致と、此段為念先役湯浅新兵衛ハ内分ニ而倉敷御役所へ御問合せ

仕候處、御同所ニも何之被仰達も無御座、其節之様子委細御存も不被成義、旁ニ五乙御差圖も難被成候得共、下タ方締り合宜候ハ、住職申付候逆も、

強而御故障も無御座候事と思召候哉と御内意も相聞候由ニ而、去ル寛政八年辰八月作劬英田郡上山村明王院弟子

周温と申僧相當之者之由、村方も申出候ニ付呼寄、右寺地之小庵ニ差置、國中穢多之死亡取斗、法用等相

勤せ置候義ニ而、屹表立候而以前之宗旨ニ立帰、住職申付候とハ難申、先右之通ニ取向置、追々下方アリ合見合

居申候事ニ而、畢竟内分之義ニ御座候得者、他所向且家等專引請世話いたし候埒ニ而も無御座候と仰越之趣、先達而周温も

願出候得共、右之訳合故、先差押へ置申候、左様御聞置可被下候、右之通御答ハ仕候得共、引請候而も不苦思召被仰下候義ニ御座候ハ、随分申付候義も

可仕御事、猶亦思召寄も御座候ハ、乍憚御示教被下候様ニ申上度御座候間、此段宜可申上可被下候、旧冬御即答申上候筈之処、其節相勤居

申候湯浅新兵衛義も致病死、近年之義とハ乍申少々紛敷趣も御座候ニ付、猶又得と致吟味候ニ付、御答及延引申候、已上、

貴札致拝見候、如仰春寒退兼候處、弥御堅固被成御勤珍重奉存候、然者八郎左衛門支配所備中国川上郡油野村穢多共

〔二六才〕

〔二六ウ〕

二六才 二行目

御内意も、〔大森〕御内意ニ

二六才 七行目

見合、〔大森〕具合

二六才 九行目

と仰越、〔大森〕被仰越

二六ウ 七行目

春寒、〔大森〕元之

二六ウ 八行目

珍重奉存候、〔大森〕珍重奉存候

願出之義ニ付、及御問合候ニ付、其御領分先年御取斗方御調被成候處、備前御野郡下伊福村之内国守常福寺前々々真言宗之清僧ニ而穢多且家凡式軒余も有之候處、去ル

天明二年住持智心と申僧、大坂御役所江御呼出、一向宗ニ改宗

被仰付候旨、万年七郎右衛門様被仰渡候ニ付御請申、罷帰、且家之

者共も改宗仕候様申聞候處、何レも不請ニ而兼而改宗不致候ニ付、智心義

進退難涉ニ相成、一身無置所存候哉、致退院、無住ニ相成候處、

國中類寺無之候故、代判等之取斗難相成、無據穢多共者

真言宗之平寺江受持被仰付候、寺院も斟酌成様子ニも相聞

候得共、違背も難申、其佞請持居候處、外百姓共と違ヒ死亡

取斗、総而法用等差支之義共多、全躰寺檀之間不和合に而

自然と宗門改方等不取ル之義も御座候而於御役手□御心配、

且家も致迷惑居候得共、右之趣故、後住之御沙汰ニも難被及

空院ニ相成、年々及破壊、退轉同様、致中絶居候處、近年

村々々住職之義達而願出候得共、一旦改宗被仰付候院跡、容

易ニ住職難被 仰付者勿論之事ニ候得共、先年改宗被仰付候

住持者間もなく致退院候義、寺株者以前々之真言宗ニ而

相残り居候事、強而御構も無之事ニ候ハ、宗門改方等ペリも可宜

且家も安堵可致と此段御先役湯淺新兵衛殿り倉敷御役所へ

御問合有之候處、其節之様子委細不相知候得共、下々方締茂

宜候ハ、住職御申付候迎も強而故障も無之事ニ候哉と内意も御聞

候由ニ而、寛政八年辰八月中作州英田郡上山村明王院弟子

周温と申僧、村方りも申出候ニ付、御呼寄、右寺院之小庵被差置、

御國中之穢多死亡取斗法用等相勤候義ニ而、屹と表立、

〔二七〇〕

〔二七ウ〕

二七才 三行目  
清僧〔大森〕請僧

二七ウ 三行目

御座候而〔大森〕御座候ニ

□〔大森〕ニも

二七ウ 六行目

違而〔大森〕遅々

二八才 五行目

小庵被差置〔大森〕小庵ニ被差置

以前之宗旨ニ立帰り、住職被仰付候と者難被仰聞、先右之通御取向置追々下タ方ヅリ合御見合置之事、畢竟内分之義ニ

〔二八才〕

御座候得者、他所向且家專引請世話いたし候埒ニ而者無之、及御掛合候趣、先達而周温も願出候得共、右之訳合故、先御差押置

被成候間、左様相心得可申、尤前文之通御答ハ被成候得共、引請候而も

不苦存申進候義ニも御座候ハ、随分御申付可被下旨被入御念候、

御細答之趣致承知候、御多用中御面倒之義及御問合候処、

巨細被仰出、忝次第奉存候、右御挨拶可得貴意旨、八郎左衛門申付、

如斯御座候、恐惶謹言、

内藤大右衛門

正月晦日

判 具塚 五郎藏

山瀬治部左衛門様

〔二八乙〕

二八ウ 五行目  
被仰出、(大森)被仰者。

以下は、小椋孝士氏が検出・紹介された関連史料である。

九 『本願寺通記』 (千葉常隆) 真宗教団の組織と制度 付録

(同朋社 昭和三年) 四三九、四四一頁

寛政三亥年正月松平右京亮殿に御尋二付、同年四月七

日、輪番広泉寺・唯念寺より差出返答書

美作国北条郡大久保村 大法寺

右之者、天明元<sup>辛</sup>五年十一月、当本山帰依二付、向後末寺ニ被成下候様願出候、尤右之者ハ大坂御代官万年七郎右衛門殿御掛之由、依之彼御役所へ同年同月十九日、当本山帰依二付、改宗仕候趣、御達申候処、右届之儀ハ、先役承知候、此度者江戸表御勘定御奉行所江被仰達、御老中方江御伺ニ相成候間、右本山ハ届之儀、御預りニ相成候而則翌天明二壬寅年十二月廿七日、万年七郎右衛門殿於御役所、右之者共一件落着被仰付候間、帰依之者共ハ勝手次第三取計可申旨之御儀ニ而大法寺帰依改宗之儀事済ニ相成候、

一 同国勝田 宝福寺

右之者、当本江山帰依証文差出相済候故、法物等差免し被申候、然ル処、右旦那家共之内、先宗門ニ心残り候者共、一向二寺へ立入不申候故、葬式等も当本山法式通りニ相勤候者も有之、又者真言宗之法式ニ仕候者も有之哉ニ相聞候、

備中国上房郡六名村 大宝寺  
右之者、天明三<sup>癸卯</sup>年十月晦日、当本山帰依二付、則帰依証文差出相願候故、其段承届、同年十一月三日、御領主板倉左近將監殿江御届被仰入相済候、

同国御野郡国守 常福寺

右之者、天明二<sup>壬寅</sup>年十二月廿七日、從公儀両本願寺へ帰依次第改宗仕候様被仰付候、依之常福寺智心義、当本山へ帰依二付、願差出候故、承届請印差出相済候、然ル処、同寺旦那共、改宗難義之由御領主松平内蔵頭殿江相歎キ候ニ付、其方角之在家寺真言宗ニ御預ケニ相成候者共も有之、備前御領分・備中窪屋郡ニ而者法花宗之在家寺江御預ケニ相成候者も在之候、当时ハ常福寺無住ニ而、旦那寺之儀誰と致世話候者も無之、葬式等之儀を真言宗或ハ法花宗之預寺より卒都婆ニ送り号相認差遣し候而巳ニ而、其寺り立会不申由ニ而、則真言宗之僧を雇取置仕候由相聞候、尤常福寺智心事先達而病死仕候、

一 同国下道郡辻田村 大田坊

右大田坊旦那家共、常福寺旦那家共ト申合せ、改宗難渋之義、御領主伊藤政之助殿江相願候ニ付、国守常福寺之通りニ被仰付候、依て葬式之節、僧を雇取置候、右ニ付、俗人も打交り葬式相勤候哉ニも相聞候、尤大田坊先達而病死仕候右之次第ニ而東西何れ帰依共相分り不申候、

一 同国上房郡六名村 増福寺

右之者、天明二<sup>三〇</sup>寅年十一月廿七日、当本山帰依ニ而、則印差出相濟候へとも、且家共先宗門ニ心残り候ニ付、葬式等常福寺・大田坊且家共ニ同様相聞候、

一 同国水田庄井尾村 真光坊

右之者ハ撰州富田ニ有之候当本山懸所之末寺ニ相成候、則帰依証文差出承届候处、右且家共先宗門ニ心残り候哉、葬式等之義ハ同上ニ御座候、

一〇 『本願寺通記』下巻 (同前四九九頁)

穢多村支配之尋

一 天明二寅年五月八日牧野豊前守殿ト尋ニ付、如左、

穢多村

右之者、何れ之御役所ト当宗門ニ御取計御さ候共、本山ニおいて聞構之儀、曾而無御座候、

一一 『撰津国諸記一』 本願寺史料集成

(同册舎一九八五年 四四〜四五頁)

1

乍恐口上

一 先年ハ国絹袈裟之儀御願奉申上候处、追々御評議可被為有旨

2

被為仰聞、難有奉存差控罷在候、然処去ル寅之年、備前・備中・作州三ヶ国改宗一件御用被為仰付奉畏、右御用相勤候為御褒美、大品九字・十字御名号被為仰付、身ニ余冥加至極難有頂戴仕候、御右大切成御宝物頂戴仕候上、又々袈裟之御願奉申上候儀、甚々奉恐候得共、先年元文中ニ出仏檀御免被為成下、猶又去ル寅ノ年ニハ、縋子衣御免許奉蒙、門徒共一統ニ難有奉存候、此上ハ袈裟一段之義ニ相成候得者、御慈悲之上如何様之品ニ而も御免被為成下候ハ、大坂御下向被為遊候節、私門徒共御礼ニ罷出候節計着用仕度候、其余者御本山様者不申及、津村御坊其外寺格之御寺方へ着用仕候事、急度相慎可申候、右改宗一件も未半途ニ御座候得者、門徒共一党ニ心ヲ合、追々出精仕度、如此ニ御願奉申上候、何卒御憐愍之上、御免被為成下候様一重ニ御願奉申上候、已上

大坂西木津

天明五年巳十月

徳浄寺印

同門徒中

下間兵部卿様

端書無之

御本山并津村御坊江年来勤功有之ニ付、今度藍鼠色緒五糸袈裟被成御免候間、難有可奉存候、勿論本寺・末寺ハ不及申、其外於他所着用無之様尤ニ候、不宣

天明五乙巳年十一月八日 下間兵部卿法眼印判

摂津国西成郡西木津

惣道場

徳浄寺

一筆令啓達候、先以、然者其地西木津徳浄寺并門徒中御本山及津村御坊江数年無忘、<sup>ウツ</sup>転御馳走申上候段、奇特之至神妙之事ニ候、就夫徳浄寺江五条袈裟御免被成下度旨、兼而彼等相願候得共、其儀難相成事ニ候之処、近来於備作表ニ類中之寺々御宗門江改宗之儀有之、右一件取計徳浄寺并門徒江被仰付候処、厚令心配出精有之候ニ付、何卒今度五条袈裟御免被成遣候様、貴殿も被願上、無抛訳合を以及御沙汰候、尤容易ニ難成御免事ニ候得共、右備作表改宗之一件ニ付而ハ、格別相働候動功も有之事故、先年出仏檀御免之任例、被对其御坊江右惣道場徳浄寺江、此度藍鼠色緒五条袈裟被成御免候間、難有可奉存、弥御本山并御坊所御馳走申上候様、御申渡可有之候、則免状相認差出候間、御達可有之候、恐々謹言、

十一月八日

下間兵部卿法眼判

大坂津村御坊

御留守居

松井巡藏殿

一一『備中国諸記』 本願寺史料

乍恐以書附奉願上候口上

一私寺之儀者、天明二寅十二月大公儀様之御下知御申二而、大坂御代官万年七郎右衛門様於御役所ニ改宗被為仰付奉畏節、御本山様江御帛依奉申上候、御門下ニ御召加被為難有、御宗旨奉相守、伝来之旦家大体帛且仕罷在候、然〇共美作国久世御代官山田常右衛門様御支配所備中国川上郡東油野村・西油野村、並備中国庭瀬之領主板倉右近様御領分小田郡小林村・矢掛村・三成村・山田村・高末村、七ヶ村之者共ニ限り、御公儀様之御下知相背、御宗旨不奉相守、今以増福寺宗判を請不申、毎年宗判之義者、其村々庄屋役人之実印斗リニ而、寺之請判等無御座候而宗門相濟、死滅其外法用之儀ハ其処々他宗之寺ニ而相濟罷在申候、  
何卒〇

御本山様御書翰を以、美作国久世御代官様並庭瀬領主へ御掛合ニ為下候へハ、領主之帛且御裁許被下候へハ、右七ヶ村之者共一同増福寺へ帛且御宗旨奉相守候へハ、御領分無宗門之筋ニも不相成、寺且和睦仕候へハ、難有仕合奉存候為〇此段〇〇〇御慈悲を奉願上候事〇口上ニ而可奉申上候 以上、

板倉充之進様御領分

備中国上房郡六名村

惣道場

増福寺印

文化八年

八月 日

御本山

御役人中様

一三 『美作国諸記』 本願寺史料

一筆致啓上候、残暑之節(中略)、然者御領内ニ罷在皮多別紙名前之もの共、従来美作国久米北条郡大久保村皮多大法寺門徒有之候処、去ル巳十月右名前之門徒共、寺且不和之訳柄を以、本山直門徒相成度段願出候へ共、寺法ニおいて篤相志らへ不申候間へ、いつ連共難申付筋ニ付、右大法寺事上京候上、双方糺し相濟候迄之処、同国眞嶋郡垂水村宝福寺ニ預ケ申付置候処、今度大法寺今日上京候、(中略)吟味可申義ニ御座候、(中略)、恐惶謹言、

七月八日

実相寺

廣泉寺

内藤山城守様

御役人衆中

看坊

秀仙判

門徒惣代同村

安兵衛印

右同文言ニ而

大久保加賀守様

御役人衆中

右同文言ニ而

三浦志摩守様

御役人衆中

内藤山城守殿領

美作国久米北条郡

西併和村皮多

孫市郎

三次郎

市太郎

熊治郎

善吉

同国同郡坪井下村

松之介

大久保加賀守殿領

美作国久米北条郡

和田南村皮多

亀之助

治郎吉

杉右衛門

松太郎

乙吉

庄八

庄吉

同国同郡和田北村皮多

清

新四郎

利八

長松

三浦志摩守殿領

美作国眞嶋郡吉村皮多

伊八

解説

『祠部職掌類聚 作州波多大法寺一件』(青山文庫一一七)は、体裁は祠部職掌類聚・雑纂の諸本と同様で、縦二七・四、横一九・八センチメートルで、表紙を表・裏に付け、内容は一一三丁から成る。右端を四カ所で綴じつけている。

表紙題簽および底部小口には「祠部 作州波多大法寺一件」と記すが、内表紙に「天明二寅年内寄合留之内 作州皮多大法寺一件」と記され、原本は幕府評定所の内寄合による判決記録であることが示されている。同じ内表紙のはじめに「百九拾三番」と朱書されているのは、祠部職掌類聚・雑纂の他本に見られないので、この叢書の番号ではなく、原本に本来付されていた番号であろう。しかしどのような性格の番号かは、同種の他本を見ていないので確定できないが、評定所留帳の一連番号ではなからうか。内容の構成は以下の通りである。

- ① 曲淵甲斐守より松平右京亮への書簡……………第一丁
- ② 内表紙……………第二丁
- ③ 桑原伊予守より松平周防守への御仕置伺および吟味書……………第三丁以下
- ④ 桑原伊予守より万年七郎右衛門への御答附書付……………第七五丁以下
- ⑤ (同) 御答除日書付……………第八六丁
- ⑥ 万年七郎右衛門より(桑原伊予守へ)申渡相済御届……………第八七丁



⑦ (⑥に添付)

差上申一札(申渡御請証文)

大法寺海順箱訴訟一件) …… 第八七丁以下

⑧ (⑥に添付)

差上申一札(申渡御請証文)

皮多寺札一件) …… 第九八丁以下

⑨ 桑原伊予守より松平周防守への

申渡相済御届 …… 第一〇八丁以下

① 内表紙の前の一丁が、曲淵甲斐守から松平右京亮に宛てた書翰の写しであり、本書の来歴を詳しく記していることが、他の祠部職掌類聚本の多くと大きく異なる点である。右京亮自身の担当業務に直接かかわって、転写させた資料である。

その内容によれば、備中国下道郡辻田村大田坊外六カ寺の檀家穢多どもの改宗について、寺社奉行松平右京亮からの照会があり、評定所の事務を統括する公事方勘定奉行曲淵甲斐守が了解した旨をはじめに答える。回答は以下の通りである。照会された件は、天明二・七八二年代官万年七郎右衛門が改宗を申し付けた件である。作州大久保村皮多大法寺御箱訴訟一件」として、桑原伊予守が勘定奉行在任中に、老中伺いの上で(評定所の決定に基き)、七郎右衛門に差函して落着を申し付けた件である。内容が入り組んでいるので要点筆記のみでは不十分になり、詳細を知らせるため、評定所留帳の一冊(本書)をお目に掛けたい。写しをやらせては手間取るため、原本のままお目にかけるので、目を通

したら早々にお返しくされたい、という趣旨であった。

末尾の戌九月は、曲淵甲斐守景漸の勘定奉行在任期間が天明八(二七九)年十一月から寛政九(二七九)年二月まで、松平右京亮輝和の寺社奉行在任期間は天明四年四月から寛政十年十二月まで、成年は寛政二(二七九)年である。のちにも述べるように、幕府の改宗命令後の十年も過ぎぬ内に、改宗問題への抵抗が具体的に生じていたのである。

③ 本文第一丁から第二丁にかけての吟味報告書冒頭は、報告者桑原伊予守の名と標題「作州大久保皮多大法寺海順箱」(「一件」/吟味仕候趣申上候書付」と題して、経緯の説明がある。標題の前に、朱書で「寅四月十日/周防守殿江下ケ物相添、伊予守御直ニ上ル」とある。桑原伊予守成貞(盛貞)の勘定奉行在任は安永五(二七七)年七月から天明八年十一月までで、寅年は天明二年である。すなわち、同年四月十日老中松平周防守康福に先に渡された下ケ物(諮問関係書類)とともに、この吟味報告書を公事方勘定奉行桑原伊予守が直接提出した旨が記されている。

さて本件の吟味に関する経緯についてつぎのように述べる。去る卯五月七日に安藤弾正少弼が公事方として渡された「作州大久保皮多大法寺海順御箱訴訟一件」の吟味については、伺いの上、当時備中国に在勤していた代官野村彦右衛門と万年七郎右衛門野本で糾明させたところ、吟味をおえた旨報告してきた。ところで寺院の本寺を決めて伺う必要があり、担当する寺社奉行を決めていただきたいと翌辰年七月二日に弾正少弼に伺いおいた所、弾正少弼が御勝手方に仰付けられたため、私方に請け取り、

去る五月廿八日に土岐美濃守へ懸け合い取り計らうべき旨を仰せ渡された。その後美濃守が御役替を仰せ付けられたので、牧野豊前守のもとで請け取るように指示されたので、同人へ懸け合い、評議した結果が、左の通りであるとしている。

勘定奉行安藤弾正少弼雄惟(要は宝暦十一(一七六二)年九月から天明二年十一月まで在任し、公事方ついで勝手方を勤めているので、卯年は明和八(一七七二)年である。辰年は安永元年となる。寺社奉行土岐美濃守定経は、明和元(一七六四年)八月から天明元年五月まで在任し、同牧野豊前守惟成は、安永六(一七七七年)九月から天明三年まで在任する(七月に卒す)。

本件について、公事方勘定奉行のもとでの現地代官による吟味および本寺決定に関する寺社奉行との協議・調整の経緯が知られる。

つぎに、本件の発端である「作州大久保皮多大法寺海順御箱訴一件」の直接関係者についての処罰案が伺いとして、提示される。最初に勘定奉行曲渕甲斐守が寺社奉行松平右京亮にあてた書翰で述べた要点筆記とは、通常であれば、この部分に当たるとはなるが、たしかにこれだけでは、寺社奉行松平右京亮が担当する案件への前提事情の説明としては不十分であろう。

関係者としては、まず提訴した大法寺の僧、海順(三二歳、提訴時二一歳)は、幼年とはいえない任職として寺付きの印形を手放すべきでないのに、村役人へ預け置いたことが「不束之至」であり、ことに証拠も無い疑いでとりとめないことを取り交え、村役人を私欲にはしつたと申し立てたことは「旁不埒二付」、三十日押込とすべきで

あるうか。また海順の耳が聞こえにくいので付き添った兄の喜平次(四三歳)、同村の元庄屋四郎右衛門(八〇歳)、年寄伊右衛門(吟味中に病死)、百姓代弥四郎(七四歳)のうち、四郎右衛門以下三名の村役人は、人別帳外の者を村内におくことは認められず、たとえ海順の弟栄順を人別帳に書き入れてくれと頼む者がなくても、大法寺の先住貴法の体に相違なく、母まつ・姉かちも寺内にいるのであれば、その取扱について支配役所に伺うべきなのを、真言宗の名目で済ませてきたので、妻帯寺では不都合になり、住職は無妻帯の清僧であつたとして、母まつ・姉かちは兄清兵衛の家の内の人別に加え、栄順を帳外に致しおいたことは「旁不埒二付」、四郎右衛門は過料錢五貫文、伊右衛門・弥四郎は過料錢三貫文ずつ申し付けるべきであろうか。最後に、備中国六名村の大宝寺住職宥仙(五五歳)は、「不念之筋」もないので「無構」と申し渡すべきではなからうかとする。

次に「御箱訴書之趣」と朱書して、海順の訴状内容を提示しつつ、吟味の結果を各所に朱書で加筆しており、ほぼ五九丁に及ぶ。ついで周辺の皮多寺院について現況の取り調べが行われているが、いずれも宥仙同様に「不念之筋」もないので「無構」と申し渡すべきかとされている。

④ 七六丁目から「御答附書付 桑原伊予守」として、二丁あり、海順と四郎右衛門・伊右衛門・弥四郎について、原案通りの御答附が記され、「寅 月」と結ぶ。

七八丁目からこの判決内容について、十一月に桑原伊予守から万年七郎右衛門にあてた通達の控えが収められている。

⑤ 次の一丁は、「御咎除日書付」で「寛十二年」と「卯正月」について記され、前書に付されたものであり、判決言い渡しすなわち刑罰執行にかかわって渡されたものであり、万年七郎右衛門から関係者への判決申渡をするに際して、申渡日予定日としてはあらかじめ避けておかなければならない日を示したものである。

⑥⑦⑧ 次に現地の万年七郎右衛門からの判決申渡の報告書で、作州大久保皮多大法寺海順御箱訴一件ならびに「右同様の皮多寺札一件」の御咎など申渡し相済み候儀を申し上げる書付と題する「御届」である。ついで吟味の直接対象者であった被告十六名および関係者十二名の「差上申一札之事」と題する天明二年寅十二月廿七日付の御請証文、および皮多寺ならびに道場元の二〇名および関係村々の代表者二一名の奥書ある「差上申一札之事」と題する同日付の万年七郎右衛門役所宛の御請証文が掲載されている。

⑨ 最後に本件の申し渡しを完了した旨の桑原伊予守名儀の「御届」があり、冒頭の朱書によれば、卯正月十九日に老中松平周防守へ桑原伊予守が直接に提出した旨が記されている。

この史料について、説明するにあたって、参考とするために先学のまとめられた関連年表を二つ紹介しておこう。

『岡山部落解放研究所紀要』第二号(一九八四年)から第十号(一九八五年)に五回連載された中野美智子・頭士倫典および美作部落史研究班の「美作津山藩被差別部落関係資料」は、長年をかけてまとめられた貴重な成果である。第五号の解説で「改宗一件」につ

いて詳しく触れられ、既往の研究の訂正も試みられている。ここでは、その中でまとめられた「経緯年表」の事項部分のみを紹介する(二部引用者改変。「依拠資料」と備考は省く)。

明和二年

本願寺下寺京都金福寺の僧玉林、大法寺僧海順に本寺を持つことを勧める。

明和六年八月

海順、摂州富田本照寺の末寺になることを願い出、了解を得る。

不 明

大法寺檀家三人が、海順欠落行方不明とし、久世代官所へ備中大宝寺の兼帯を願い出る。

不 明

海順、久世代官所手代に欠落の無実を訴えるが聞き届けられず。

不 明

海順、久世代官兼帯大坂代官に訴え、欠落の事実を認められるが、大宝寺兼帯は解かれず。

不 明

海順、大宝寺僧宥仙らを久世代官所に訴えるが訴えを斥けられる。

明和七年二月

海順、備中松山藩へ訴えるが、ここでも訴えを斥けられる。

明和七年五月

海順、大坂奉行所へ訴える。訴訟却下。

五月一三日

海順、大坂奉行所へ箱訴。

六月二七日

海順、大坂番所へ呼び出され、訴状焼き捨てられる。

明和八年二月二七日

海順、大坂百日横目御門前御箱訴箱に訴状を入れる。

明和八年一〇月

幕府勘定奉行安藤弾正少弼差図、倉敷代官万年七郎右衛門・笠岡代官野村彦右衛門立会吟味を命ぜられる。〔注〕

明和九年七月

万年・野村両代官それぞれ両陣屋へ関係者呼び出し、吟味のうえ、伺書を安藤弾正少弼に差し出す。

安永四年七月

倉敷代官万年七郎右衛門、丹後久美浜へ場所変え。

安永六年十一月

万年七郎右衛門、丹後から大坂へ場所変え。

安永七年冬

笠岡代官野村彦右衛門場所変え。

安永八年七月七日

津山松平藩へ代官万年七郎右衛門手代から書状届く。この時点で明和九年の両代官伺書に対する安藤の指示なし。

天明二年一二月二七日

幕府勘定奉行桑原伊予守の差図により大坂代官万年七郎右衛門が裁決を申し渡す。

〔注〕万年七郎右衛門については後述する。

野村彦右衛門については、次のような記事がある。

明和七(七七〇)年九月八日、備中国小田郡笠岡村の小作人百五名が集まり、地主への強訴を計画したが、村役人が代官陣屋に訴え、決行前に捕縛した。倉敷代官野村彦右衛門は、明和九年六月に二名を死罪、九名を放逐、他の参加者を過料に処した。のちに死罪の二名、久兵衛・儀兵衛は義民として厚く祀られ

た。(村上直「天領」四四八〜四四九頁)

二〇〇〇年三月に日本近代法制史研究会で発表された、小椋孝士氏の略年表では、次のようにまとめられている(二部引用者改変)。

明和二 一七六五 金福寺僧玉林、大久保村へ

明和六 一七六九 大法寺僧海順、富田本照寺より末寺の了解を得る

明和八 一七七一 海順、大坂で箱訴

安永六 一七七七 万年七郎右衛門、久美浜より大坂代官へ

天明二 一七八二 幕府、本願寺へ穢多村支配之尋

天明四 一七八四 幕府裁許「真言宗より一向宗へ改宗せよ」

天明五 一七八五 万年七郎右衛門、倉敷代官へ

天明六 一七八六 大坂徳浄寺、備中の改宗に活躍

寛政八 一七九六 万年七郎右衛門、屠腹〔注〕

寛政十 一七九八 備前常福寺、真言宗寺院として宗判

文化八 一八一 大法寺、離且争論続く

文化八 一八一 備前増福寺、宗判混乱続く

明治六 一八七三 備前常福寺、本寺 高野山薬師院

改宗後も続いた紛争と、真言宗への復帰もみられた事を確認している。

〔注〕万年七郎右衛門の切腹について、村上直「天領」人物往来社、昭和四〇年

では諸代官の事跡を紹介しているが、つぎのように説明する。天明二年ころから連年の凶作のもとで、倉敷での「代官万年七郎右衛門の民政は、あたかも江戸における田沼父子のように、腐敗乱脈をきわめ」農民の窮乏をよそに陣屋の改築をおこない、経費の一切を農民の負担にするなど、その苛斂誅求は目に余るものがあったため、天明六年には小田・後月両郡の天領農民二千人の一揆が起こり、代官側の処置で拡大をようやく防いだ。「こうしたなかで万年代官はやがて田沼意次失脚と同時に切腹を命ぜられた」とする(四四九〜四五〇頁)。

これまでの本件に関する研究では、限られた史料に基づくとはいえ、一青年僧の幕府への訴えという行動が、幕府の寺院支配における本山・末寺制度の徹底のみならず、全人民をいずれかの寺院の檀家とした上での寺請による「宗門改」制度という幕府の人民支配の根幹にかかわったが故に、一寺院・檀家にとどまらぬ広範な地域の人々をまきこむ結果となったこと、にもかかわらず、幕府の裁決結果が必ずしも全面的に受容されたのでもなかつたという事実から、多くの研究者の注目を浴びてきた。そこでごく簡略ながらこれまでの研究史をたどっておきたい。今回の作業の今日的意義づけのよすがにもなる。

被差別部落と寺院に関する一般的研究は、喜田貞吉や柳田国男により先鞭をつけられたことは、著名である。しかしいずれも先駆的研究としての段階を大きく越えるものではない。戦前・戦中の研究を通して、戦後の研究に大きな道を開いたのが、次の著書である。

1 三好伊平次『同和問題の歴史的研究』(同和奉公会 昭和十八年九月、復刻版昭和四三年・世界文庫)は第七章「近世の状態」の「第三節 信仰の変遷」で、本件をはじめ豊富な資料にもとづいて紹介した。(イ)墓碑名、(ロ)『再興常福寺記』(ハ)『改宗一件』がおもな論点である。ここでは「〇〇変宗一件」の発見にもとづき、本件の内容を概説している(二六〇〜三頁)。本件の研究では、もつとも基本となる内容なので、紙数があれば抄録したい所である。

2 藤谷俊雄「部落問題と仏教」(『部落』一九七〇年九月、再興現代部落問題の研究)部落問題研究所、一九七四年一月は、三好の研究に基づき、墓碑の法名の変化や他の資料から幕府の政策による改宗を大きな問題として紹介している。

3 兵庫県部落史研究委員会編『兵庫県同和教育関係史料集』第一巻(兵庫県同和教育協議会、昭和四十七年八月)は、一都道府県として全県域はもとより、県外史料も含めて、網羅的に本格的な史料収集と翻刻を試みた画期的業績である。以後の研究の進展に寄与したところが大きい。関連資料三として取り上げた所以である。三好伊平次によって紹介された「〇〇変宗一件」がほぼ全体的に紹介され、しかも兵庫県域における影響を伝える資料も別に収録されている。

4 兵庫県部落史研究委員会編『兵庫県同和教育関係史料集』第二巻(兵庫県立教育研究所、昭和四十八年三月)にも、上記の県域における

資料が収録された。関連資料三にあわせて再録した。

5 落合重信「部落と寺院―兵庫県下を中心として―」『地方史研究』四〇号・二六卷二号、一九七六年四月の内容は、

一 「部落寺院」にかんする研究状況とそれに対する疑問

二 部落と真宗の結びつきは近世中期ではない

三 部落寺院と中山の關係もまた近世初期にさかのぼる

四 部落寺院の開基その他

五 部落寺院が多く西本願寺系に属する由縁について

六 まとめとして

からなる(一)―(三)頁。二の論拠は、元禄五(一六九二年)の「丹波国御下寺開基之帳」で、すべて寛文年間(一六六一)―(七三)以前の開基になる四〇カ寺・道場の部落真宗寺院が、当時すでに西本願寺派中山の本照寺・金福寺の寺下にあつたとする。

しかし、落合は本件にあらわれる金福寺を西本願寺系にとらえる誤りをおかした。もつとも当時は、まだ東本願寺系の金福寺の存在については、ほとんど知られておらず、落合は「〇〇変宗一件」の記載にみえる「東本願寺」を「西本願寺」の誤りと判断した。しかし西本願寺系金福寺が、本件にかかわって活躍したにもかかわらず、本件で改宗させられた寺院・道場がいずれもこの金福寺下でないことに疑問を呈していた。

6 柴田 一「備作地方の被差別部落の展開」『近世部落の史的 연구』下巻 部落解放研究所編、解放出版社 一九七九年六月)は、さまざま

テーマが述べられているが、本件の舞台であつた大久保村について、その前提たる近世前期を「貝阿弥系図」と大久保村」として、近世前期の「革多惣頭」貝阿弥家の没落、森家断絶に伴う美作分割と貝阿弥家の幼少当主化を主要因として元禄十二(一六九七年)を境に支配が衰退したこと、美作最大の部落であつたことに触れている。本件には直接結び付かないが、背景となる村の歴史と村役人たちの権力の地域における厚みをうかがえる。また海順が述べた大法寺の開基の時期との関連も考えてみたい。

7 千葉乗隆『真宗教団の組織と制度』(同朋舎昭和五年)の「付録本願寺通記」には、寛政三(一七九二年)正月の寺社奉行松平右京亮(大河内輝和)からの照会に対し、同年四月七日に輪番広泉寺および唯念寺から出した返答書が記録されている。本稿では関連資料九として収録した。

8 安達五男『被差別部落の史的 연구』(明石書店 一九八〇年)は、「第七章 天明二年の「改宗一件」について―宗教にまつわる偏見の源流をさぐる―」として、本件に関する本格的な論稿を収めている(二六一―三〇頁)。現時点の研究の起点になる業績である。

9 山本尚友「東本願寺塔頭金福寺について(上)」『京都部落史研究』三二一―三二二号(一九八〇年五月)は、西本願寺系の金福寺が著名であるのに比し、それまでの研究では存在すら知られていなかった東本願寺系の金福寺の存在を提起する。つづいて、

10 山本尚友「東本願寺塔頭金福寺について(下)」『京都部落史研究所報』三二号(一九〇八年八月は、これまで、その存在があまりか  
でなかった東本願寺系の金福寺が実は東本願寺の境内にかつて  
存在し、しかも皮多寺の中本山としての役割も果たしていたこと  
が明らかになった。本件の直接原因になった東本願寺系の金福  
寺僧玉林の存在が確かになったわけである。しかも美作にすで  
にあった真宗寺院はいずれも東本願寺系であったとする。

11 本願寺史料研究所編『本願寺年表』浄土真宗本願寺派昭和五六年  
一月には、関連資料一にかかわる記事が収められて居る。『大  
谷本願寺通紀』の記事は、本書によって知り得た(関連資料一)。

12 山本尚友「近世部落寺院の成立について(上)」『京都部落史研  
究所紀要』一(京都部落史研究所、一九八一年三月)

13 山本尚友「近世部落寺院の成立について(下)」『京都部落史研  
究所紀要』一(京都部落史研究所、一九八二年三月)

この論文は、後掲の26に収められている。

14 山本尚友「寺院史料にみる部落の成立(上)」『京都部落史研究  
所報』五六号(一九八二年八月)

15 山本尚友「寺院史料にみる部落の成立(下)」『京都部落史研究  
所報』五七号(一九八二年九月)

近世部落寺院と部落それぞれの成立を検討するという重要な  
課題に取り組み論稿である。本件に引きつけていえば、海順の説

明と幕府による調査で知られたいくつかの部落寺院の成立事情  
が、この論稿をさらに補うのではなからうか。

16 大森久雄「備前・備中・美作における皮多の改宗問題に関す  
る史料」『部落問題研究』七五(部落問題研究所、一九八三年三月)は、岡  
山大学池田家文庫の本件関係史料を克明に翻刻され、新たに岡山  
藩社奉行湯浅新兵衛と幕府の倉敷代官野口辰之助の協力によ  
る寛政九二七九七年の真言宗常福寺再興と真宗へ強制改宗され  
ていた檀家の真言宗復帰を検出された(九三二―一〇一頁)。本稿では  
関連資料八として収めている。

17 白井寿光「兵庫の部落史 近世部落の成立と展開」(神戸新聞出  
版センター、昭和五五年一〇月)は、「第五章 幕藩体制下の賤民制」の  
中で「天明改宗一件」として本件をとりあげている(四二二―四三頁)。  
いうまでもなく隣国で発生したとはいえ、結果的には現在の岡山  
県下、すなわち美作・備中・備前のみならず兵庫県内の但馬・播  
磨、さらに京都府下の丹波にまで波及した事件である。執筆当時  
の筆者の観点に注目したい。

18 日野照正編『本願寺史料集成 摂津国諸記』(同朋社出版、一九  
八五年九月)は、本願寺に集積された記録類の中から、いわゆる諸国  
記を取り上げ、翻刻したものである。本件に直接かかわる美作・  
備中についてはまだ翻刻されていない。本件の裁決言渡後に生  
じた改宗過程の中で、かかわってくる大坂渡辺町の徳浄寺の本件

関係記録が見られる。

19 柴田一『徳川幕府の部落改宗政策と部落民衆の拒否闘争―幕府・岡山藩・部落民衆の関係―』『近世中国被差別部落史研究』(後藤陽一・小林 茂編、明石書店 一九八六年八月)は、8の安達論文につぐ本格的論稿であり、『磯多変宗一件書類留』とともに新史料『懸念一件』池田家文庫 関連史料八を用いて、幕府の改宗命令の政策的意図と、改宗反対のさまざまな闘争形態、備前における部落且那寺再興の影響などを論ずる。

20 日野照正『摂津国真宗開展史』(同朋社出版、昭和六一年二月)の「第八章 摂津富田本照寺」は、中世以来の伝統と格式を有し、かつ西本願寺系の磯寺中本山としても他の中本山の上をいく本寺の中・近世史をまとめている。とくに本件では海順が改宗にあたり、当初は当寺院の承認を得ていることから注目される。その後の経緯で、大法寺との直接的関係はついに成立しなかった。

21 吉田 證『親鸞教団と同和問題』(解放出版社、一九八七年三月)は、この大きなテーマをわかりやすく説いた好著である。「第三章 幕藩体制下の親鸞教団と差別の実態」の「5 幕府による強制改宗命令 大法寺事件」で具体的に、本件の概要を説明している(五九―六八頁)。内容としては、「①「改宗一件」の発端 ②改宗反対檀家の抵抗と海順の訴願 ③幕府の判決、改宗への強制 ④幕府の強制改宗命令に反対運動の展開 ⑤教善寺の苦悩と大坂徳浄寺

への移籍」とすでに明らかにされた展開を平易に説く。なお本章は本願寺における「磯寺」と「磯寺僧」に対する差別待遇を中心に説く。

22 中野美智子・頭士倫典『岡山部落解放研究所紀要』第五号 美作津山藩被差別部落関係資料(3)『岡山部落解放研究所 一九八七年九月』は、関連資料六を紹介するとともに、既往の研究を再検討した「解説」の「1 磯多・非人と宗旨 (1)改宗一件」でくわしい論述がなされている(一六六―一八〇頁)。必見に値する。

23 原田伴彦編『編年差別史資料集成 第十卷 近世部落編五』(三二書房 一九八八年二月)から、本稿では関連資料四として検討対象にした。本件については、明和八(一七七二年)二月二十七日条の海順提訴と天明二(一七八二年)十二月二十七日条の大坂での裁決言渡にかけて、おもに『兵庫県同和教育関係史料集』第一巻・第二巻、『百箇条調書』から網羅的に採録し、資料名を「備前・備前・美作磯多変宗一件書類留」「差上申御請一札」「差上申一札之事」などとしている。『兵庫県同和教育関係史料集』によつたために誤読をほぼ踏襲しているのは、本書の編集上やむをえなかったと思われる。

24 部落問題研究所編『部落史史料選集』第三巻(部落問題研究所 一九八九年)は、一般向けの史料集として出されたもので、様々なテーマが取り上げられているが、「第一章 宗教・文化」の「3 信



仰II」として本件関係の史料を収めている。本稿では関連資料五として収録した。冒頭の要約では本件を「天明二年、備前・備中・美作地方の皮多寺院に、浄土真宗に改宗し、金福寺の下寺になるよう幕府の裁定が伝達された。皮多は懸命に反対、無宗門の道を選ぶなど激しく抵抗し、岡山藩領では真言宗をまもった。」とまとめている。やはり『兵庫県同和教育関係史料集』に基いて誤った所もままあるが、訂正をくわえている。23『編年差別史料集成』第十巻も参照しているのだろう。『本願寺史料集成 撰津国諸記一』の史料および岡山大学付属図書館池田家文庫の史料も収めている。かぎられた史料を精選した努力のあとが見られる。豊富な注釈が貴重である。本書では関連史料五として史料原文を収録した。

25 左右田昌幸「近世中期本願寺教団における「部落寺院」支配の 一様相近世「部落寺院制」論への疑問」『本願寺教団の展開』千葉乗隆編 永田文昌堂一九九五年九月は、安達氏の「部落寺院制」論の論拠へ疑問を呈する。末尾の「おわりに」で、関連資料一で触れた玄智が天明三年の著書で、部落寺院について「美作ハミナ真言宗ナリ、其外備中ニモ真言宗アリ」と述べており、また本願寺の幕府への天明二年五月付回答にも触れる。結論的には「部落寺院制」の方向性が明確になるのは近世後期から幕末期にかけてで、『穢寺帳』の成立が重要なポイントと見る。

26 山本尚友『被差別部落史の研究 移行期を中心にして一』岩

田書院 一九九九年二月は、「第二章 中世から近世へ 第三節 中世から近世における部落寺院の成立」の末尾で『美作改宗一件』をどう位置づけるか」として、これまでの幕府による改宗命令は真宗信仰の強制が目的ではなく、「部落寺院に本寺を付けることにあつた」とする(三三六〜四二頁)。史料を読む限り、妥当な結論であろう。なお本論文は12・13を再録している。

二〇〇〇年三月一八日、第二五五回日本近代法制史研究会で、小椋孝士氏による「美作改宗一件」その後の混乱を中心に」と題する研究報告が発表された。橋本は、篠山市青山文庫で見つけた本書についての翻刻作業着手を念頭においていた時期でもあり、報告内容がまちがいがなく本書に直接かわることを確認したので、小椋氏に状況説明をして、次回の現地調査の際に参加されないかと誘った。その後ほどなく、われわれ三名とともに小椋氏も同行され、本書を調査・撮影された。全文の翻刻は、早晚私たちの作業班で行う予定であることを前提に活用していたたくことになった。その後、小椋氏は穢寺制の創設「新史料」祠部職掌類聚を中心に」と題する報告発表も行われたが、それらの成果は、以下の通りにとまとめられ、発表されている。その内容を目的のみで紹介する。

27 小椋孝士「美作改宗一件(上)―新史料による穢寺制度および幕府宗教政策の再検討―」『部落解放研究』二七号(二〇〇〇年二月)の内容を目的のみで紹介する。

はじめに

一 改宗命令判決と備中国の混乱

二 海順への科刑

1 人別不正と科刑

2 越訴と科刑

3 海順は嚴罰に処せられなかった

28 小椋孝士「美作改宗一件(下)―新史料による穢寺制度および幕府宗教政策の再検討―」『部落解放研究』三八号(二〇〇二年二月)

三 離且争論

四 幕府文書

1 海順の村

2 玉林の来訪

3 人別不正と家族関係

4 本願寺と被差別部落

むすびにかえて

29 小椋孝士「幕府文書『祠部職掌類聚』によって明らかになった「美作改宗一件」の全容」『ひょうご部落解放』九八号(二〇〇一年三月兵庫部落解放研究所)

はじめに

一 請書と幕府文書との相違

A 原告海順のこと

B 本願寺のこと

C 東西本願寺と裁許

二 原告海順のこと

A 海順は大法寺先代貴法の子

B 大法寺と大宝寺

C 海順対村役人

D 玉林と東本願寺

E 西本願寺サイドの働きかけ

F 大久保村の信仰状況

三 九右衛門道場

むすびにかえて

小椋氏は、27・28では、公刊されている『摂津国諸記』に加えて、未公刊の『備中国諸記』および『美作国諸記』で改宗命令が順守されない混乱状況の長期化を、また『祠部職掌類聚』本で、幕府の刑政面から「被差別部落政策」を見る。29では『祠部職掌類聚』本に比重を移して歴史的意義の分析を試みる。

付 小椋孝士「幕府文書『祠部職掌類聚』によって明らかになった美作回取一件の全容」(『ひょうご部落解放』九八号 二〇〇一年三月)は、本稿に先立って本書の内容を紹介している。今回の橋本の読みとの異同が若干あるので、あえて示しておく。明らかに橋本の読みが誤っているものには、×を施し、冒頭の正誤を補った。なお小椋氏は、本文中で論点にかかわる随所を引用し、末尾に史料一として冒頭部から六オの途中まで、史料二として六オの続きから三七オまでを紹介されている。したがって本書の主要部分はほぼ明らかにされているが、本書の全体構造を具体的に明らかにするまでにはいたっておられない。なお小椋氏は、別に本

書により論文として「美作改宗一件―新史料による穢寺制および幕府宗教政策の再検討―」(上・下)『部落解放研究』一三七・一三八号 二〇〇〇・二〇〇一年)をまとめられ、本書の一部を紹介されたが、範囲が少ないのと、重複するので、本文検討の対象からはずした。

小棟		橋本	
三八頁下 五行目	相見候	七四ウ	五行目 相覚候
三八頁下 六行目	且方	七四ウ	六行目 且家
三八頁下 七行目	東西本願寺	七四ウ	七行目 東本願寺
三八頁下 八行目	裁許致し	七五オ	一行目 裁許仕
三九頁上 一行目	裁許致し	七五オ	三行目 裁許仕
三九頁下 四行目	釈恵	四四オ	二行目 頼慶
四〇頁上 一行目	回向	一三ウ	一行目 且用
四〇頁上 二行目	不行候	一三ウ	一行目 不行届候
四〇頁上 三行目	御野郡	一三ウ	四行目 佐野郡
四〇頁上 五行目	建立	一三ウ	六行目 建 <small>立</small>
四〇頁下 一〇行目	開基来尋	三八ウ	四行目 起立開基末寺
四〇頁下 十一行目	駈者	三八ウ	五行目 駈与
四〇頁下 十二行目	来寺	三八ウ	六行目 末寺
四〇頁下 十三行目	年始二八	三八ウ	六行目 年始者
四一頁上 二行目	大法寺	五七ウ	六行目 大宝寺
四一頁上 三行目	釈恵	五七ウ	七行目 頼恵
四一頁上 四行目	証文	五八オ	二行目 讓受

四一頁下 六行目	□□□□	四五オ	六行目 突合再応
四一頁下 八行目	本願寺	四五ウ	一行目 今般奉
四一頁下 八行目	取用之	四五ウ	二行目 取用二
四二頁上 一行目	申立候て	四五ウ	七行目 申立候ハ、
四二頁下 五行目	相成度	四六ウ	一行目 相成申度
四二頁下 六行目	相届	四六ウ	二行目 相届候
四二頁下 六行目	酉八月中	四六ウ	三行目 丑八月中
四二頁下 八行目	無之候右二付	四六ウ	五行目 無之筈二候
四二頁下 九行目	御室御前	四六ウ	六行目 御室御所
四二頁下 二行目	遣候儀	四七オ	一行目 遣候儀も
四二頁下 二行目	御室役人	四七オ	二行目 御室御所役人
四二頁下 二行目	御所役人共	四七オ	五行目 御所役人者
四三頁下 五行目	役人共者	三四オ	三行目 役人共与
四三頁下 七行目	□□	三四オ	六行目 銘々
四三頁下 九行目	宗判海順より	三四ウ	一行目 海順宗判を
四四頁上 三行目	皮多寺之事ハ	一七オ	二行目 皮多寺之分ハ
四四頁上 二行目	寺伺候	一七ウ	二行目 奉伺候
四四頁上 二行目	玉林相糺	一七ウ	四行目 玉林者相糺
四四頁下 三行目	取斗ハ	一八オ	五行目 取斗ハ
四四頁下 一〇行目	存寄筋糺	一八ウ	三行目 存念承糺
四四頁下 一五行目	申立候	一八ウ	六行目 申之候
四五頁上 一七行目	相願度	二五ウ	五行目 相願度
四五頁上 一七行目	申立	二五ウ	五行目 申之
四五頁下 二行目	取□	二六オ	一行目 取教 <small>取</small>

四六頁上	一行目	書付之儀	五〇ウ	六行目	書付之趣
四六頁上	三行目	何宗	五一才	一行目	何宗二
四六頁上	六行目	不退二を	五一才	五行目	不退二と
四七頁上	一三行目	不屈之筋	七三才	六行目	不念之筋
四七頁上	一三行目	無拋	七三才	六行目	無構
四七頁下	一行目	差出候而者	七三才	七行目	差置候而者
四八頁上	二行目	御処口之儀	七五才	四行目	御咎之儀
四八頁上	二行目	黄紙誰札	七五才	四行目	黄紙附札
四八頁上	二行目	以寺伺候	七五才	四行目	以奉伺候
四八頁上	二行目	御渡□□候	七五才	五行目	御渡被遊候
四八頁上	二行目	□□□訴状	七五才	五行目	御箱訴状
五一頁上	一行目	趣二者	一ウ	三行目	趣意
五一頁上	一行目	書取候てハ	一ウ	三行目	書取二てハ
五一頁上	一三行目	御用中江□	一ウ	五行目	御目申候、尤
五一頁上	一四行目	留候	一ウ	六行目	写候
五一頁上	一四行目	その間被□□	一ウ	六行目	手間取候間
五一頁上	一四行目	本紙之□□	一ウ	六行目	本紙之儘懸
五一頁上	一四行目	御用中江	一ウ	六行目	御目申候
五一頁上	一五行目	御見入右□二	一ウ	七行目	御見合相濟候
		□□□□□□			ハ、早々御返し
五一頁下	九行目	公事方二□	三才	六行目	公事方之節
五一頁下	一〇行目	御渡被措候	三才	七行目	御渡被遊候
五一頁下	一三行目	為相糺候□	三ウ	三行目	為相糺候處
五一頁下	一四行目	相□候趣	三ウ	四行目	相決候趣

五一頁下	一四行目	□□寺院	三ウ	四行目	然處寺院
五一頁下	一五行目	寺伺候	三ウ	五行目	奉伺候
五一頁下	一五行目	相□リ	三ウ	五行目	相懸り
五一頁下	一八行目	私方江□□	四才	一行目	私方江請取
五一頁下	一八行目	去巳五月	四才	一行目	去丑五月
五一頁上	二行目	以後	四才	三行目	候後
五一頁上	二行目	□□□□	四才	三行目	御役替
五一頁上	二行目	寅二拾老歳	四ウ	四行目	寅三拾老歳
五一頁上	二行目	□□	四ウ	五行目	假令
五一頁上	二行目	の□□□□	四ウ	五行目	之節二
五一頁上	一四行目	預置	四ウ	七行目	預ヶ置
五一頁上	一五行目	願を	四ウ	八行目	疑を
五一頁上	一五行目	不手取	四ウ	八行目	不取
五一頁上	一六行目	□□	四ウ	八行目	取受
五一頁上	一六行目	有之趣	四ウ	九行目	道之趣
五一頁上	一六行目	押込二付	四ウ	九行目	押込可申付
五一頁下	九行目	寅八十歳	五才	一〇行目	寅八拾歳
五一頁下	一七行目	□□	五ウ	五行目	縦令
五一頁上	一行目	罷在候て	五ウ	七行目	罷在候ハ、
五一頁上	三行目	妻帯二而	五ウ	九行目	妻帯二而者
五一頁上	五行目	旁不埒二候	五ウ	一一行目	旁不埒二付
五一頁上	一一行目	寅五拾五歳	六才	五行目	寅五十五歳
五一頁上	一二行目	不埒之筋	六才	六行目	不念之筋
五一頁上	一五行目	御箱訴之趣	六才	八行目	御箱訴書之趣

五三頁下	一行目	被差遣	六ウ	一行目	ツ、差遣
五三頁下	二行目	作州勝手	六ウ	二行目	作州者勝手
五三頁下	六行目	候処	六ウ	六行目	仕来無本寺二
					而宗派之教等無之儀他國
					迄も相聞候哉
五三頁下	八行目	本寺を□□	七オ	三行目	本寺を□頼
五三頁下	九行目	本願寺	七オ	四行目	本願寺江
五三頁下	九行目	候て	七オ	五行目	候ハ、
五三頁下	二行目	六名村	七オ	七行目	山名村
五三頁下	一六行目	歎□敷	七ウ	五行目	歎ヶ敷
五三頁下	一六行目	相願	七ウ	六行目	相願
五三頁下	一六行目	正教	七ウ	六行目	正敷
五三頁下	一六行目	申渡	七ウ	六行目	申度
五三頁下	一八行目	相願候得共	八オ	一行目	相願候得共
五三頁下	一九行目	姉から	八オ	二行目	姉から
五四頁上	一行目	榮順を	八オ	五行目	榮順者
五四頁上	二行目	是迄□□	八オ	五行目	是迄段々
五四頁上	四行目	及相談処	八ウ	一行目	及相談候処
五四頁上	五行目	大久保二も	八ウ	二行目	大久保村二も
五四頁上	六行目	相□	八ウ	三行目	相妨候二付
五四頁上	六行目	行付	八ウ	四行目	片付
五四頁上	七行目	四ヶ村を	八ウ	五行目	四ヶ村者
五四頁上	七行目	六□□□	八ウ	五行目	六年以来
五四頁上	八行目	大寶寺	八ウ	六行目	大寶寺

五四頁上	八行目	書付て差出	八ウ	六行目	書付差出
五四頁上	一三行目	故□□	九オ	四行目	故与存
五四頁上	一三行目	去ル巳八月	九オ	五行目	去ル丑八月
五四頁上	一四行目	相願	九オ	六行目	相願
五四頁上	一五行目	相功	九オ	七行目	相巧
五四頁上	一七行目	相知	九ウ	二行目	相弘
五四頁上	一九行目	大寶寺	九ウ	四行目	大法寺
五四頁上	一九行目	御□	九ウ	五行目	御料
五四頁上	二〇行目	□□間濟	九ウ	五行目	兩願
五四頁上	二〇行目	□□入	九ウ	六行目	驚入
五四頁下	二行目	相候得共	一〇オ	一行目	相濟候得共
五四頁下	四行目	妻帶寺	一〇オ	三行目	兼帶寺
五四頁下	九行目	拾五六年	一〇ウ	一行目	拾五年
五四頁下	一行目	海順ハ	一〇ウ	三行目	海順
五四頁下	二行目	本□無之	一〇ウ	五行目	本寺無之
五四頁下	二行目	隱居寺杯と	一〇ウ	六行目	隱居寺杯と
五四頁下	二六行目	来寺等	一〇オ	三行目	末寺等
五四頁下	一八行目	御預	一〇オ	五行目	御預り
五四頁下	一八行目	貧着	一〇オ	五行目	貧着
五四頁上	五行目	被呼出	一一ウ	五行目	江呼出
五四頁上	六行目	申□□付□□共	一一ウ	五行目	申付候然共
五四頁上	一〇行目	成□	一二オ	三行目	成共
五四頁上	一一行目	真言宗成	一二オ	四行目	真言宗二成とも

(この韻植は以下すべてであり、あととは省略する)

五五頁上一四行目	百七拾石	一二ウ	一行目	百七拾石有之
五五頁上一四行目	皮多	一二ウ	一行目	皮田 ×
五五頁上一八行目	外村ニ	一二ウ	六行目	外村々
五五頁下三行目	真加部村	一三才	二行目	真可部村
五五頁下三行目	且加	一三才	三行目	且家
五五頁下三行目	もの共	一三才	三行目	もの□
五五頁下七行目	大宝而	一三才	七行目	大宝寺
五五頁下七行目	参り□□	一三才	七行目	参り取置
五五頁下七行目	道法□□□□	一三ウ	一行目	道法拾余有之
五五頁下一〇行目	御野郡	一三ウ	四行目	佐野郡
五五頁下一一行目	建立	一三ウ	六行目	建「立」
五五頁下一三行目	妻帯	一四才	二行目	妻可申
五五頁下一六行目	先住貴法	一四才	五行目	先清兵衛
五五頁下一七行目	後二出生	一四才	六行目	後之出生
五六頁上五行目	寺内ニ	一五才	三行目	年内ニ
五六頁上六行目	□□寺内	一五才	四行目	都而寺内
五六頁上七行目	申立候	一五才	五行目	申之
五六頁上八行目	申立	一五才	六行目	申之
五六頁上八行目	申口と	一五才	六行目	申口者
五六頁上九行目	近村之	一五才	一行目	近村々
五六頁上一〇行目	有之候哉	一五ウ	二行目	有之候処
五六頁上一〇行目	同寺且家	一五ウ	三行目	同寺且家
五六頁上一二行目	□□□□□	一五ウ	五行目	住地蔵經
五六頁上一四行目	□□真言	一五ウ	七行目	光明真言

五六頁上一四行目	土火葬	一六才	一行目	土葬又火葬
五六頁上一四行目	請手次第	一六才	一行目	請手次第
五六頁上一五行目	拾五ヶ村と	一六才	二行目	拾五ヶ村も
五六頁上一七行目	□□	一六才	四行目	逸之
五六頁上一八行目	小原南村	一六才	五行目	「なし」
五六頁上一八行目	飯岡村	一六才	五行目	飯田村
五六頁下二行目	久藏	一六ウ	二行目	大藏
五六頁下八行目	相録来候	一七才	一行目	相济来候
五六頁下八行目	皮田寺之事	一七才	二行目	皮多寺之分
五六頁下一〇行目	□者	一七才	五行目	分者
五六頁下一四行目	寺伺候	一七ウ	二行目	奉伺候
五六頁下一五行目	玉林を	一七ウ	四行目	玉林者
五七頁上五行目	追々呼出	一八才	四行目	追々呼寄
五七頁上六行目	取斗ハ	一八才	五行目	取斗ハ
五七頁上七行目	可致杯	一八才	七行目	可致様
五七頁上八行目	改之	一八ウ	一行目	銘々
五七頁上九行目	一同申立	一八ウ	二行目	一同申之
五七頁上一〇行目	存寄筋札候	一八ウ	三行目	存念承札候
五七頁上一三行目	申立候	一八ウ	六行目	申之候
五七頁上一四行目	生野役所	一八ウ	七行目	生野役所
五七頁上一八行目	□□	一九才	四行目	追而
五七頁下二行目	□□□候儀	一九才	七行目	再応相答候
五七頁下四行目	四郎右衛門	一九ウ	二行目	四郎兵衛

五七頁下	六行目	相談いたし	一九ウ	四行目	相對いたし
五七頁下	六行目	真加部村	一九ウ	五行目	真可部村
五七頁下	六行目	一向宗	一九ウ	五行目	一向宗皮多
五七頁下	六行目	教福寺預	一九ウ	五行目	教福寺形
五七頁下	一〇行目	生野役所	二〇オ	三行目	葬野役所
五七頁下	一三行目	□□□□□□□□	二〇オ	六行目	先住了音在住之
五七頁下	一六行目	不申立之由	二〇ウ	二行目	不申立由
五七頁下	一七行目	其旨	二〇ウ	三行目	了音
五七頁下	一七行目	□□坊	二〇ウ	四行目	即常坊
五七頁下	一八行目	□□坊	二〇ウ	四行目	恩教坊
五七頁下	一八行目	□□坊	二〇ウ	四行目	葬野役所
五七頁下	一八行目	生野役所	二〇ウ	四行目	下妻治部卿
五七頁下	一九行目	下妻□□頭	二〇ウ	五行目	即常坊恩教坊
五七頁下	一九行目	□□坊□□坊	二〇ウ	六行目	即常坊恩教坊
五八頁上	二行目	□□坊□□坊	二二オ	一行目	猶又了音
五八頁上	二行目	□□□□	二二オ	二行目	猶又了音
五八頁上	六行目	□□□□□□□□	二二オ	六行目	先住了音ハ呼出
五八頁上	一〇行目	申越由	二二ウ	三行目	申越候由
五八頁上	一〇行目	□□□□□□□□	二二ウ	三行目	承、村方
五八頁上	一〇行目	□□□□□□□□	二二ウ	四行目	承、村方
五八頁上	一〇行目	□□□□□□□□	二二ウ	五行目	八人のもの
五八頁上	一〇行目	□□□□□□□□	二二ウ	五行目	八人のもの
五八頁上	一四行目	海順	二二オ	一行目	海順
五八頁上	一四行目	申渡候内	二二オ	一行目	申渡一同
五八頁上	一六行目	本寺等	二二オ	三行目	本末等
五八頁上	一八行目	届出したし	二二オ	五行目	肩書いたし
五八頁上	一八行目	より	二二オ	六行目	を以

五八頁上	一九行目	有之候二付	二二オ	七行目	有之候付
五八頁下	一行目	宗判請候	二二ウ	一行目	宗判を請候
五八頁下	一行目	外村々々	二二ウ	一行目	外村々々
五八頁下	二行目	有候哉	二二ウ	三行目	有之候哉
五八頁下	三行目	相願	二二ウ	四行目	相願
五八頁下	三行目	請改宗	二二ウ	四行目	致改宗
五八頁下	三行目	可申様	二二ウ	四行目	可申杯
五八頁下	四行目	存□再三	二二ウ	五行目	存立在之
五八頁下	五行目	何方より	二二ウ	六行目	何方よりも
五八頁下	七行目	参候	二二オ	二行目	参り候
五八頁下	七行目	□□□□	二二オ	二行目	行之由
五八頁下	九行目	喜平治	二二オ	四行目	喜平次
五八頁下	一行目	相願	二二オ	六行目	相願
五八頁下	一行目	去ル巳八月	二二オ	七行目	去ル丑八月
五八頁下	二行目	御室御前	二二ウ	一行目	御室御所
五八頁下	二行目	罷越候	二二ウ	一行目	罷越、同
五八頁下	二行目	不相致候	二二ウ	五行目	不相知候
五九頁上	二行目	相願旨	二二オ	一行目	相願候旨
五九頁上	三行目	□□寺□□後	二二オ	三行目	儀出寺候以後
五九頁上	六行目	申口	二二オ	六行目	申候
五九頁上	八行目	□□下寺	二二ウ	一行目	符属下寺
五九頁上	九行目	□□改宗	二二ウ	三行目	驚入、改宗
五九頁上	一〇行目	候者	二二ウ	四行目	候ハ、
五九頁上	一行目	届けも	二二ウ	五行目	届も

五九頁上 一三行目	相願	二四ウ	七行目	相願
五九頁上 一三行目	改宗杯	二四ウ	七行目	改宗杯
五九頁上 一五行目	被申聞	二五オ	二行目	江申聞
五九頁上 一六行目	罷在候	二五オ	三行目	罷在度候
五九頁上 一七行目	先生一旦	二五オ	四行目	先達而
五九頁上 一八行目	取極	二五オ	五行目	所存
五九頁上 一八行目	又三郎	二五オ	六行目	又四郎
五九頁上 一八行目	〇〇〇〇〇〇	二五オ	六行目	其以前身上相
五九頁上 一八行目	〇〇〇〇			仕廻
五九頁下 一行目	孫七郎	二五オ	七行目	弥七郎
五九頁下 二行目	頭株	二五ウ	一行目	跡株
五九頁下 四行目	喜平治	二五ウ	三行目	喜平次 <small>也</small>
五九頁下 六行目	相願旨申立	二五ウ	五行目	相頼度旨申之
五九頁下 八行目	取〇無之	二六オ	一行目	取教無之
五九頁下 九行目	申〇罷在	二六オ	二行目	申争罷在
五九頁下 一〇行目	何方江〇	二六オ	二行目	何方江歟
五九頁下 一四行目	抑も	二六オ	七行目	所も
五九頁下 一六行目	相願哉付存	二六ウ	二行目	相願哉不存
五九頁下 一六行目	前出	二六ウ	二行目	前書
五九頁下 一八行目	申〇	二六ウ	四行目	申争
六〇頁上 一行目	者共	二七オ	一行目	もの共
六〇頁上 六行目	不宜候	二七オ	六行目	不宜候
六〇頁上 八行目	差置候	二七オ	七行目	差遣候
六〇頁上 八行目	喜平治	二七ウ	一行目	喜平次

六〇頁上 一〇行目	もの共	二七ウ	三行目	もの共ハ
六〇頁上 一三行目	かち	二七ウ	六行目	かめ
六〇頁上 一四行目	人別簿	二八オ	一行目	人別二洩
六〇頁上 一六行目	候事	二八オ	二行目	候ハ、
六〇頁上 一七行目	不申聞候処	二八オ	四行目	不申聞候故
六〇頁上 一七行目	仕来ニ從ヒ	二八オ	四行目	仕来ニ泥ミ
六〇頁下 五行目	いたし	二八ウ	四行目	いたし、教福
六〇頁下 六行目	生野役所	二八ウ	五行目	候積申合、玉林并
六〇頁下 六行目	新立候得共	二八ウ	五行目	葬野役所
六〇頁下 一〇行目	相願	二九オ	三行目	申立候得共
六〇頁下 一一行目	候て	二九オ	四行目	候ハ、
六〇頁下 一六行目	本寺杯	二九ウ	三行目	本寺杯
六〇頁下 一七行目	相願度	二九ウ	四行目	相頼度旨
六〇頁下 一八行目	翌丑年之儀	二九ウ	五行目	翌卯年之儀
六〇頁下 一九行目	同人跡	二九ウ	六行目	同人娘
六〇頁下 二〇行目	吟味〇〇	二九ウ	七行目	吟味引請
六〇頁上 一行目	相〇〇〇〇初	三〇オ	一行目	相願、最初
六〇頁上 二行目	又四郎右ハ	三〇オ	二行目	又四郎ハ
六〇頁上 一五行目	相懸候間	三〇オ	二行目	相懸候間
六〇頁上 一七行目	津山領分	三二オ	五行目	津山領
六〇頁下 一行目	眞嶋郡吉村	三二オ	五行目	眞宗寺村
六〇頁下 二行目	申シ	三二オ	六行目	申之



六二頁下	三行目	右類之入用	三二才	七行目	右類之入用
六二頁下	五行目	差図候儀	三二ウ	二行目	差留候儀
六一頁下	八行目	□□	三二ウ	五行目	大藏
六一頁下	九行目	申旨無之	三二ウ	七行目	申分無之
六一頁下	一四行目	差出候得者	三二才	五行目	差遣候得者
六一頁下	一六行目	不差出候処	三二才	六行目	不差遣候処
六一頁下	一六行目	差図候由	三二才	七行目	差留候由
六一頁下	一九行目	入用者	三二ウ	三行目	入用与
六一頁上	一行目	不差出候	三二ウ	四行目	不差遣候
六一頁上	二行目	過分之儀	三二ウ	五行目	少分之儀
六一頁上	二行目	相預候	三二ウ	五行目	相願候
六一頁上	三行目	私歎いたし	三二ウ	七行目	私欲いたし
六一頁上	三行目	行衛□□	三二ウ	七行目	行衛乍存
六一頁上	五行目	□□候迎	三二才	二行目	片付候迄
六一頁上	八行目	本寺之儀	三三才	五行目	本末之儀
六一頁上	一〇行目	不相願	三三才	七行目	不相願
六一頁上	一〇行目	存寄	三三才	七行目	存念
六一頁上	一二行目	相願	三三ウ	二行目	相願
六一頁上	一四行目	もの共ハ	三三ウ	五行目	もの共も
六一頁上	一五行目	候段	三三ウ	五行目	候段ハ
六一頁上	一八行目	此儀元	三三才	二行目	此儀本文
六一頁下	一行目	役人共者	三三才	三行目	役人共与
六一頁下	三行目	□□村役人	三四才	六行目	銘々村役人
六一頁下	七行目	□□領主役所	三四ウ	三行目	銘々領主役所

六二頁下	七行目	相願	三四ウ	四行目	相願
六二頁下	九行目	不相願	三四ウ	六行目	不相願
六二頁下	一一行目	相願	三五才	一行目	相願
六二頁下	一六行目	相聞	三五才	六行目	相決
六二頁下	一七行目	願之筋	三五才	七行目	願筋
六二頁下	一九行目	申立□	三五ウ	二行目	申之既
六三頁上	三行目	實々	三五ウ	六行目	實之
六三頁上	四行目	いたし□	三五ウ	七行目	いたし置
六三頁上	五行目	然者	三六才	一行目	然上者
六三頁上	五行目	子孫讓二	三六才	二行目	子孫讓リ二
六三頁上	七行目	實々	三六才	三行目	實之
六三頁上	九行目	□□ニ而	三六才	六行目	拾壹歳
六三頁上	一一行目	相用候度二	三六ウ	一行目	用候度々
六三頁上	一二行目	丑年迄	三六ウ	二行目	丑迄
六三頁上	一四行目	申伝込二而	三六ウ	四行目	申伝込二而
六三頁上	一七行目	だとい	三六ウ	七行目	たとひ
六三頁上	一八行目	無之共	三七才	一行目	無之候共
六三頁上	一九行目	罷在候て	三七才	二行目	罷在候ハ、
六三頁上	一九行目	支配役所二	三七才	三行目	支配役所江
六三頁下	一行目	人別に加へ	三七才	五行目	人別江加へ

小椋氏の『祠部職掌類聚』本を利用された成果についての論評は別の機会に譲ることにして、紙数もつきたので、本稿を終える。